

平成 30 年第 3 回定例会

西川町議会会議録

平成30年 9月3日 開会

平成30年 9月13日 閉会

西川町議会

平成三十年

第三回〔九月〕定例会

西川町議会議録

平成三十年

第三回〔九月〕定例会

西川町議会議録

平成30年第3回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議会諸報告.....	5
行政報告.....	1 1
議案の上程.....	1 7
提案理由の説明.....	1 7
人事案の審議・採決.....	2 1
決算認定案件の上程.....	2 3
提案理由の説明.....	2 3
監査委員の決算審査意見の報告.....	3 2
決算特別委員会の設置及び委員会付託.....	3 6
請願の常任委員会付託.....	3 6
散会の宣告.....	3 6

第 2 号 (9月4日)

議事日程.....	3 9
出席議員.....	4 0
欠席議員.....	4 0
説明のため出席した者.....	4 0
事務局職員出席者.....	4 0

開議の宣告.....	4 1
一般質問.....	4 1
宮 林 昌 弘 議員.....	4 1
佐 藤 幸 吉 議員.....	5 0
佐 藤 耕 二 議員.....	6 6
大 江 広 康 議員.....	8 6
散会の宣告.....	9 1

第 3 号 (9月5日)

議事日程.....	9 3
出席議員.....	9 4
欠席議員.....	9 4
説明のため出席した者.....	9 4
事務局職員出席者.....	9 4
開議の宣告.....	9 5
一般質問.....	9 5
大 泉 奈 美 議員.....	9 5
飯 野 咲 子 議員.....	1 0 9
散会の宣告.....	1 2 2

第 4 号 (9月13日)

議事日程.....	1 2 3
出席議員.....	1 2 5
欠席議員.....	1 2 5
説明のため出席した者.....	1 2 5
事務局職員出席者.....	1 2 5
その他 (報告者)	1 2 5
開議の宣告.....	1 2 6
専決処分の承認.....	1 2 6
一般議案・補正予算案の審議・採決.....	1 2 8

決算特別委員会審査報告書の提出.....	1 6 1
決算認定案件の審議・採決.....	1 6 3
報告第 6 号.....	1 6 7
報告第 7 号.....	1 6 7
報告第 8 号.....	1 6 8
報告第 9 号.....	1 6 9
請願の審査報告.....	1 7 0
議員派遣について.....	1 7 2
閉会中の継続調査申出.....	1 7 3
日程の追加.....	1 7 3
意見書の提出について.....	1 7 4
閉議・閉会の宣告.....	1 7 5
署名議員.....	1 7 7

平成 3 0 年 9 月 3 日

平成30年第3回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年9月3日(月)午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
 - 同意第2号 西川町副町長の選任について
 - 同意第3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 同意第4号 西川町町有林運営委員会委員の任命について
 - 承認第8号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
 - 承認第9号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について
 - 議第42号 町道路線の廃止及び認定について
 - 議第43号 損害賠償の額の決定について
 - 議第44号 西川町小水力発電所設置条例の設定について
 - 議第45号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について
 - 議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第47号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第4号)
 - 議第48号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議第49号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議第50号 平成30年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)
 - 議第51号 平成30年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 人事案の審議・採決

同意第 2号 西川町副町長の選任について

同意第 3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 4号 西川町町有林運営委員会委員の任命について

日程第 8 決算認定案件の上程

認定第 1号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）

認定第 3号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

認定第 4号 平成29年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

認定第 5号 平成29年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

認定第 6号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

認定第 7号 平成29年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第 8号 平成29年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第 9号 平成29年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 提案理由の説明

日程第10 監査委員の決算審査意見の報告

日程第11 決算特別委員会の設置及び委員会付託

日程第12 請願の常任委員会付託

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局 長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田真知子	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	片倉正幸	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成30年西川町議会第3回定例会を開会します。

開議の宣告

伊藤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

伊藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、大江広康議員、3番、佐藤耕二議員を指名します。

会期の決定

伊藤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から9月13日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間に決定しました。

議会諸報告

伊藤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

6月13、14日、山形県町村議会議長会の臨時総会が金山町で開催されました。

総会では、平成29年度決算が報告、承認されました。

また、各地方町村議会議長会から提出された国及び山形県への要望事項として、本町議会が提出した「新たな（仮称）特例豪雪地帯の設定と支援について」など9議題を確認し、その実現に向けた実行運動方法などを決定するとともに、議会の権能、機能強化に関する特別決議がなされました。

6月26日には、西村山地方議長協議会の議員研修会が河北町の「サハトベに花」で開催され、本町議会議員9名が出席いたしました。

研修会では、「豊かな紅花文化」と題して谷地八幡宮宮司、林保彦氏から講演をいただき、研修をまいりました。

7月3日から5日まで、村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修が島根県美郷町並びに飯南町で行われました。

島根県のほぼ中央に位置し、人口4,700人程度の美郷町では、中山間地域の農業で深刻なイノシシなどの有害鳥獣被害を逆手にとり、捕獲と資源活用を連携し、捕獲したイノシシを「やまくじら」と名づけた精肉販売や缶詰などの加工品、革製品へと広げたブランド化に向けた取り組みについて、また、中国山地の中央部に位置し、人口5,000人ほどの飯南町では、出雲大社神楽殿に取りつけられる大しめ縄の製作をキーワードにした、「しめ縄のまちづくり」としてのブランド化の取り組みについて、それぞれ研修をまいりました。

7月31日には、村山地方町村議会議長会と村山地方町村会との合同会議が朝日町で開催されました。

会議では、広域観光の推進に対する各町の観光振興策について意見交換を行いました。

また、会議後には、開設された朝日町放課後児童クラブ「りんごっこ」を視察してまいりました。

8月1日、2日には、西村山地方議長協議会の行政視察が新潟県三条市並びに見附市で行

われ、私と古澤俊一副議長が参加しました。

旧三条市、栄町、下田村の3市町村が合併し人口9万8,000人の三条市では、市内全ての小中学校が併設型小中学校に移行した、9年間の一貫した教育による小中一貫教育の取り組みについて、また、新潟県の中央部に位置し、人口4万人の見附市では、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態を「ウエルネス」と呼び、まちづくりの中核に据え、日本一健康な町を目指した取り組みについて、それぞれ研修をしてまいりました。

8月24日には、西村山地方議長協議会と西村山地方総合開発推進委員会との合同で、議長、市町長が山形県の病院事業管理者、教育長、村山総合支庁長へ、各市町における重要事業を要望してまいりました。

特に、西川町関連では、広域的、幹線的なバス路線に対する財政支援並びに今後老朽化が進み補修が必要になった場合に莫大な費用の発生が予想される高速道路にかかるオーバブリッジの財政支援制度の創設について、強くお願いをしてきたところであります。

8月30日、31日には、山形、岩手、秋田3県合同の町村議会議長、事務局長の中央研修会が東京の全国町村議員会館で開催されました。

研修会では、「今後の政局の行方について」ジャーナリストの長谷川幸洋氏から、「地方議会改革、地方議会活性化について」を同志社大学大学院総合政策科学研究所教授の新川達郎氏から、「少子化問題の現実と今後の日本はどうなるのか」を東京大学大学院准教授の赤川学氏から、それぞれ講演をいただき、研修をしてまいりました。

また、31日朝、山形県選出国會議員、衆議院3名の方は地元へ帰郷してまいりましたので、参議院議員2名との懇談会が開催され、山形県町村議会議長会の要望について要望活動を行ってきたところであります。

最後に、7月30日から8月23日までの間、小山、岩根沢、志津・弓張平の3地区で、また、7月31日には公民館連絡協議会、8月7日には女性によるまちづくり会議「Loveらぼ」、さらに、8月17日には西川小学校PTA役員との「町民と議会の対話の集い」を開催しました。

対話の集いは、平成22年に初めて開催してから今回で8回目の開催となります。現在、皆様から出された貴重なご意見について取りまとめを行っており、詳細につきましては、次期定例会や議会だよりにおいて報告をいたします。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

9番、古澤俊一議員。

〔9番 古澤俊一議員 登壇〕

9番（古澤俊一議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

去る7月6日に開催されました平成30年第2回定例会の報告をいたします。

議事に入る前に、去る4月10日に告示されました西川町の町長選挙において小川一博町長が再選され、引き続き西村山広域行政事務組合理事に就任されたことの行政報告がありました。

議第7号では、西村山広域行政事務組合職員定数条例の一部改正について。このたびの改正につきましては、現在の救急体制は、各町の分署に1隊ずつ計4隊と寒河江市本署に2隊、合わせて6隊の編成であります。近年の救急出動件数の増加と救急搬送時間の長時間化に伴い、寒河江市本署にもう1隊増隊し、合計7隊の救急隊で西村山地域における救急体制の充実を図るため、消防の事務部局における職員定数を、現在の120人から128人に改正し、あわせて西村山広域行政事務組合全体の職員数を188人から196人に条例の一部改正が提案され、審議の結果、起立多数で原案のとおり決定されました。

議第8号では、西村山広域行政事務組合通信指令機器更新工事請負契約の締結について審議され、宮城県仙台市青葉区一番町3丁目1番1号、沖電気工業株式会社東北支社と、消費税込み2億4,678万円で契約することを、起立多数で決定いたしました。

議第9号では、財産（高規格救急自動車）の取得について、去る5月21日、指名業者が3社で行われ、山形市清住町2丁目6番23号、山形トヨタ自動車株式会社清住店から、消費税及び自動車重量税を含み3,117万4,696円で取得することを、起立多数で決定いたしました。

以上で、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

伊藤議長 次に、議会運営委員会の行政調査報告を行います。

議会運営委員長、青山知教議員。

〔議会運営委員長 青山知教議員 登壇〕

議会運営委員長（青山知教議員） 私より西川町議会運営委員会行政視察報告を行いたいと存じます。

平成30年6月21日より22日にかけて、福島県古殿町議会と天栄村両議会の議会活性化の取り組みについて視察をいたしてまいりましたので、ご報告申し上げます。

古殿町の沿革。昭和32年町制施行により古殿町となりましたが、約900年前、源頼朝が奥

州平定、戦勝祈願に兵をとめ鎌倉八幡神社を勧請して建設されたと言われています。代々の領主が八幡神社を守護するために隠居し、古い殿と呼ばれたことに由来しております。また、当時から伝わる流鏝馬神事は鎌倉幕府が伝えたもので、隣の寒河江市に伝わる流鏝馬と同じ系統というふうに伝わっております。

古殿町の沿革を申し上げます。古殿町は福島県南部に位置し、東西15.5キロ、南北19.5キロ、総面積163平方キロメートルがあり、人口が4,963人、男女の比は拮抗しております。森林面積が約7割を占め、杉の適地として植林されております。気象条件は県内では温暖なほうで、最高積雪30センチ程度で根雪になることはありません。

古殿町議会の概要を申し上げます。議員定数は12名で全員男性、無所属11名、日本共産党1名、平均年齢65.4歳であります。議会構成は、総務常任委員会が7名、産業建設常任委員会が5名、議会運営委員会6名、議会だより編集特別委員会6名となっております。

議会活性化の取り組み状況であります。一般質問は対面一問一答方式で行い、1議員おおむね1時間を目安としております。納得の度合いにより延長が諮られる場合もあります。質問者数は1定例議会6.5人、11件であります。予算及び決算については委員会方式をとらず本会議審査を基本として説明書のページ順に審議を行い、議事の公開、透明性を高めております。4年前より中学生議会を公民の授業として取り組み、地域の課題を学習し町の活性化を提言するとともに、主権者としての意識の高揚を図っておられたようであります。

開かれた議会の取り組みにつきまして申し上げます。議会開催の通知、議会広報紙や防災行政無線を活用し、10カ所の公民館への会議の開催を通知しております。ホームページの充実、議会の役割や仕組みのほか、一般質問の内容や審議を掲載しております。議会中継、現在は庁内みのライブ中継、議場隣接の委員会室にモニターを設置して傍聴者が視聴できるようにしております。傍聴者は平均19名、12月になると3倍ぐらいにふえる傾向があるようであります。

議会広報紙でございます。議会だよりは、昭和43年9月より創刊し、現在143号となります。定例会終了後40日以内を発行の目安としております。一般質問はもとより追跡レポートやみんなのページを掲載し、わかりやすい紙面づくりを心がけておられます。

議会の傍聴でございます。傍聴者への質問概要の配布と湯茶の提供を行っております。

所感であります。当議会と比較いたしますれば、議会基本条例の制定や議会報告会、対話の集いなど開催も実施していない状況であります。また、行政事業評価に基づく政策提言等も実施されてはおりません。今般、議会活性化のテーマでさせていただきましたが、議会の

活性化の基準があろうはずもなく、評価は町民による町の歴史の中で評価されるべきだと思われま。町の広報紙、観光パンフレット、議会だより、そして諸施設を見学させていただきましたが、町民全て生き生きとまちづくりに励んでおられる様子が感じ取られ、うれしく思われました。

天栄村であります。翌日、天栄村を視察させていただきました。

天栄村の沿革でございます。天栄村は、昭和30年近隣4村の合併により誕生いたしました。村の中央を分水嶺の鳳坂峠がございまして、この峠を境に東部は降雪の少ない農村と工業地区となり、西部会津側は積雪2メートルにも及び、県立公園やゴルフ場、スキー場などの観光スポットとして脚光を浴びている地区でもあります。

天栄村の概要であります。天栄村は、福島県の中通り、猪苗代湖の真下といいますが、南の下の方に位置しております。東西36キロ、南北13キロメートル、総面積225平方キロメートルがございまして、人口は5,714人、世帯数1,924世帯であります。「天の恵みによって村は栄える」のその名のごとく、自然との共生をテーマに掲げ、安心できる農産物の生産適地として環境王国認定市町村第1号の認定を受け、農業所得の向上と協働の村づくりに取り組んでおられます。

天栄村議会の概要であります。議員定数は10名で全員男性、無所属でございます。年齢代では、40歳代が1名、50歳代が1名、60歳代が6名、70歳代が2名であります。議会構成は、総務常任委員会5名、産業建設常任委員会が5名、議会広報常任委員会が5名、議会運営委員会が5名となって、当町と全く同じ構成であります。

議会運営への取り組み状況であります。議会運営委員会の開催、定例会は議会招集予定日の7日前の午後1時30分に開催し、臨時議会は当日の朝午前9時30分より開会されています。

議案書、議会運営委員会終了後、全員に配付しております。

請願及び陳情であります。原文のまま印刷配付し所管委員会付託を原則としております。

一般質問、定例会開催7日前の午前中までに、質問通告書に質問用紙を文書で提出しております。質問順序はくじ引きで決定いたします。理由は早目に提出して順番をキープする不公平感をなくすためとのことでもあります。質問は一問一答方式とし、議員の質問時間の持ち時間は40分、当局の答弁に制限はございません。質疑、同一議題に対しては3回、再々質問までを原則としております。評決、1件ずつ議題とし質疑採決を原則としておりますけれども、関連あるもの、例えば特別会計等々でございますけれども、一括議題として扱っておられます。

請願陳情について、本会議における所管の委員長より審査結果の報告を受け採決をしております。

開かれた議会の取り組みについて、透明性の確保についてでございます。予算決算等、重要事案につきましては、全員協議会の中で要旨の説明を受け、本会議で議員全員で情報の共有を図るとともに、より具体的な審議、討論となるようにしております。委員会方式をとらず全案件を本会議で審議し、質疑の公開と透明性を高めておられます。また、議会終了後、村議会ホームページに会議録を掲載し情報公開に努めております。

広報常任委員会の活動であります。村民に広く議会活動を知ってもらうために天栄村議会だよりを全戸配布しております。発行は定例会の翌月20日を発行基準としておりまして、わかりやすい紙面づくりを心がけ、毎年全国研修まで参加するなど、編集技術の向上に努めておられます。

天栄村、優良町村議会全国表彰であります。政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会であります。村議会が設置している3常任委員会がそれぞれ機能を発揮し、事業運営に供するものがあれば働きかけをするなど、村の振興発展につながるよう努力を重ねておられます。

対面方式の一般質問であります。1定例会の一般質問者は3.6人と少ないんでございますけれども、対面方式として議員の持ち時間が40分、時間内であれば再質問を制限しない、村営の運営に活発な質疑を行い、より身近な議会となるよう努力を重ねておられます。

議員の研修であります。議員及び事務局員が積極的な各種研修会に参加するとともに、隣接の鏡石町と先進地視察して1泊2日の研修を深め、また、講師を招いての全員研修会を実施するなど、活発な議会運営を目指しておられます。

以上の3点の事業が高評価を受けて受賞されました。

所感であります。所感は、前日視察いたしました古殿町と同じでありますけれども、議会ライブ中継の検討がなされていることがありましたけれども、議会活性化のテーマには物足りなさが少々残りました。しかし、廣瀬議長さん初め皆さんの笑顔の対応に心から感謝を申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

伊藤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

行政報告

伊藤議長 日程第4、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、平成30年第3回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

初めに、大雨による災害について申し上げます。

ことしの夏は、日本列島が記録的な猛暑に見舞われる一方、前線や数多くの台風の影響で大雨に見舞われました。未曾有の被害を及ぼした7月の西日本豪雨で犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧をご祈念いたす次第であります。

本町におきましても、8月5日の夕方から翌6日の朝方にかけて前線の影響により激しい雨が降り続けました。町内の24時間降水量は海味で186ミリ、砂子関の寒河江ダムで158ミリ、志津で219ミリ、大井沢で127ミリ、日暮沢で129ミリに達し、特に海味では平成25年7月豪雨の1.5倍に相当する降水量を記録いたしました。

幸いにして人的被害や建物被害はありませんでしたが、農地、農業用施設や林業用施設、道路、河川が被災いたしました。現在の被災箇所数及び被害総額につきましては、農地、農業用施設が52カ所2,800万円、林業用施設が20カ所810万円、道路が23カ所4,280万円、河川が5カ所210万円、その他、高速道路の関連で水路閉塞が2カ所ありました。

今回の災害に当たり、各区長及び地区会長の皆さんからは住民の安全確保、災害箇所の情報提供など全般にわたりご尽力をいただいておりますことと、町民の皆さんから応急復旧にご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

次に、要望活動について申し上げます。

7月20日に開催されました山形県町村会と県関係国会議員との懇談会及び関係機関への要望活動について申し上げます。

全国町村会館で開催された懇談会では、国の平成31年度予算案に反映させるため、県町村会でまとめた15項目について意見交換を行い、特に、高齢者のための施設の整備促進及び地上デジタル放送共聴施設の維持管理について検討いたしました。

高齢者施設では介護保険料の引き上げを招くことがなく、また、収入格差により著しく入居資格者が限定されることがない高齢者向け施設または施設群を整備するための新たな助成制度の創設を求めてまいりました。

地上デジタル放送共聴施設では、維持管理及び設備更新への財政支援制度の創設を求めたところであります。

懇談会終了後は、自民、公明両党と関係省庁に出向き要望活動を行ってまいりました。

私ども村山地方の町長は、厚生労働省及び農林水産省、林野庁を担当しまして、少子化社会対策の推進、農業・農村対策の推進など、8項目について要望活動を行ってまいりました。

今後も、県関係国会議員と連携し、町村からの提案実現に向けて努めてまいります。

次に、8月24日に行われました西村山地方総合開発重要事業の要望活動について申し上げます。

毎年、県に対して西村山管内自治体の市町長と議長が一緒になり、管内の重要事業について要望活動を展開しておりますが、ことしは病院事業局管理者、教育長を訪問するとともに、村山総合支庁長に要望を行ってまいりました。

本町からは、昨年度に引き続き、「幹線的なバス路線への財政支援について」及び「高速道路に架かるオーバブリッジの長寿命化対策について」を強く要望してまいりました。

これらの要望具現化につきましては、行政と議会の足並みが大変重要と思われまますので、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、6月10日に開催いたしました「笑顔満開！にしかわ健康まつり」について申し上げます。

町民の皆さんが現役延長運動を展開し、80代になっても健康で生きがいを持って暮らす現役80代を目指す取り組みを進めるため、毎年開催しておりますが、昨年度から町の保健医療福祉サービスエリアであるケアハイツ西川、町立病院、保健センターを会場に開催しております。当日は、昨年を上回る約300名の方々が来場されました。ケアハイツ西川で行われた開会セレモニーでは西川中学校吹奏楽部の見事な演奏で幕を開け、町立病院、須貝院長による「胃がんの予防について」と題した健康講話に参加者は熱心に聞き入っておりました。

また、新たな健康体操として「健康西川ワンツーマーチ」を健康づくり推進会議及び町婦人会の役員の方々からのご協力を得て初めて披露いたしました。そのほかにも、にしかわ保育園年中児の踊りの披露や健康落語、県内在住の人気タレントによるパフォーマンスなどが行われ、参加者の笑顔が会場いっぱいに広がりました。

また、今回も施設ごとにイベントを開催し、町立病院では、リハビリ室を開放して血管年齢や骨密度などの検査体験コーナーを設けたほか、ふだんは目にするのでできない検査機器の紹介、お薬や栄養に関する相談などを実施したところであります。

保健センターでは、食生活改善推進の方々による健康レシピ集「食」の試食コーナーや認知症のチェックコーナーのほか、今回から新たに町内歯科医院の先生のご協力により口腔ケア相談などを実施いたしました。そのほかにも、介護用品の展示、救急車や消防車の紹介コーナーなど、直接見て触れて体験できる内容に、参加者からは自分の生活を振り返るよい機会になったなどの声が寄せられました。

ご来場いただいた方々には、町の保健医療福祉施設の中でさまざまな体験をしていただき、みずからの健康に対し改めて認識していただく有意義な内容になったものと感じたところがあります。

次に、6月30日に西川交流センターあいべで開催いたしました平成30年度西川町交通・生活安全町民大会について申し上げます。

本大会は、町と交通安全推進協議会が主催し、各関係機関及び各種団体のご支援をいただき、町民一人一人に交通安全及び生活安全に係る意識の高揚を図るとともに、啓発を行うことにより町民の交通、生活の安心を確保し、住みよいまちづくりを推進するために毎年開催しております。

大会においては、「交通事故防止・飲酒運転撲滅について」と題し、寒河江警察署地域課西川駐在所の半田係長より公演をいただくとともに、アトラクションとして山形大学花笠サークル「四面楚歌」の皆さんによる元気あふれる花笠踊りをご披露いただきました。最後にご参加いただきました約200名の皆さんで、生活安全及び交通安全の確保は町民の安全で快適な生活の実現の基本であり、町民が一丸となり推進していくことを宣言し、大会を終了いたしました。ご協力いただきました各種団体並びにご参加いただきました議員の皆さんを初め町民の皆さんに感謝申し上げます。

次に、7月1日に月山湖まねきの丘で開催いたしました第28回水源を守る町民大会について申し上げます。

今回も、「きれいな命の水を、守り・届けよう！下流の友達に・未来のみんなに！」をテーマに、町民はもとより寒河江川上下流の県民の意識の高揚を図ることを目的として開催しております。当日は好天にも恵まれ、最上川ダム統合管理事務所長を初め、多くのご来賓の方々、衛生組合長や区長、町内会長など450名を超える関係者の皆さんからご参加いただき、

川をきれいにする運動のシンボル事業として会場周辺の環境整備を行っていただきました。また、毎年恒例となっている開会行事の水源地宣言を西川小学校4年生40名の皆さんから発表いただきました。その元気な宣言は湖面や周囲の山々にこだまし、参加者を感動させる素晴らしいものでした。ご参加、ご協力いただきました関係者、町民の皆さんに改めて感謝を申し上げます。

次に、8月3日に開催いたしました平成30年度西川町戦没者追悼式について申し上げます。

戦没者追悼式につきましては、町遺族会からの要望を受け、関係する方々のご理解とご協力をいただき、長年、町遺族会の事務局である社会福祉協議会が戦没者慰霊祭として主催しておりましたが、平成25年度からは町が主催となり社会福祉協議会に実施をお願いし開催させていただいております。

終戦から73年を迎えたことは、ご遺族70名、ご来賓27名をお迎えし、式典の中で戦没者の祖国発展への熱い思いを改めて深く心に刻むとともに、不戦と平和への決意を新たに、町民各位と力を合わせ、安心して心豊かに生活できる社会を築くために全力を尽くすことをお誓い申し上げたところであります。

次に、8月5日に河北町総合交流センター「サハトベに花」駐車場で開催されました平成30年度山形県消防協会西村山支部消防操法大会について申し上げます。

本大会は、消防業務を円滑に実施するため、消防団員の操法技術の向上と士気高揚を図り、有事即応の態勢確立に資することを目的として開催されており、各市町より2隊の計10隊が出場し、ポンプ車操法及び小型ポンプ操法の技術に熱戦を繰り広げました。

本町からは、ポンプ車操法に第2分団第2部の間沢消防団、小型ポンプ操法に第2分団第3部の沼山消防団が出場いたしました。1カ月半にも及ぶ早朝訓練を実施し、間沢消防団、沼山消防団ともに優勝し、さらに西川町消防団が最優秀消防団に輝き、完全優勝をなし遂げました。これもひとえに出場された選手はもちろん、指導に当たられた消防団幹部、西川分署員の方々、そしてご支援いただいた消防団員をはじめ消防関係者のご努力とご家族の方の支えがあったのことと思います。今後も引き続き安心、安全なまちづくりのために、さらなるご活躍を期待しているところであります。

次に、西川のまちづくり応援団総会について申し上げます。

関東ブロックの総会は、6月10日、東京上野を会場に町からの参加者16名を含む総勢82名で盛大に開催されました。また、東北ブロックの総会は、6月24日に仙台市で町からの参加者13名を含む総勢44名の参加を得てにぎやかに開催されました。

関東ブロックは会長、副会長の交代後2年目となり新たな協力店もふえ、わずかではありますが、さらに組織の若返りが図られたところであります。また、今年度実施する事業計画の説明や、町内各企業や事業所から提供していただいた景品による抽選会などを行ったところであります。

東北ブロックの総会では、昨年同様、「町と友好を結ぶ約束」を取り交わしております宮町商店街振興組合の方々のご出席をいただき、協力店からの紹介による新たな参加者もあり、両総会とも応援団の方々とともにさらなる交流を深めていくことを再確認いたしましたところあります。

また、例年東北ブロックで実施していただいております「七夕交流会」であります。ことしは8月6日に町内から20名の参加を得ての実施を予定しておりましたが、前日からの大雨により、当日の朝やむなく中止としたところあります。

さて、設立して22年目を迎えたまちづくり応援団ですが、団員の世代交代や、町内での交流や、受け入れ態勢の整備などの課題解決に取り組みながら、観光交流や特産品販売などを通じた産業振興、中学校の修学旅行などを通じた郷土やキャリア教育の拡充を図ることなど、まちづくりに対するご支援をいただけるよう、まちづくり応援団の存在意義や役割などについてお互いに確認しながら交流も行ったところあります。両ブロック総会には、議長を初め多数の議員の方々、町内の関係者の方々にご参加をいただきました。この場をおかりして御礼を申し上げます。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

まず、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン構想の一環として取り進めております東ヨーロッパ、モルドバ共和国選手団の受け入れに関する合意書の調印について申し上げます。

鶴岡市は、既に一昨年、モルドバ共和国を相手国としてホストタウンの登録を受けておりますが、昨年来、カヌー競技の受け入れを行うため協力の要請を受けていたところあります。これを受けて、協議検討、課題の整理などを行い、受け入れに向けて、ことし5月に、鶴岡市と西川町の共同で実施するホストタウン登録申請を行い、6月29日付で国の第8次登録として西川町が追加登録されたところあります。

これら一連の事務手続と並行して、6月末にモルドバ共和国オリンピック委員会会長、事務局長、秘書官の方々などが競技に使用される施設等の視察を行うため来県されることになりまして、本町のカヌー競技につきましても、6月30日に月山湖で開催されました東北中学

生カヌー大会の視察をいただき、あわせて本町での受け入れに関するプレゼンテーションなども行ったところであります。同日夜には、鶴岡市内で200人規模の歓迎パーティーが行われ、議員の皆さんからのご出席をいただき、まことにありがとうございました。

これらの日程を経て、7月2日、鶴岡市役所におきまして同国選手団の事前合宿受け入れに関する合意書の調印を完了したところであります。

今後は、具体的な合宿の受け入れの調整を行い、実現に向けて努力してまいります。身近なイベントとして感じることができるよう内容での交流も図ってまいりたいと考えております。そして、カヌー競技の一層の普及振興とカヌーの町西川のPR、また、モルドバ共和国とのさまざまな交流が図られるための取り組みを鶴岡市とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、8月14日に開催いたしました西川町成人式について申し上げます。

ことしの成人式は、平成9年度に生まれ、主に平成24年度に西川中学校を卒業した53名が対象者で、当日は45名の参加をいただきました。

記念式典の中で、二十歳の主張としてお二人から発表をいただきましたが、お二人とも将来へのしっかりとした思いと決意、そして、家族や地域への感謝の気持ちを述べられており、非常に感銘を受けたところであります。

二十歳の集いは、新成人による実行委員会による自主的な企画運営を行っていただきましたが、皆さん久々の再会を喜び、恩師の西川中学校の先生方とともに、仲むつまじく歓談されていた様子でありました。

新成人の方々には、西川町の次世代の担い手として今後のご活躍をご期待するとともに、離れて暮らす方にも、ふるさと西川とのかかわりを持ち続けていただくことをご祈念いたすものであります。

次に、8月26日に開催いたしました第64回町駅伝競走大会について申し上げます。

ことしは、昨年度と同数の18チームの参加をいただき、7区間、29.2キロメートルのコースで熱戦が繰り広げられたところであります。

この大会は、町の数あるスポーツ大会の中でも最も大きなイベントとなっており、あいにくの雨天の中ではありましたが、今回も大変な盛り上がりの中で開催されたところであります。

結果は、海味Aチームが11年連続の優勝を果たし、準優勝も海味Bチームが獲得し、第3位は間沢Aチーム、睦合A、吉川A、水沢Aの各チームが続きました。また、優秀選手、永

年出場表彰のほか、青少年育成町民会議による8組の親子出場の表彰も行われております。

海味チームは1位2位を占めるなど層の厚さを示した結果となりましたが、この大会では、成績だけにとらわれず、出場に向け、選手のみならず役員や各組織など地区を挙げての取り組みが、それぞれの地域の親睦や活力に結びついているのではないかと感じております。

また、本大会開催のためにご尽力をいただきました各公民館の関係者に敬意を表するとともに、ご協力いただきました町陸上競技会のほか、寒河江警察署、交通安全協会各支部、婦人会、そして、沿道で大きな声援をいただいた町民の皆さんに深く感謝申し上げます。

以上を申し上げます、9月定例会の行政報告といたします。

伊藤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

伊藤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第2号 西川町副町長の選任について、同意第3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第4号 西川町町有林運営委員会委員の任命について、承認第8号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、承認第9号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、議第42号 町道路線の廃止及び認定について、議第43号 損害賠償の額の決定について、議第44号 西川町小水力発電所設置条例の設定について、議第45号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について、議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第47号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第4号）、議第48号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第49号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第50号 平成30年度西川町病院事業会計補正予算（第2号）、議第51号 平成30年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）、以上15議案を一括上程します。

提案理由の説明

伊藤議長 日程第 6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第 2 号につきましては、西川町副町長の選任についてであります。

西川町副町長、高橋勇吉君は平成30年 9 月 9 日をもって任期満了となりますので、2 期目も引き続き選任するため、提案するものであります。

同意第 3 号につきましては、西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

西川町固定資産評価審査委員会委員、柴田隆一君は、平成30年 9 月23日をもって任期満了となるので引き続き選任するため、また、西川町固定資産評価審査委員会委員、佐藤勝男君は、平成30年 9 月30日をもって任期満了となるので、その後任として、沼山の荒木一範君を新たに選任するため、提案するものであります。

同意第 4 号につきましては、西川町町有林運営委員会委員の任命についてであります。

西川町町有林運営委員会の学識経験者委員、渡邊久一郎君は平成29年12月 5 日に逝去されましたので、その後任として入間の佐藤安広君を新たに任命するため、提案するものであります。

承認第 8 号につきましては、西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてであります。

西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第 1 項の規定により 6 月29日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めため提案するものであります。

条例の制定の内容につきましては、平成30年 6 月 6 日に生産性向上特別措置法が施行されたことに伴い、償却資産に係る固定資産税の減免規定を定めたものであります。

承認第 9 号につきましては、平成30年度西川町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認についてであります。

平成30年度西川町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定により 8 月17日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めため提案するものであります。

補正予算の内容につきましては、8 月 5 日から 6 日にかけての大雨に係る被害等に伴い、

公共土木施設災害及び農地・農業用施設災害測量設計委託料並びに町単独災害復旧工事請負費及び応急措置等、緊急を要するものに対応するための補正であります。

議第42号につきましては、町道路線の廃止及び認定についてであります。

地域開発及び産業振興等に資するとともに、社会経済情勢の変化に適応させるため、町道路線の廃止及び認定をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

議第43号につきましては、損害賠償の額の決定についてであります。

損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものであります。

議第44号につきましては、西川町小水力発電所設置条例の設定についてであります。

新たに大井沢小水力発電所を設置するため提案するものであります。

議第45号につきましては、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第46号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改定するため提案するものであります。

議第47号につきましては、平成30年度西川町一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,330万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,481万6,000円といたすものであります。

歳出の主なものから申し上げます。

職員の人事異動等に伴い、各款にわたり、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に要する経費の組み替えを行うとともに、8月5日から6日にかけての大雨に伴う時間外勤務手当の所要額を追加するものであります。

給与等に要する経費等以外につきましては申し上げますが、第2款総務費につきましては、町内移住者に対し、県産米、みそ、しょうゆを支給するための報奨金10万円、月山自然水工場充填ライン修繕料280万5,000円、月山湖大噴水点検整備委託料164万6,000円の追加などあります。

第3款民生費につきましては、西川保育園消防設備修繕料13万7,000円、児童遊園整備事業補助金4万5,000円の追加などあります。

第4款衛生費につきましては、保健センターエアコン修繕料11万9,000円、水道事業会計繰出金2,210万円の追加などがあります。

第6款農林水産業費につきましては、啓翁桜1億円産業を目指してのPRのためのネクタイ、スカーフ購入費21万1,000円、大井沢小水力発電に伴う大井沢堰水路蓋購入費162万5,000円、森林経営意向調査対象リスト作成委託料48万円の追加などがあります。

第7款商工費につきましては、起業支援事業補助金300万円の追加などがあります。

第8款土木費につきましては、町道本道寺線道路改良工事に伴う用地測量業務委託料90万円、工事請負費150万円、用地購入費20万円、西川河川公園のグラウンドゴルフ場の張りかえ用の芝購入費55万円の追加などがあります。

第9款消防費につきましては、海味太郎地内消火栓更新工事請負費48万6,000円、海味山岸地内消火栓更新工事請負費36万8,000円、災害ハザードマップ印刷費28万3,000円の追加などがあります。

第10款教育費につきましては、公民館等施設整備事業補助金24万3,000円、西川町民スキー場ナイター照明修繕料264万5,000円の追加などがあります。

第11款災害復旧費につきましては、8月5日から6日にかけての大雨に係る被害等に伴い、農業施設災害復旧工事請負費1,160万円、農林業災害復旧事業補助金1,427万5,000円の追加があります。

第13款諸支出金につきましては、人間のご出身で大阪市に住まわれておりました故佐藤トシ子氏の遺産寄贈に伴う地域福祉基金積立金1,845万9,000円の追加があります。

歳入につきましては、第9款地方交付税1,366万6,000円、第11款分担金及び負担金58万円、第13款国庫支出金5万4,000円、第14款県支出金688万円、第16款寄附金1,845万9,000円、第17款繰入金199万3,000円、第19款諸収入42万円、第20款町債2,210万円の追加などがあります。

議第48号につきましては、平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)があります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,787万5,000円といたすものであります。

歳出につきましては、県広域化に伴う国保事業広告システム改修委託料18万4,000円、平成29年度事業の確定による国及び社会保険診療報酬支払基金からの交付金など超過分の返還金130万4,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、委託料は特別調整交付金で、返還金は繰越金で、それぞれ対応するものであります。

議第49号につきましては、平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,305万円といたすものであります。

歳出につきましては、平成29年度決算に伴い、一般会計繰出金199万3,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、平成29年度支払基金交付金の精算に伴い、介護給付費交付金170万9,000円と地域支援事業支援交付金28万4,000円の計199万3,000円を追加し、平成29年度決算に伴い、介護給付費準備基金繰入金5万7,000円を減額し、繰越金5万7,000円を追加するものであります。

議第50号につきましては、平成30年度西川町病院事業会計補正予算（第2号）であります。

資本的収入及び支出について、既決予定額にそれぞれ219万3,000円を追加し、歳入総額については752万1,000円、支出総額については5,158万6,000円といたすものであります。

補正の内容は、山形県新型インフルエンザ対応医療機関への医療資機材配備補助事業により町立病院に人工呼吸器1台が配備決定されたことによるものであります。

議第51号につきましては、平成30年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収入及び支出の予定額を69万9,000円増額し、収入支出の予定額をそれぞれ1億9,797万8,000円といたすものであります。

補正の内容は、原水及び浄水費の修繕費を増額するものでありますが、資本的収入であります。既決の予定額に出資金2,210万円を増額し1億4,484万4,000円といたすものであります。

岩根沢紫外線処理施設整備工事に一般会計からの出資金を増額するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

人事案の審議・採決

伊藤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第2号 西川町副町長の選任についてを議題とします。

本案を審議するに当たり、高橋勇吉副町長の退場を求めます。

〔副町長 高橋勇吉君 退場〕

伊藤議長 議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第2号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

高橋勇吉副町長の入場を許します。

〔副町長 高橋勇吉君 入場〕

伊藤議長 同意第3号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第3号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第4号 西川町町有林運営委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第4号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休憩をします。

再開は11時00分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

決算認定案件の上程

伊藤議長 日程第8、決算認定案件の上程を行います。

認定第1号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで10議案を一括上程します。

提案理由の説明

伊藤議長 日程第9、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました決算認定案件についてご説明申し上げます。

認定第1号から第10号につきましては、平成29年度西川町歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出決算については、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにより、3月31日並びに5月31日に各会計の出納を閉鎖いたしましたところであります。

病院事業会計及び水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、両会計ともに5月18日にそれぞれの長から決算の調書が提出されております。

また、普通会計及び特別会計につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から決算の調書が提出されております。

それを受けまして監査委員の審査に付し、本日、監査委員の意見を付しまして認定に付するものであります。

詳細につきましては会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご認定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 一般会計、特別会計決算の内容説明を求めます。

松田会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長 松田真知子君 登壇〕

松田会計管理者兼出納室長 それでは、認定第1号 平成29年度一般会計及び認定第2号から認定第8号までの平成29年度特別会計について内容の説明を申し上げます。

なお、病院事業会計につきましては病院事務長、水道事業会計につきましては建設水道課長からの説明となりますので、よろしくお願いたします。

最初に、一般会計についてであります。さきにお渡ししております歳入歳出決算付属資料に基づきまして決算の概要を申し上げます。

1ページの下段のほうをごらんになっていただきたいと思います。

平成29年度は第6次総合計画「“キラリ 月山”健康 元気 にしかわ!」の前期計画の集大成に取りかかる年度として位置づけられ、町が有する資源や生活文化価値などの西川町のよさを再認識し磨き上げ、その活用を図っていくための事業や施策が実施されました。

当初予算53億4,500万円に繰越明許費、継続費通次繰越額、さらに補正を含めた最終予算では58億7,118万8,000円となりました。

2ページをごらんください。

決算規模では、歳入総額57億3,461万3,000円、歳出総額55億717万7,000円で、前年度に比べ歳入で7.6%、4億7,448万8,000円の減、歳出では5.0%、2億8,934万8,000円の減となっております。

決算収支について申し上げます。

平成29年度における歳入歳出差引額 2 億2,743万6,000円から平成30年度へ繰り越すべき財源7,184万3,000円を控除した実質収支は 1 億5,559万3,000円となり、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 1 億1,626万5,000円の赤字となっております。

財政構造について申し上げます。

先ほど申し上げました歳入総額57億3,461万3,000円のうち、町税は 7 億7,668万3,000円で、前年度に比べ0.8%、622万3,000円の減となり、平成20年度以降減少し続けているところです。

税目別に見ますと、個人町民税は前年度に比べ1.3%、222万4,000円の増、法人町民税についても15.5%の318万7,000円の増となっております。

固定資産税は、償却資産分や国有資産等所在市町村交付金等の減少により、1.9%、1,004万6,000円の減となりました。

ほかの税目では、軽自動車税は1.5%、25万9,000円の増となりましたが、たばこ税は6.6%、165万3,000円、入湯税は1.7%、19万4,000円の減となりました。

地方譲与税は5,427万8,000円で、前年度に比べ1.6%の減となっております。

利子割交付金は104万5,000円で、前年度比51.9%の増、配当割交付金は24.7%増の136万1,000円、株式等譲渡所得割交付金も146.2%増の137万6,000円となっております。

地方消費税交付金は、前年度に比べ2.7%増の9,347万4,000円、自動車取得税交付金は33.3%増の1,541万8,000円、地方特例交付金は16.4%増の139万7,000円となったものであります。

地方交付税は25億351万9,000円で、前年度に比べ0.7%、1,765万8,000円の減となっております。内訳は、普通交付税が地域経済・雇用対策費の減少などにより、前年比2.5%減の21億4,901万7,000円、特別交付税は豪雪に伴う除排雪経費に係る財政措置などにより、前年比12.1%増の 3 億5,450万2,000円となっております。

分担金及び負担金は65万8,000円で、老人保護措置費個人負担金の減少により、前年度比39.8%の減となりました。

使用料及び手数料は6,712万9,000円で、路線バス使用料や長期賃貸住宅使用料の増加により、前年度比8.5%、528万1,000円の増となりました。

国庫支出金は 4 億3,818万5,000円で、前年度に比べ12.3%、6,139万3,000円の減となっております。臨時道路除雪事業費補助金などが増加したものの、地方創生加速化交付金や学校

施設環境改善交付金などが減少したものであります。

県支出金は2億2,271万1,000円で、前年度に比べ12.3%、3,122万1,000円の減となっております。地域密着型介護施設等整備交付金や参議院議員選挙委託金などが減少したことによるものであります。

寄附金は1億7,097万1,000円で、ふるさとづくり寄付金が1億7,086万1,000円あったため、前年度に比べ127.0%、9,566万円の増となっております。

繰入金は4億8,801万2,000円で、うち4億円は財政調整基金からの繰入であり、また、ふるさとづくり基金から5,500万円、地域福祉基金から3,000万円などを繰入したことにより、前年度に比べ5.4%、2,507万円の増となっております。

町債は5億2,250万円で、路線バス運行事業などの過疎対策事業の発行が増加したものの、防災行政無線更新事業や橋梁補修事業などの減により、前年度に比べ49.6%、5億1,331万2,000円の減となっております。また、臨時財政対策債は、前年度比3.0%、411万2,000円減少し、1億3,330万円の借入額となりました。

歳入の目的別構成比では、地方交付税43.7%、町税13.6%、町債9.1%、繰入金8.5%などとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出総額は55億717万7,000円で、前年度に比べ5.0%、2億8,934万8,000円の減となりました。

構成割合を目的別に見てみますと、土木費18.3%、民生費16.3%、総務費15.4%、教育費14.4%、公債費11.0%などとなっています。

性質別構成比では、普通建設事業費が20.2%を占めており、次いで人件費15.6%、補助費等15.0%、物件費13.3%、公債費11.0%などとなっております。

人件費に扶助費、公債費を加えました義務的経費は17億3,905万3,000円で、構成比は31.6%となり、前年度比で2.1%、3,535万6,000円の増となっております。このうち人件費は、職員数の増加や給与改定などにより、前年度に比べ2.8%、2,384万8,000円の増となりました。

扶助費は臨時福祉給付金支給事業の減少などにより5.0%、1,444万3,000円の減、公債費は過疎対策事業債のうち、平成25年度発行の住宅団地造成事業などの元金償還開始により、前年度比で4.5%、2,595万1,000円の増となりました。

補助費は全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金や西村山広域消防分担金などの増に

より、前年度に比べ2.2%、1,755万円の増となりました。

維持補修費は豪雪による除雪経費の増加により、前年度に比べ31.7%、5,184万8,000円の増となりました。

普通建設事業費は11億1,303万2,000円で、町営住宅や町道改良の整備事業などが増加したものの、防災行政無線更新事業や町民体育館整備事業などが減少したことにより、前年度に比べ32.1%、5億2,527万6,000円の減となりました。

災害復旧事業費は2,282万1,000円で、前年度に比べ22.3%、653万5,000円の減となりました。

この結果、普通建設事業費に災害復旧事業費を加えた投資的経費は11億3,585万3,000円で、前年度に比べ31.9%、5億3,181万1,000円の減となっております。

普通会計の財政状況を示す各指標は、財政力指数0.240、経常収支比率90.8%であり、健全化判断比率である実質公債費比率9.3%、将来負担比率2.3%と健全財政を示しております。

平成29年度末の一般会計分の地方債現在高は67億3,698万1,000円で、前年度末現在高67億7,477万8,000円と比較すると、0.6%、3,779万7,000円減少しております。

また、平成29年度末の基金の状況ですが、財政調整基金14億4,694万2,000円、減債基金9億5,270万7,000円、町有施設整備基金4億2,334万2,000円、ふるさとづくり基金2億1,954万円などとなっております。

本町の財政構造は、歳入の64.3%が地方交付税、国・県支出金、町債が占め、町税は13.6%となっており、自主財源額は年々減少しております。今後においても現役世代人口の減少や償却資産分の税収の減収はもとより、地方交付税基礎数値の減少による交付額の減など、一般財源の確保は一層厳しい状況になることが懸念されます。

また、歳出面においては、公共施設やインフラ資産の老朽化が進んでおり、今後多額の改修、更新費用や維持管理経費が必要となることが予想され、長期的視点に基づいた財政負担の軽減や平準化を目指す必要があります。

今後も町民サービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ持続可能なまちづくりの実現に向け、町民と情報共有しながら、さらに開かれた行財政運営の推進に努めていかなければなりません。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、事業勘定の国民健康保険特別会計について申し上げます。

本町の国民健康保険の加入状況は、年間平均で前年度より18世帯減少し769世帯、被保険

者数では41人減少し1,264人となり、町全体に占める加入率は世帯で約41%、人口で約23%となっております。

決算収支ですが、歳入総額 7 億5,494万3,000円、歳出総額 7 億1,272万1,000円で、実質収支は4,222万2,000円の黒字となり、単年度収支で630万5,000円の赤字となっております。

歳入の主なものは、保険税が 1 億813万円で歳入総額の14.3%、国庫支出金が 1 億8,560万7,000円で24.6%、前期高齢者交付金が 1 億6,240万9,000円で21.5%、繰入金で6,083万9,000円で8.1%となっております。

保険税については、平成30年度からの県単位化を見据え、県平均程度まで引き上げる税率改正を行っており、平成29年度は 3 年目となります。現年度の収納率は99.41%と依然高い収納率となっております。これは、納税者のご理解、ご協力のほか、町税相談員を配置し、きめ細やかな徴収、督促に努めるとともに、定期的な滞納者対策会議、高額滞納者に対する生活再建検討会議などを開催し、収納率の向上に努めてきていることによるものです。

歳出におきましては、保険給付費が 3 億8,532万9,000円で歳出総額の54.1%、後期高齢者支援金等が6,895万7,000円で9.7%となり、両方で63.7%を占め、多くを医療に要する給付費となっております。

共同安定化事業は市町村間の保険料の平準化と財政の安定化を図るため、市町村が拠出金を出し合って運営する事業であります。歳入では、共同事業交付金が 1 億4,300万6,000円で歳入総額の19.0%を占め、一方、歳出では、共同事業拠出金が 1 億4,327万2,000円で歳出総額の20.1%となっており、前年度に比べ保険給付費が減少したことにより歳入歳出ともに減少しております。

今後も医療費抑制のため、レセプトを活用した訪問指導事業等を行い、重症化防止と適正受診を進めていく必要があるとともに、平成29年度末に策定した第2次データヘルス計画の目標値を達成するため各種の保健事業を実施し、生活習慣病の減少を図り、国保財政の健全な運営を維持していくものであります。さらに、平成30年度からの国保制度改正を前倒しして実施された国の特別調整交付金事業の保険者努力支援制度は、保険者の取り組みが保険税にじかに影響するため、あわせて対応を図っていくものであります。

続いて、施設勘定の大井沢歯科診療所会計について申し上げます。

歳入総額は354万1,000円、歳出総額が352万2,000円で、差し引き額は 1 万9,000円となりました。

歳入の内訳は診療報酬が97万9,000円、繰入金249万5,000円と前年度繰越金 6 万7,000円と

なっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

本事業につきましては、平成6年度より建設を開始、平成22年度で計画全区域が供用を開始しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金1億1,839万1,000円、使用料及び手数料4,907万4,000円、分担金及び負担金76万2,000円などで、歳入総額は1億7,131万3,000円となっております。

歳出につきましては、総務費2,591万6,000円、施設管理費3,356万7,000円、公債費1億1,113万8,000円で、歳出総額は1億7,062万1,000円となっております。

平成29年度末での接続率は82.6%となっておりますが、公平で健全な経営を行うために接続率を高めていくことが重要であり、引き続き各世帯の理解と協力を得ていく必要があります。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計は、水沢及び本道寺月岡地区の農業集落排水施設と西岩根沢地区簡易排水施設の維持管理に係る会計であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金2,266万6,000円、使用料575万9,000円などで、歳入総額は2,891万2,000円となっております。

歳出につきましては、一般管理費4万1,000円、施設管理費960万6,000円、公債費1,876万6,000円で、歳出総額は2,841万3,000円となっております。

寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計について申し上げます。

本会計は、寒河江ダム周辺環境整備地区の維持管理に係る会計であります。

歳入につきましては、本町を含む寒河江ダム下流域17市町村の負担金で運営を行っている寒河江ダム協議会からの負担金380万円などで、歳入総額は405万1,000円となっております。

歳出につきましては、施設維持管理のための人件費、委託料などで、歳出総額は368万1,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本会計は、平成20年4月から従来の老人保健法による老人保健制度にかわって新たに施行された独立した医療制度の会計であります。

歳入総額8,546万7,000円、歳出総額8,541万3,000円で、差し引き額は5万4,000円となっております。

歳入の内訳は、保険料5,281万4,000円、一般会計繰入金3,190万5,000円などであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金8,348万円で、その内訳は保険料負担金、保険基盤安定繰入分、広域連合の事務費負担金であります。そのほかは総務費139万4,000円であります。

介護保険特別会計について申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護サービスの給付を目的とした会計であります。

歳入総額 7億4,173万7,000円、歳出総額 7億4,158万円で、差し引き額は15万7,000円となっております。

歳入の主な内訳は、保険料について平成29年度賦課分の収納率が99.9%となり、1億3,286万円、国庫支出金 1億8,969万4,000円、支払基金交付金 1億9,273万3,000円、県支出金 1億667万2,000円、繰入金 1億786万9,000円となっております。

歳出の総額は前年度に比べ7.5%の増となり、うち保険給付費では 6億7,717万4,000円と、前年度に比べ6.9%の増となっております。

このうち介護サービス等諸費については、施設介護サービス費では、老人保健施設サービス費が施設入所者の減等により25.2%の減となったものの、地域密着型介護サービス費では、小規模多機能居宅介護が286.1%の増となりました。

また、介護予防サービス等諸費については、平成29年度に総合事業が完全移行したことにより、35.8%の減となりました。

一方、地域支援事業については、前年度比で8.9%の増、事業費全体で2,984万4,000円となっております。

今後も高齢化に対応した地域づくりを目指し、介護サービスの適正な提供と質の向上、認知症対策、介護予防の推進を図ってまいります。

最後に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

歳入総額は6万円で、諸収入が1,000円、繰越金が5万9,000円でありました。歳出についてはありませんでした。

以上を申し上げます、平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明とさせていただきます。

伊藤議長 次に、病院事業会計決算の内容説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 認定第9号 平成29年度西川町病院事業会計決算について説明いたします。
決算書の346ページをごらんください。

西川町立病院は、地域の不足している医療に積極的に取り組み、他の医療機関等との連携を図りながら安全で安心な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持、増進が図られるよう病院運営に努めてきたところであります。

平成29年度は、平成28年度末に策定いたしました西川町立病院新改革プランの実施初年度であり、町民に親しまれ、信頼される病院を目指し、事業改善を図ってまいりました。院内の待遇改善はもとより、医師の各地区健康まつり派遣や、第1回「笑顔満開！にしかわ健康まつり」などを通して、より親しみやすい病院づくりを心がけてまいりました。

また、平成25年度以降、検査システムや健康診断管理システム、医用画像システム「PACS」、医事業務システムなどを計画的に更新してきたことにより、電子カルテシステムの導入が可能となり、10月から本格稼働を開始いたしました。

まず、患者数の状況であります。入院患者数6,644人、対前年度比361人増となり、外来患者数は2万3,567人で、対前年度比618人の増となりました。

次に、会計状況であります。収益的収入といたしまして医業収益は対前年度比0.2%の減、医業外収益は4.9%の減で、収益合計が6億4,432万7,000円、対前年度比1,305万5,000円の減となりました。収益的支出では医業費用は0.5%の減、医業外費用は2.4%の増となり、費用合計で6億5,393万4,000円、対前年度比302万4,000円、0.5%の減となり、一般会計から2億5,500万円の繰り入れを行ったところであります。その結果、当年度純損失として960万7,000円を計上いたしました。なお、一般会計繰入金前の実質欠損額は2億6,160万7,000円であり、対前年度比596万9,000円、2.2%の減となりました。

次に、4条資本的収入であります。国保直診施設の運営に係る国保調整交付金4,000万円、一般会計出資金300万円であり、収入合計といたしましては4,300万円となったところであります。

資本的支出では、医療機器の購入や建物整備費の建設改良費、企業債償還元金でありまして、合計で7,986万9,000円となりました。

支出額に対して収入額が不足する額3,686万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、報告といたします。

伊藤議長 次に、水道事業会計決算の内容説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 平成29年度西川町水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

決算書の390ページをごらんいただきたいと思います。

本町水道事業は、給水区域の住民に対し良質で正常な飲料水を安定して供給することを使命として、町民の健全で豊かな生活と社会活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っております。平成29年度もこの趣旨にのっとり、これまで整備を図ってきた現施設を有効に活用してまいりました。

本町水道事業会計は、平成29年4月1日より全ての簡易水道事業を上水道事業に統合して、一つの会計として運営しており、施設については年次計画に基づき整備を進め、飲料水の安定供給に努めるとともに、より一層の事業効率化や住民サービスの向上、水道財政の健全化に取り組んでまいりました。

建設改良事業といたしましては、岩根沢紫外線処理施設実施設計業務委託、人間加圧ポンプ更新工事、下堀裏線排水管敷設替工事などを実施いたしました。

業務状況でありますけれども、平成29年度末における給水戸数は1,680戸であり、普及率は99.8%、給水人口は5,383人で普及率は99.9%となっております。年間総配水量77万1,089立方メートル、有収水量57万7,674立方となり、有収率については74.9%となりました。

経営状況でありますけれども、税抜きの収益的収支における事業収益は1億9,507万3,000円で、うち給水収益は1億2,441万円となりました。

事業費用については1億7,586万2,000円であり、当年度純利益として1,921万1,000円の計上となりました。

また、資本的収支では総収入額が1,524万7,000円に対し、総支出額が4,803万8,000円であり、差し引き3,279万1,000円の資金不足となりました。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74万円、過年度分損益勘定留保資金3,205万1,000円で補填いたしましたところがございます。

以上が水道事業会計の決算であります。よろしく願いいたします。

監査委員の決算審査意見の報告

伊藤議長 日程第10、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

高橋監査委員。

〔監査委員 高橋 将君 登壇〕

高橋監査委員 監査委員を代表して決算審査意見の報告をさせていただきます。

お配りしている決算審査意見書をお開きください。

平成29年度西川町歳入歳出決算審査意見書でございます。

審査の対象です。

平成29年度西川町歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりでございます。

(1) 西川町一般会計、(2) 西川町国民健康保険特別会計から(8) 西川町宅地造成事業特別会計までの7つの特別会計及び(9) 西川町病院事業会計、(10) 西川町水道事業会計です。

審査の期間です。

平成30年7月2日から23日の期間中、実質8日間で実施しました。

審査の方法です。

平成29年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産調書について、(1) 決算の計数は正確であるか、(2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正に効率的に行われているか、(3) 会計経理事務は関係法令等に準拠し正確に処理されているか、(4) 事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か、(5) 事務の合理化、経費の節減に努力しているか、(6) 前年度決算審査の指摘事項について必要な措置が取られたか、以上のことに主眼を置き、提出された書類等により調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、あわせて例月出納検査、定期監査の結果をも踏まえ審査を行いました。

審査の結果及び意見です。

審査の結果です。

審査に付された歳入歳出決算書等に基づき、決算状況の確認を行いました。

平成29年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の計数は正確であると認められます。

また、予算の執行、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、従前と比較して改善されていることが認められ、おおむね適正に行われているものと判断しました。

審査結果の意見です。

町の財政状況についてです。

歳入面では、町の独自財源である町税は、人口の減少による町民税の減や寒河江ダム関連の償却資産の減少のほか、閉鎖事業所の固定資産税滞納などにより、前年度より減少しました。また、町民体育館建設や同報系防災行政無線整備などの大型事業が終了したことにより、国・県支出金や町債が大きく減少しています。

歳出面では、住宅整備事業による増加があるものの、大型事業が終了したことにより2億9,000万円ほど減少しています。実質公債費比率は9.3%で0.6ポイントの減と改善し、地方公共団体の財政健全化の判断比率となっている将来負担比率は2.3%で、前年度より4.6ポイント減と改善しています。

また、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は90.8%で、町税、地方交付税の減少や豪雪による除雪経費の増加などから、昨年度より3.1ポイント増加しております。

一般会計における町債残高は67億3,698万1,000円で、3,779万7,000円減少しました。財政調整基金残高は14億4,694万2,000円となり、2億5,903万9,000円減少しています。

意見です。

自主財源が右肩下がり推移する中でも、実質公債費比率や将来負担比率を昨年度より抑えています。経常収支比率は90%に達し、依然として厳しい状況にあることから、今後の事務事業の執行及び財政運営に当たっては、特に次の事項に留意するよう要望します。

適正な事務事業の執行についてです。

財務事務について、監査における指摘・指導事項につきましては、下表のとおりでございます。

契約事務及び収入並びに支出事務の一部において見直すべき点があり、より正確な事務執行を行う必要がありますが、決算審査としては指摘に該当する事項はなく、指導や意見としてとどめており、昨年度から大きな改善が認められます。例月出納検査も含め、前年度は44件だった支出事務が適切でないものに関しては6件に、同じく31件だった契約事務が適切でないものは8件に、それぞれ減少しています。今後も内部チェックを徹底し、財務事務の適正な執行に努めていただきたいと思います。

なお、取り組んでいる事業そのものの実効性や役割などを見直す必要があると思われるものが数件あり、これらの問題解決等に努められるよう願います。

収入未済についてです。

前年度と比較して、町税の現年課税及び滞納繰越分の収入未済額が増加しました。これら

は、個人の滞納のほか、町内事業所の閉鎖や倒産に伴い、その事業所が果たすべき個人町民税の特別徴収分、さらに事業所の固定資産税などの未納が原因であります。今後ますます自主財源の減少が見込まれるという現状と町民の納税意識が非常に高い町であることを踏まえ、適正な納税等による住民間の負担の公平性を確保するとともに、事業所閉鎖に伴う問題は、その解決のための対策を早急に実施していただきたいと思っております。

健全な財政運営についてです。

人口減少と少子高齢化が進む中であって、取り組まなければならない課題も多く、本町の財政運営については今後とも厳しい状況が続くものと見込まれます。

自主財源である町税については、的確な賦課、徴収に努めるとともに、国・県に対しては地方交付税など安定的な財政運営に必要な財源が確保できるよう、所要の措置を講じることを強く働きかける必要があると思われまます。

一方、歳出については、今後も社会保障費や、老朽化が進む社会資本の整備費の増加などが見込まれることから、政策の優先順位を明確にし、選択と集中を図り、これまでの事務事業に関する点検や平成28年12月策定の西川町総合施設等管理計画に基づく公共施設等の適正な管理など、行政経費の節減、効率化に一層努めていただきたいと思っております。

病院事業会計においては、入院、外来とも前年度を若干上回り、一般会計からの繰り出しは前年度より少ない2億5,500万円となっています。しかしながら、更新した医事会計システム上の問題に気づかず、決算時になって損失計上となったことは大いに問題であり、今後の正確な事務執行に取り組んでいただきたいと思っております。町立病院は、町内唯一の医療機関として町民の健康と安心を守る体制を確保する必要があり、そのための経営改善に一層取り組んでいただきたいと思っております。

水道会計事業においては、簡易水道事業を統合したことにより、前年度との単純な比較が困難ではありますが、今後も有収率の現状を踏まえ、建設改良に当たっては計画的な積み立てを行うなど、なお一層将来を見据えた経営が必要になってくると思われまます。

社会経済情勢が急変する中、西川町の発展に向け、第6次西川町総合計画や西川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた人口維持や少子対策、産業振興、高齢者福祉など諸施策や7つの重点プロジェクトを推進するため、健全で持続可能な財政運営になお一層努めていただきたいと思っております。

5ページからは決算の状況でございます。

一般会計、各特別会計、各事業会計の状況でございますが、計数の読み上げについては省

略させていただきます。

以上で決算審査の意見の報告とさせていただきます。

決算特別委員会の設置及び委員会付託

伊藤議長 日程第11、決算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、平成29年度一般会計、特別会計、企業会計決算を審査するため、議長及び議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、議長と議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

請願の常任委員会付託

伊藤議長 日程第12、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務厚生常任委員会に付託をします。

散会の宣告

伊藤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時52分

平成 3 0 年 9 月 4 日

平成30年第3回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年9月4日(火)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田眞知子	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	片倉正幸	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

宮 林 昌 弘 議 員

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

〔8番 宮林昌弘議員 質問席へ移動〕

8番（宮林昌弘議員） 1番を争っているわけでないんですけども、今回もトップバッターで一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回、私は、被災し通行不能の大入間川橋をどうするのか、身近な問題を取り上げ、一般質問を行います。

平成25年7月の集中豪雨により、本町では被災箇所340カ所、被害総額15億円とも言われる大災害に見舞われました。激甚災害の指定を受け、3年間にわたる公共土木災害復旧事業や農林業災害復旧事業により原形復旧工事が実施されました。農業用水路や林道の町単独災害復旧事業では、町長の大英断により、95%の高率補助により地元負担5%で災害復旧工事が施工され、町内各地から大変よかった、ありがたいと称賛の声が聞かれました。

さて、今回、一般質問で取り上げた大入間川橋は町道月岡・入間線にかかる橋であります。平成25年7月の集中豪雨により、橋脚基礎部の河床流出により橋桁が折損し、通行不能にな

ってからことしで5年目になります。近隣地区の通行者は迂回しなければならず、大変不便を来している状況が続いております。また、大入間川橋は県道小山・海味線が土砂災害等で通行不能になった場合、禿山林道を通行する迂回道路にもなっていることもあり、早急に通行できるように関係地区の方は願っているところであります。被災した大入間川橋は原形復旧できるのか、それともかけかえするのか、いまだもって実施方針が定まっていない状況であることから、次の質問をいたします。

質問1、平成25年7月の豪雨により被災した大入間川橋が、96%の高率補助の激甚災害復旧事業に該当しなかったのはどうしてなのか、まず最初にお尋ねいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの宮林昌弘議員のご質問にお答えいたしますが、まず初めに、質問1の平成25年7月の豪雨により被災した大入間川橋が激甚災害復旧事業に該当しなかった理由についてであります。平成25年7月の豪雨につきましては、建設水道課管轄の災害が、公共災害42カ所、単独災害41カ所、その他災害として計上していない暗渠や側溝への流入土砂撤去など、近年にない災害でありました。そのような中、災害の有無については、あくまで目視を主体としての変状調査が最初であり、大入間川橋につきましては、目視による確認では橋面の状態に従来と変化は見られない状況でありました。災害の申請期限が被災後20日間と短く、全ての橋梁について橋脚や橋台の洗掘状態を確認することは、人員、時間の関係上、非常に無理かと考えておったところであります。

通行どめにつきましては平成27年7月から行っているわけですが、その際、従来よりも橋面が下がっていることを初めて感じ、橋梁点検車を用い、橋脚の水面付近までおりて、橋脚底版の一部が洗掘されている状況であることを確認し、一般開放するには耐えられないと判断しまして、通行どめとさせていただいたところであります。

以上が、これまでの該当しなかった理由と申しますか、それにつきましては以上のような状況であります。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 地元の方の話によりますと、26年になってから橋桁が折れていることを発見したようですが、25年災害発生時では担当課としては道路パトロール等もやったわけでございますので、その段階では気がつかなかった、災害が発見できなかったというよう

なことですけれども、大入間川橋も道路パトロールしたのかどうか、その点ちょっと確認したいと思います。

伊藤議長 答弁は伊藤建設水道課長。

伊藤建設水道課長 平成25年の豪雨災害については、当然、大入間川橋も点検はいたしました。点検といいましても、先ほど申し上げましたように、あくまで現況の橋面というか、橋の表面上の見た目での点検でございます。

大入間川橋につきましては、もともと橋脚の部分で橋桁が一部下がっていたというふうなことは認識しておりまして、この豪雨災害以前でも設計関係のコンサルタント等に聞き取りをして、これで問題ないのかというふうなことは確認を行っているところでございます。若干の上がりは従来から見られたというふうなことで、その時点では通行には支障ないというふうな判断のもとに通行はさせておいたというふうな状況でございます。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 私も平成26年のときに現地に行ってみました。あと、最近も、一般質問する関係上、現場に3回ほど足を運んでおります。きのう、夕方でしたけれども写真を撮ってまいりました。ちょっと写真、下手なものですからちょっと見にくいんですけども、ちょうど真ん中、中央の部分が折れているというようなことで、ちょっとよく見ないと折れているような感じがしない状況です。これは橋脚のちょうどこの部分に立っておりますんで、橋脚の基礎部が河床低下したために、大水で洗われたために、洗掘されたためにこの部分が折れたということで、ぱったり折れたわけでないからちょっと発見しにくかった点もあったかと思います。災害は発見した日が発生年だとよく言われます。そういうことで、激甚災害復旧にはちょっとチャンスを逃したのかなという感じも私はしております。

そんなことで、激甚災害では対応できなかったわけございまして、その後、担当課としても予算要求しながら調査費が計上されまして、橋桁が折損したやつが復旧できるのかどうか専門家に依頼したろうと思いますけれども、現地調査がなされたようでございます。その調査結果はどんな答えが出たのか、その点についてお聞きいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 橋梁の調査結果についてであります。現況を補修して対応できないか検討したところではありますが、現在の橋脚周辺を鋼矢板、鋼鉄の矢板ではありますが、打ち込み、その間を充填剤で満たし、沈下の抑制を図る方法はあるものと考えておりますが、橋脚自体が上流側に傾斜しておりまして、橋脚と桁の間にすき間が生じていることから、あくまで暫定的

な対策としかならないこと、また、現在の橋脚があることにより、河川法上必要とされる断面面積が確保できないため施工の許可が得られないことから、現況での復旧は適さないと判断いたしましたところであります。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） ただいま調査結果について話をお聞きしましたけれども、この話は地元、入間区のほうには詳細に説明がなされたのかどうか、その点について確認したいと思います。入間地区では毎年毎年、町長と語る会でも要望しているし、議会と語る会でもいろいろ要望しているんだけど全然進まないという話がよく聞かれます。そういう点で、調査結果については地元、入間区のほうに報告なされたのかどうか、そこを確認します。

伊藤議長 答弁は伊藤建設水道課長。

伊藤建設水道課長 この調査結果については、詳細については区のほうとは協議はされておられません。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 地元、入間区では毎年、町長にお願いしているということで、お願いした結果については、町の対応としてこうなんですよという報告はすべきだと私は思っております。ですから、進捗状況がさっぱり見えないんです。動きが見えないと地元でも言っております。そういうことで、やはり今後、町の対応については逐一地元の方に報告すべきだと思っております。

現地を見ますと、最近、老朽化した橋について長寿命化対策でいろいろやっております。本道寺地区も、本道寺橋、風吹大橋、月岡橋、向ノ原橋、4橋補強補修工事をやっております。大変ありがたいことです。ことしは横岫橋が補強工事されているようでございます。

現地を見ると、素人なりですけれども、大型車は通れないにしても2トン車ぐらいまでは通れるようなことに、私素人ですから、きのうも見たんですけれども、何とか補修補強工事できないのかなという素人なりの判断です。若干橋桁は折れていますけれども、あそこにもう一回舗装をかぶせて、あとは基礎部については床どめ堰堤的な感じに、床どめ工事をすれば何とか持ちそうだなと。ただ、大型ダンプとか大型車は無理にしても、2トン車ぐらいまでは走れる橋に修復可能なのかなと思って、私、素人目で判断したところでございます。

そういう点で、専門家はできないと言うんですけれども、何とか新しい橋をかけるよりだったら安上がりに何とか直せる方法がないのかどうか、もう一回、専門家から見てもらった

中で、補修するような感じで今後対応できないかどうか、そこをもう一回確認したいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今のご質問につきましては、専門的な見解もあろうかと思えますので、建設課長のほうからご説明しますんで、よろしくをお願いします。

伊藤議長 追加答弁を伊藤建設水道課長。

伊藤建設水道課長 先ほども町長のほうから答弁ございましたように、今現在、橋脚自体が上流部のほうに傾いていると。その結果、橋脚と桁の間に一部すき間ができていところがあるというふうなことで、桁自体が一枚板というふうな形となっておりますけれども、一部しか橋脚のほうに接していないというふうな状況でございます。

そういった状況の中で、一般通行に開放するというふうなことは、やはり道路通行上、何らかの原因で支障が出た場合に、非常に町の管理というふうなことが問われるというふうな状況になってきますんで、感覚的にはそのような軽車両の通行が可能かというふうなことも考えられるわけですが、現在の状況を判断すると、通行どめにせざるを得ないというふうな現在の状況でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 補修、補強できないということだそうでございますんで、補修、補強をできないとすれば、現在地にかかけかえる考えがあるのかどうかということに話になってきます。そういう点で、新しい橋をかけるためにはやはり国の補助をいただいてというようなことになりますんで、今やっている長寿命化対策では、社会資本整備総合交付金に該当させながら橋を直しているというようなことなんで、新しい橋をかけるにも社会資本整備総合交付金が該当するのかどうか、その点の手だてを今後行うべきではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 新たに架橋するとなれば予算的な配慮も十分必要でありますんで、まず、その概算事業であります。これまで調査しました中では、工事費、測量調査費、設計費合わせまして約1億3,000万と見込んでおります。これを取り組もうとすれば、今ありますように社会資本整備総合交付金を活用しての取り組みと考えているところであります。

この社会資本整備総合交付金事業であります。これはもう既に優先順位を定めて橋梁の長寿命化対策などに取り組んでいるところであります。でき得る限り優先順位に入れなが

らと思っていますので、これにつきましても、国交省とのほうにも、ぜひとも社会資本整備総合交付金の枠の拡大等も要望しておりますので、その辺もよろしく願います。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） やはり新しい橋をかけるために、やはり国なり県を通しながらいろいろ願ってもらって早い機会にかけてもらうということになるかと思います。概算事業費については1億3,000万程度かかるというようなことで、多額の金がかかるわけです。

質問4まで移りますけれども、現在の大入間川橋は延長18.8メートルと聞いております。現在地よりもさかのぼったところにかければ川幅も狭くなるということで、橋の延長も短くなるだろうと私は見ておりますけれども、現在地にかけかえというようなことに町では当然考えるようになると思いますけれども、一例を挙げますと、以前、月岡地区では、横山町長時代だと思ったんですけれども、現在の橋まで行くには内子平から下って、下りカーブで橋を渡って、また新田平のほうに上らなければならない。あと一方、電気川沿いに道路もありますけれども、橋を渡ってから2本の道路に分かれます。下って上ってよりも月岡地区としては平たんに、フラットな状態で橋をかけられる場所があるんじゃないかというようなことで当時要望したときがあったんです。現在地よりも上流に行けば川幅が狭くなる、確かに。橋というのは非常に工事費が高つくものですから、なるだけ延長の短い状態でかけかえができないかということで、月岡では願ったところでありました。なかなかその部分の動きもなかったわけですから。

そういうことで、当時は現地調査まではしてもらえなかったと思っております。現在地にかけるよりも、ちょうど禿山林道もありますから、あそこを利用しながら、新田平に通じる道路に結びつけられるルートの変更というのはできないものかどうか、その点、現地調査もぜひやってもらいたいなと思っておりますけれども、その点どうでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、ご質問ありました内子平から一般県道小山・海味線に通じる最短ルートの橋梁新設等につきましてであります。その調査検討につきましてですが、今、建設課にある手元の図面等で計算いたしますと、新たにするとすれば橋長が約60メートル、現況の約3倍の長さが必要でありまして、前後の道路改良も含め約200メートルは最低必要となってくるというように思っております。

ただ、現在の通行量等を考えますと、予算的な配慮、さらには国の補助等も含めてであります。さらに内部の十分な検討も必要かと思っておりますので、その辺は現在のところにか

けかえか、また、議員おっしゃるように、上の内子平へ真っすぐ通じる道路が可能なのかどうか、さらに検討を加えたいと思っているところでありますので、よろしくお願いします。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 私、きのう現地に行って、いろいろ川べりを歩いてきたんですけども、そんな上流まで行けなかったんですけども。例えば一例挙げますと、仁田山放牧場に至る道路は、以前、仁田山の開拓道路として、開拓する当時つくった道路でありました。ところが仁田山地区は地すべり地帯で、道路に亀裂が入ったというふうなことで、これはこの後道路が決壊するのではないかというようなことで、新たな道路をつくるべきだということになりました。当時私も農林課におったものですから、観光牧場を目指してさまざま整備をやりました。まずは、観光牧場にするには道路整備が大事だということで、ちょうど仁田沢の右岸側に営林署でつくった作業道がありました。それを生かした中で、そこを拡幅しながら新しいルートをできないかというようなことで、当時、横山町長に同行してもらって私も一緒に現地を見たときがあります。先ほど言ったように、上流に行きますと川幅が狭くなるというようなことで、上流に行ってから、仁田山放牧場近くなってから橋をかけたんです。それで現在の橋になっているわけです。

そういう点で、参考までに、私、上流にかけられないかというのは、仁田山の橋をかけたときの一例を取り上げながら言ったところでございます。図面上で見ると60メートルもあるというと、そんなに長い橋になるのかなと思って考えておりますけれども、ぜひ現地も一回見てもらった中で結論を出してもらいたいなと思っております。

あと、現場に行ってみますと、写真にもありますけれども、交通どめです、現在やっておりますけれども。ちょうど行ってみると、その橋のところの欄干にトラロープを張って、リボン3本ぐらいかけて通行できないということで、通行どめの看板はありませんでした。ちょうど水沢道路から行って下ったところがここにこうあります。あと、こっちにもロープが張られています。我々は知っているからあれですけども、知らない人、町外から、例えば山菜とりなんかで来た場合には、ずっと下って行って橋のたもとまで行かないと、橋まで行かないと交通どめというのはわからないんです。せっかく橋のたもとまで行っても、Uターンして戻ってこなければならぬというようなことなんで、ちょうどこの上の高台あたりに、もっと手前に、交通どめの看板を立ててもらうべきだと、私は現地を見てきたところであります。そういう点では、今の交通どめの表示はちょっと余り適当ではないなと思っておりますので、担当課長、その点どうでしょうか。

伊藤議長 答弁は伊藤建設水道課長。

伊藤建設水道課長 現地調査をいたしまして、十分な通行どめの周知、また、予告看板等の設置について検討してまいりたいというふうに思っております。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番(宮林昌弘議員) 質問5になりますけれども、先ほどの話では現在地にかかけかえせざるを得ないと、概算事業費は1億3,000万かかるけれども橋をかけかえしなければならないと、現在、町の考えだそうでございます。どうも地元の方なり周辺の方に聞くと、いろいろ毎年、要望、意見を出しても、なかなか適当な返事が返ってこないという話がよく聞かれます。8月31日も区長会で、入間の区長はいろいろ話を出したんですけども、なかなか前向きな答弁というか、話は得られなかったという話を私聞いています。そういうことで、毎年毎年要望しているわけですから、やっぱり現在の進捗状況なり町の考え方というのはきちり、地元なり、月岡、入間もそうですけれども、小山地区も迂回道路にもなっているというようなことなんで、その辺、関係区のほうに現在の状況なり取り組み状況について逐次報告すべきだと思っております。

そういう点で、橋をかけかえするとなれば、実施方針を早急に決定して、関係地区に今までの経過報告も含めながら、現在の大入間川橋では補修補強工事は無理だと、かけかえせざるを得ないという、そういう結論を持っていきながら詳細な説明をした中で、今後の事業実施に向けての年次計画をきちっと組んだ中で、来年は測量調査費の予算をつけますと、その次の年は国のほうに申請して何とか着手するというようなことで、ここ3年くらいはかかるかと思っております。そういうことに年次計画を示さないと、言ってもわからないということになります。諦め感が出ないように、具体的な実施方針を決めた中で年次計画を示すべきではないかと思っておりますけれども、その点どうでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ご質問の事業実施の基本方針の早期決定ということでありまして、関係地区に計画報告と事業実施の年次計画を示すべきではないかということでありまして、ご指摘のとおり、入間区からは地域づくり計画ヒアリング等におきまして、さらには今ありましたように、先日8月31日に開催いたしました区長会と町長との語る会におきましても、入間区からかけかえを早急をお願いしたいと要望をいただいておりますが、その際も回答させていただいたんですが、さらに話し合いは継続させていただきたいと考えておりますが、先ほど申しましたように町内道路の優先順位等もありますし、さらにやはり一番は財源でありまして、特に

国の補助金は、先ほど申しましたように社会資本整備等でありますので、それらに該当させるべく、またはそのほかの補助事業、こういったものを模索しながらと今思っておりまして、それらを含めて起債、要するにあのままで1億3,000万円でありますので、起債措置、こういったものが起債の該当になるかどうか、こういったものを含めて今後とも内部調査をやっていきたいと思ひますし、国との折衝をやっていきたいと思ひております。

そのようなことでありますので、すぐというような年度の設定はできないと思ひますが、議員おっしゃるように早急な、そういった町の態度等も含めてと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番(宮林昌弘議員) 質問のまとめになるわけですがけれども、交通量自体はそう多くありません。入間に大泉医院が開業しておったときには、月岡の方は大分あの橋を利用したんです。交通量は少ないわけですがけれども、やはり町内外、不特定の方が利用するわけでございます。交通量が少ないから先送りというようなことでなくて、やはり昔この地に橋をかけた先人の思ひを考えたときに、やはりこのままの状態ではいられないなと思ひて私も感じてきました。

そういう点で、今回質問に取り上げたわけですがけれども、あるものがなくなるということは大変不便なことです。橋が渡れないために、水ヶ瀬から坂下を回って、石倉を通って入間に行かなければならない。入間の方だって、ぐるっと遠回りしなければなりません。よく昔の人は、すぐそこまで行けるやつを「鍋のつるのようだ」とよく言いました。鍋のつる以上でございます。本当に不便でございますので、その不便を解消するために、橋というのは利便性を求めてかけるわけですから、そういう点では、国のほうにこれから精力的にお願ひして、今、老朽化した橋も直しているわけですから、直せないとすればもちろん新しい橋をかけるというようなことでの願ひをしてもらった中で、早急に国のほうに働きかけした中で、早期着手してもらおうというようなことにぜひお願ひしたいと思ひますので、もう一回、町長のほうからその点の決意も含めてご答弁をお願ひします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほどありましたように、あるものがないということについては非常に不便だと。これはそのとおりでありまして、地域にとっては非常に大事な橋だと思ひますが、先ほど申しましたように財源的な問題もありますので、でき得る限り国との折衝を行いながら、そして起債も該当になる、そして町の負担もできる限り少な目にできるような方法で、早目の事

業がなされるように努力したいと思いますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 以上で8番、宮林昌弘議員の質問を終わります。

佐藤幸吉議員

伊藤議長 続いて、5番、佐藤幸吉議員。

〔5番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

5番（佐藤幸吉議員） おはようございます。5番、佐藤でございます。

今回、私は自然教育学習センターの事業の推進について質問を申し上げたいというふうに思っております。

小学校の統合により、町の廃校舎は徐々に解体整備がされ、昨年の旧西山小学校、今年度の入間川小学校の解体により、耐震対策の施されている旧大井沢小中学校、旧水沢小学校、旧川土居小学校の3校が今後の有効な利活用を待つばかりになりました。旧水沢小学校については現在、各種団体の活用がされ、旧川土居小学校は歴史民俗資料館として生まれ変わろうとして取り組まれております。

そして、平成26年度第6次総合計画に示されました日本一の自然教育・学習先進地づくりを目的に、その拠点として旧大井沢小・中学校を活用した自然教育学習センターの設置が計画されました。しかし、現段階では具体的な利活用のめどが立っていないというのが現状でございます。第6次総合計画の具現化は、町民とともに共有化した目標を町がどう進めていくのかが多くの町民に期待されているのではないかとこのように思っております。

計画から5年目を迎え、町の活性化につながるこの事業を成功させたい一念から、今後どのように自然教育学習センターをどう進めようとしているのか、以下の点から質問を申し上げたいというふうに思います。

質問の1であります。自然教育学習センター並びに学習施設や教育団体などで構成する月山ミュージアム推進会議の運営体制はどうなっているのか、お知らせをお願いしたいというふうに思います。

また、体系化になっているのか、また、人的配置を具体的にお知らせいただきたいと、このように思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの佐藤議員の月山ミュージアム推進協議会の運営体制であります、月山ミュージアム推進協議会につきましては、平成27年10月及び28年6月の全員協議会で、（仮称）西川町環境自然学習センターの設置構想企画書及び西川町環境自然学習センター運営計画（案）について、その時点での検討状況についてご説明をいたしているところであります。

また、その運営計画（案）の中の協力連携体制の中の項目で、大井沢自然博物館、自然と匠の伝承館、県立自然博物館、水の文化館、丸山薫記念館などの町内の学習施設と、地元やNPOエコプロやプナの森学園などの自然学習推進団体等にも参画をいただきまして、プログラムや指導に当たるガイドの育成や研修、施設利用の連携調整などを行うことを想定しまして、（仮称）月山ミュージアム推進協議会の設置につきまして計画（案）といたしたものであります。

これまでも構想企画書及び運営計画（案）に基づきまして、自然教育学習センター設置のため、平成27年9月に月山ミュージアム推進協議会の構成員と、想定される関係者によりまして28年には関係機関調整会議を設置し、30年3月までに7回の会議を開催しまして、施設の現況確認、基本計画、運営計画（案）、組織体制などについて検討協議をいただいております。また、平成29年8月には、より具体的な検討を進めるため、モデルプログラムを実施するための専門部会を設置しまして、対応を行ってきているところであります。

さらに本年5月15日には、自然教育学習活動の企画実施などにより、より具体的な推進を図るため、西川町自然教育学習センター設置要綱を制定し、大井沢区長、大井沢ふるさと民宿旅館組合長、西川町社会教育委員会会長、大井沢自然博物館及び自然と匠の伝承館館長、月山朝日観光協会会長、NPO法人エコプロ代表、丸山薫記念館保存会会長、プナの森学園主催、月山湖水の文化館関係者のほか、町関係課長等で構成します運営委員会、そのもとに月山朝日観光協会専務理事及び町関係課長で構成します幹事会、個別業務に対応するための専門部会、センター長及び学術専門員、町内関係職員から成ります事務局を設置しまして、推進を行ってきているところであります。その自然教育学習センター長には大井沢自然博物館及び自然と匠の伝承館館長の原館長を、学術専門員として本年4月から地域おこし協力隊として委嘱を行っております福田氏をお願いいたしているところであります。

以上であります。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） ただいま、これまでの取り組みの経過あるいは現在の体系などについて回答いただいたわけでありましたが、この自然教育学習センターについては、平成26年度の第6次総合計画の中の大きな目玉として取り上げられておりますし、これらのことが具現化するというようなことを狙っているのではないかというふうに思いますし、これからもこの体制を強化しながら進めていく必要があるのではないかというふうに思っております。

改めてありますが、これらの今回の事業の、この自然教育学習センターの事業を推進するに当たって、目的は何なのか、そして誰が学ぶのか、そして何を学んでいくのかというようなことについて明確にする必要があるのではないかというふうに思います。ということは、この5年間の中で、第6次総の後期の時期に入っているわけでありましてけれども、やはりそのところを明確にしておかないと事業の推進をするに当たってもの射ない、そういう進め方になるのではないかというふうに思いますので、今の点について改めてご質問を申し上げたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 当初目指したものと申しますか、まず、大井沢のあの資源をいかに生かすかだと思っております、特に大井沢の資源は自然もそうですし、あの中で培われました自然学習、日本に誇る自然学習でありますので、これをいかに継承して、そして多くの皆さんにそれを周知していくというようなことが非常に大きな役割と思っておりますし、さらにそれを、ひいては大井沢の観光につなげたいというような、そういったところであります。

そういった意味も含めて、学校教育では経験できない内容、こういったものも含めて、そして学校教育が今後取り組みます探求型学習、こういったものに寄与したいというようなことであります。

ですから、あくまでも先ほど申しましたように、大井沢で育まれた大きな学習体系と申しますか、それと人間関係、こういったものも含めて、皆さんに研修の場として開放していきたいということでありまして、何回も申し上げますが、それを、ひいては大井沢の地域づくりの核にできればというようなことで考えておるところでございます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 今の回答のほかに質問を申し上げたのは、誰が何を学ぼうとするのか、何を学ぼうとするのかについては大方、今回答いただいたのかなというふうに思いますが、誰を対象に、どんな方法で自然学習を進めていくのかというような点について、補足をいただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 概略につきましてもただいま申し上げましたが、そのセンターの役割と申しますか、そういったものについて、担当であります課長のほうからご説明させますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 追加答弁を土田政策推進課長。

土田政策推進課長 役割につきましては、町長から説明があったとおりでございます。自然教育学習を実践していく場というふうなことでございますが、対象としましては、町内の方はもとより町外の方についても、自然教育に対する学習を、体験を通して、探求型の学習をベースとした体験を行っていただきたいというようなことで考えているところでございます。例えば、小・中学校などの課外の活動、野外実習、さらには林間学校とか一般の方の研修、さらには教育旅行等につきまして、利用の拡大を検討をしてきたというふうなことでございます。

以上、そのほか体験を通じた自然教育の趣旨普及、周知、PR等についても活動を行うというようなことで想定をしている事業でございますので、よろしくお願いいたします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 今、回答いただいた中では、町内はもとより町外の方にも利用していただいて、自然と親しむというような機会をとりたいんだと、こういう内容だったと思います。林間学校であるとか、課外の学習などについて利活用を図りたいと、こういうふうなことであったようであります。

いろいろ資料を見させていただきますと、実はここまで来るに至って、5年間の中でいろいろ検討を重ねてきたようでありますが、当初の平成26年度から、いわゆる進め方について若干整理をさせていただきますと、26年度から「西川町の自然教育学習の未来を語る懇談会」というようなことを設置しながら、この自然教育学習センターのあり方について検討されているという点が第1点あるようであります。それから、28年に至りましては「西川町環境自然学習センターの具現化にかかわる関係機関調整会議」というものを設置しているようであります。さらに、その協議の結果を重ねまして、これまで「西川町環境自然学習センター」の名称で完成時の理想的な姿を描いてきましたというふうに資料にはあります。さらに、この名称を改めて、29年度からは「西川町自然教育学習センター」というふうに名称を改めたようであります。

この5年間の間に、運営をつかさどる機関が4回、名称なり、あるいは内容も同時に変わ

ったのかもしれませんがけれども、そういうふうになっております。いわゆるここには一つの、この自然教育学習センターに対する何か迷いを感じるような感じがするわけでありませけれども、その点について、なぜこのように変わって、一貫性のない名称の中で事業が進められてきたのか、お尋ねしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 改めて議員のほうからご指摘されましたことではありますが、内容的にはそれぞれの設置目的があったと思いますので、その辺の内容につきましても担当のほうで承知していると思いますので、担当の課長のほうからご説明させますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 追加答弁を土田政策推進課長。

土田政策推進課長 これまでの取り組みの経過でございますが、議員おっしゃるとおり、年度の経過を踏まえて、関係する会議等も名称を変えてきたというようなことでございます。こちらのほうにつきましては、目的を達成するために、より具体的な検討を行う上での名称をとというふうなことで変更がなされてきたところであります。

とりわけ、環境自然学習センターから「環境」がとれまして、西川町自然教育学習センターに変わったというふうなことではございますが、現在のところ暫定の名称というふうなことではございますが、これまでの基本構想、基本計画の狙い、目的からしますと、学術的に専門分野からすると、環境という言葉を入れてしまうということはかなり守備範囲が広がるということ、さらには対応が困難だというふうなこともございまして、本来の目的、狙いに沿った名称に改めたほうがよろしいのではないかとのご意見もございまして、このような名称をつけさせていただいているというふうな状況でございますので、ご理解のほうをよろしくおしいたいと思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 今の件については、やはりそれぞれ名称なり、目的は同じでも時々適切な名称に変えたという点については、これはそのとおりだと思いますが、例えば28年度における西川町環境自然学習センターの具現化にかかわる関係機関の調整会議などというものもあるわけでありませけれども、その4つの中でのそれぞれの名称を変えたという理由があるのではないかと、こういうふうに思うんでありませけれども、4つ変わっておりますが、「環境」を外した点については、ある意味で幅の広い意味合いになるので、環境という意味合いからすればちょっと学習センターとの違いもあるということでは理解できるわけでありませけれども、その名称が4つ変わったということについての、それぞれの、その時々

経過について、やはりそれなりのものがあるのではないかというふうに思いますが、今説明あったのは「環境」を外した時の話だけであって、そのほかはどのような経過でこのようになっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ただいまの、これまでの名称の変更全体につきましてでございますが、先ほども説明申し上げましたが、補足して説明をさせていただきたいと思えます。

当初、構想運営計画（案）としまして検討をいただいていたところではありますが、実現を行うためにはかなりの正確な、より具体的な検討が必要だというふうなこともございまして、関係機関の方々による調整会議をまず設置をさせていただいたところです。その関係機関調整会議の中で、ある程度議論を進めていただいていたわけでございますけれども、より具体的な実現に向けた実施を行うためには、モデル事業の実施もしていく必要があるというふうなこともございまして、その中に専門委員会を設置して、モデル事業を実施した経緯がございます。

それらを踏まえまして、さらにステップアップしまして、より具体的に運営計画等を見直すというふうな、施設の整備も含めてですけれども、より具体的に検討を進めるために運営委員会を今回設置させていただいて、モデルプログラムの充実を図って評価を行った上で、全体的な構想の実現、運営の計画の見直しを図っていきたいというようなことでございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思えます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 質問の1で申し上げている自然教育学習センターのあり方等についてでございますが、これまでの5年間の経過なり、あるいは町長、あるいは担当課長の答弁にもありますように、いわゆる自然学習・教育面と、観光施設としての充実を図りたいんだというようなことで、いろいろ紆余曲折的なところもあるようでありますけれども、これらを踏まえて現在の、今整備された一つの運営体制ができ上がったというようなことで理解をしてよろしいということでもよろしいわけだと思いますが、それでよろしいですか。

それで、2つ目の質問に入りますが、実は1番の質問の中で、月山ミュージアム推進協議会の構成が町長から説明されましたけれども、その中で、まだこの月山ミュージアム推進協議会の運営が具体化していないというふうに私は理解しているんですが。

実は、大井沢自然博物館あるいは自然と匠の伝承館、県立自然博物、水の文化館、丸山薫記念館、あるいはガイドとかインストラクターの団体との連携強化を図りながら進めていき

たいんだということが、6次総の最初の大きな構成団体であったわけでありませけれども、これらはまだ具体的に動いていないのではないかなというふうに思いますが、その1点と、それから、その中で構成されている水の文化館ありますけれども、実質的に活動停止というようなことになっているのではないかなというふうに思いますし、これらについての水の文化館の、いわゆる水にこだわった西川町の事業として、ぜひそういう類いの施設を入れる必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点について、質問2の中から2点、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず初めの月山ミュージアム推進協議会の活動等につきましてであります、これは当初、西川町にいろんな博物館と、それから学習等にかかわるセンター等がそれぞれの地域にありますんで、これらがばらばら、それぞれの活動でなく一つの目的を持った形でその事業をできればというような、そういった連携をやろうというようなことでの当初の考え方でありまして、その後の推進協議会の状況につきましては、担当課長のほうからご説明するかと思ひていますが、そして、その中の構成であります水の文化館であります、この水の文化館につきましては、町民の水をめぐる自然学習と水の文化に対する意識の高揚を図るとともに、本町の観光の振興に資することを目的に設置されたものであります。その施設の利活用につきましては、施設整備後、約25年が経過しておりますが、施設や設備の老朽化が進みまして、整備当時の機能を維持するための経費と活用効果などの総合的な検討が必要ではあります、設置目的を踏まえ、拙速に設備の更新を行うことはせず、これまでもダム移転者の写真展、ボタニカルアート展、世界の昆虫展、海外写真展、川魚の展示、金魚展、また、月山のDVDの鑑賞会などを行ってきているところであります。

本年度につきましては、昨年度に日本遺産に認定をいただきましたんで、自然と信仰が息づく生まれかわりの旅の構成要素でもあります六十里越街道のパネル展示や、志津、月山、大井沢などのダム周辺の拠点としてPRを行うこととしておりますが、今後の対応につきましては、自然教育学習センターの対応の中でも検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

伊藤議長 追加答弁を土田政策推進課長。

土田政策推進課長 構想上のミュージアム推進協議会の機能の状況でございますが、現在、各施設とリンクした事業ができないかということで、モデルプログラムを今後計画し、実施

する予定としております。

例えば、本年度におきましては、県立自然博物館のほうと連携をしました雪上藻類の観察会、さらには今年度以降予定しております丸山薫記念館のプログラムというふうなものも想定しております。今後このようなことでプログラムの展開について協議を行うということで関係する方々からはご理解をいただいて、協議をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 今の回答でもあるんですが、実は水の文化館が機能していないということもあるわけでありましてけれども、ぜひ、水との接点をどういうふうに学習の一つに入れていくかということについては、西川町の水にこだわった町づくりをする立場からするならば非常に大切な施設というふうに理解をしますし、私はそういう意味では、実は寒河江ダム管理所の中にある観光、ダムを説明する博物館というか、国交省がつくっているところ、あるわけでありましてけれども、あれも一つの施設として協力願って、水にこだわった町づくりをするための一環として協力いただくというようなことができないかどうか。現在の水の文化館は、やはりあれ以上手を入れるということは、ある意味での、財源的なこともあるでしょうし、むしろそういう施設を有効に活用するための協力を得られるものではないかなと、こういうふうに思いますし、ぜひ利活用を図っていただきたいなと。そして、その中に、月山ミュージアム推進協議会の中に施設のの一つとして入れていただければというふうに思っております。

実は、ことしの夏休み中に、あの場所に行ってみただけでありますけれども、車が入れないぐらいに、ちょっと行き来しておりました。したがって、あの施設を利用する方が非常に多かったのだなというふうに理解をしておりますが、もし、どういう人数が入って、どのように利活用されておったのかというようなことなど把握されているとすれば、回答いただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ダムの関連施設の利用状況でございますが、事務所内でございますダム関連の展示室、さらにはダム本体の監査廊の見学等というものが、ダムのほうでは現在一般的に対応されているというふうにお聞きしております。

展示室につきましては、ダムの治水とか多目的なダムの目的等について、概要を学習でき

るような展示を行っていただいているというふうなところでございます。監査廊につきましては、ダム本体の機能の説明を見学できるというふうなものでございますが、具体的には、昨年度の場合ですと、1,300人を超す方が展示室のほうを訪れていらっしゃるような状況でございます。監査廊等の見学につきましては600名を超す利用があるというふうなことでお聞きしております。

以上のような状況でございますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） ただいま回答がありましたように、ダム関連施設の展示場については非常に人気のある場所というようにございますし、西川町がいろんな面でダム湖の利用であるとか、あるいは周辺の利用であるとかというようなことで、いろいろ協力を相互にしているという立場にあらうかと思ひますし、ぜひ学習施設として連携をとれるような対策をいただければと、こんなふうに思ひます。今回回答がありましたけれども、そういう方向性の意向についてどうなのか、ひとつご回答いただければというふうに思ひます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からご指摘ありましたように、ダムの資料室、展示室もミュージアム構想の中での対応ということではありますが、今、特にダム関連につきましては、全国的にそうではありますが、多くの皆さんにダムを理解していただく、一時期ダムはもう要らないというような、そういった国の方針もあつたわけではありますが、そうではなくて、今回の災害等も含めて大きな役割を果たしているというようなこともあつて、再認識と申しますか、そういった状況でありまして、特にダムの湖面利用等につきましても、それぞれのダムで創意工夫をしながらやっております、さらに加えて、今ありましたように、ダムの機能、こういったものについての国民への周知、こういったものも含めて、もう既にそれぞれのダムで観光会社と提携しましてツアーを組んでいるということでありまして、今回も、寒河江ダムも夏に関東方面からも含めてツアーを組んでおりまして、これを経験しながらというような、そういった考えでありまして、月山ダムにはもう既に前からダムの放流と、それから夜間照明、こういったものを含めて観光会社とのツアーを組んで、大変な好評を得ております。

特に西川町は、サマーフェスタ等で共同事業というようなことで資料室の開放、先ほどありましたように監査廊の開放、こういったものも含めてやっておりますので、それについて再度ダムのほうと、年2回の周辺の協議会をやっておりますので、その際、議題として出しながらと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 町内にある施設を有効利用するというようなことと、先ほど月山ミュージアム推進協議会のそれぞれの団体が連携をしながら、一つの点から線に結びつけて観光なり、あるいは教育施設としての有効活用が図られることを希望申し上げたいというふうに思っております。

3つ目の質問になるわけでありまして、先ほど来、町内あるいは町外の利用者等について図られているというようなことが回答ありましたけれども、各施設の町内小・中学校の利用、あるいは学習施設としての活用がどうされているのかというようなことと、一般市民の利活用についてどうなのか、その辺整理をしたものがあれば、回答いただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 各施設の町内小・中学校及び市民の利活用についてであります。平成29年度の利活用状況といたしましては、丸山薫記念館が376人、水の文化館が3万2,719人、県立自然博物館は1万322人で、うち市民は707人、大井沢自然博物館及び自然と匠の伝承館は3,839人、合計4万7,256人となっております。

各施設の町内小・中学校及び市民の方々の利用につきましては、県立自然博物館を除いた施設では統計をとっておりませんが、小・中学校の学習施設としての利用につきましては、小学校では、1年生が自然と匠の伝承館、3年生が自然と匠の伝承館と丸山薫記念館、4年生が水の文化館と県立自然博物館、5年生が伝承館と県立自然博物館、6年生が丸山薫記念館を利用してありまして、さらに中学校では、1年生が春、夏、秋、冬の年4回、県立自然博物館をそれぞれ利用しまして、自然学習や体験を行っているところであります。

以上であります。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） ただいま数字的なことがあらわしておりますが、非常に多くの皆さんの利用があるなど、こういうふうに思います。そういう点では、さらに活性化、私たちが住む市民として見る目からして本当に実感できる施設になっていきますように、ぜひ利活用を強化していただきたいと、こんなふうに思っております。

さらに、子どもさんの、小・中学校の利活用についても、やはり町内の方がよしとしない施設については、なかなかやはり外に知らせる、あるいは勧誘する、そういうものにつながらないというふうに思いますし、自分たちがまず自信を持って、誇りを持って勧められる施

設にしていくということが大切なのではないかと、このように思っております。したがって、町民の理解が深まること、それが他町からの参加や日本一の自然学習センターとしての役割に大きく貢献してくるのではないかと、こんなふうに思いますので、今後ともさらなる利活用、そしてやはり町民も利用できる、そして町民も施設に対する理解が深まる、そんな施策を大いに組んでいただきたいと、こんなふうに思います。

4番目の質問に入らせていただきます。

実は、平成28年に、我々議会の中での全員協議会の中で説明を受けました資料の中には、廃校舎を利用した施設、そして学習施設としてはもちろんであります、宿泊施設としての計画もあったように思っております。その中には100名規模の宿泊施設というようなことでの計画があったようであります。

旧大井沢小学校を改修して、どのように利活用していくつもりなのか、そして地区民との理解を得るための話し合いはどう進んでいるのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 旧大井沢小・中学校の施設の改修及び利活用計画についてであります、先に申し上げましたとおり、現在、基本計画及び運営計画（案）に基づきまして、運営委員会に募りながらモデルプログラムの実施及び評価を踏まえまして、平成32年度からの本格運営を目標に、計画の見直しと精査を進めていることとしております。

今年度につきましては、議員から宿泊というようなこともあったんですが、今年度におきましては宿泊を伴わない現状の施設と環境を利用した約20のモデルプログラムを実施することといたしておりまして、実施に際しましては、本年5月13日には大井沢区の総会にも担当課長が説明いたしたところでありまして、ご理解とご協力をお願い申し上げ、対応を進めているところであります。

これまでもモデルプログラムを3回実施しているところでありますが、より魅力的なプログラムづくりのため、見直しを図りながら後期のプログラムを実施する予定といたしております。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 実は、28年の実施計画が出されたときには、全員協議会の中での説明であったわけでありまして、そのときは提案されたというだけで深まった議論はなかったと思いますが、ただ、100人規模の宿泊施設というふうになりますと非常に大きな影響もあ

るなど、地区民との影響、あるいは民宿が多い地区に対する疑問もあった方は大分いらっしゃると思いますが、そういう計画が立てられて、そして今回、今の答弁でありますと宿泊施設は当面考えないと、こういうふうなことでありますし、全員協議会で説明されたものが、この場で宿泊施設をつくらないという答弁になるのは、ちょっと説明の経過として変化、変わるさまが非常に大胆なのではないかなと、全員協議会で説明されたものでありますから、それなりに計画変更の説明もあってしかるべきなのではないかと、こういうふうに思っております。

そういう点では、やはり先ほど来申し上げました、西川町の大きな目玉の事業としてやる事業でありますから、変更があって、こんなふうに実質無理なところがあるから、こう変更したいんだというところがあってしかるべきなのではないかなというふうに思いますが、その点が1点と、それから、地区民との話し合いが進んでおりますというような話ありますけれども、地区民の参加はどのような形で参加されているのか。ということは地区内でのいろんな議論がもっと深まっているべきなのではないかというふうに思いますが、その辺、どこら辺までいっているのか、先ほども申し上げましたが、民宿の多い地区でありますし、競合するような場所でもありますし、もっともっと深める必要があるのではないかという点から、質問を申し上げますところであります。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、第1点の質問であります。宿泊について今後検討しないということはございませんで、先ほど念入りに説明したつもりであります。今年度におきましてのプログラムにつきましては、宿泊を伴わないで20のモデルプログラム、これを実施しながら、それを先に、想定しております宿泊を伴うようなそういったものにどうつなぐかというような、そういったことで今年度はやりますよということでありまして、決して行わないというわけではございません。ご理解をお願いしたいと思っております。

特に、100人規模というようなことで当初はあったんですが、あの当時から四、五年前までですと、民宿も十数件ありまして、一日の受け入れが100から200というようなそういったこともあったわけでありまして、そういった場合を想定すれば、なかなか今後の見通して、民宿で受け入れられる人数ではないということも含めて、あの当時のことを想定すれば、あの井沢の小学校も、100名規模も含めて検討すべきではないかというような、そういった構想でありますので、その辺はご理解をお願いしたいと思っております。

そして、大井沢の地域の皆さんとの説明等につきましては、担当課長のほうからご説明さ

せますんで、よろしく願います。

伊藤議長 追加答弁を土田政策推進課長。

土田政策推進課長 地元、大井沢の方々との協議でございますが、これまで説明させていただいてきましたとおり、各検討の組織を通じて、いろいろ代表者の方から入って検討をいただいているというふうな途中でございます。今後、具体的に進めた中で、検討結果を踏まえて、検討の途中でもそうですけれども、検討組織、運営組織になりますけれども、そちらのほうと、さらには検討結果を踏まえた地区との調整というのを具体的に進める時期が来たときには、さらに進めていくというふうな予定でありますので、よろしく願いたいというふうに思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） この中で、ちょっと質問している中では、28年度の当初計画から変わるときの議会に対する、全員協議会に対する、変更計画についての改めた説明がなかったわけでありまして、何回も申し上げますが、大きな目玉としての事業の変更でありますから、ぜひそういうものについての説明を、やはり全員の議会の中に、あるいはそれなりの機関の中に説明をするべきなのではないかと、こういうふうに思いますので、その見解ひとつお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、宿泊施設については、やはり今後とも考えていくというようなことでありましようけれども、現在、大井沢地区の民宿がだんだんやめられている方もいらっしゃるということで、そのかわりにそれなりの施設をつくっていききたいということのようですが、そのときの話し合いの仕方として、大井沢地区民との協議ということのあり方について、やはり理解のいくような話し合いをぜひすべきだというふうに思いますので、この点は十分心得た上での話だと思っておりますが、その点の今後の進め方について改めて、先ほどお話しされましたけれども、改めてその2点について、この項で質問を申し上げたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 このセンター構想につきましては、先ほど申し上げましたように、大井沢の資源をいかに地域づくりに生かすかというような観点でありまして、特にこれまでの自然学習、それから体験学習等も踏まえて、そういったものを融合した、そして全国に発信できるようなものというようなことでの構想でありまして、特にこれまで大井沢では民宿が一つの大きな産業でありましたので、こういったものを含めて、自然学習と連携しながらということ

ありますんで、そういった意味での計画であります、ただ、先ほどありましたように、まだ宿泊等につきましては、さらに地域の皆さんとの理解も含めて、そしてプログラム等につきましても、このプログラムもただ単に行政機関だけでなし得るものではありません、やはり大井沢の魅力は大井沢の伝統文化でありますんで、そういったものをいかにこの自然学習の中に取り込むかということをするれば、大井沢の皆さんのご協力がなければできませんので、そういった意味でのさらなる説明やら意見交換を進めながらしないと、なかなか利活用がうまくいかないと思っておりますんで、じっくり、じっくりといっても余りじっくりもしておられませんが、じっくり腰を据えながら、きちっとした連携のもとでやっていきたいというのが本音でありますんで、よろしくをお願いします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） どうでしょうか、全員協議会の話はどんなふうにご回答いただけますか。ということは、私ども、私だけでなく、私は今回の質問の項目の中でも、28年度の資料をもとにして質問している部分が結構あるわけです。宿泊施設であるとか、あるいは月山ミュージアム推進協議会とか。今やっていることと若干違うのは、28年度の提案に基づいた質問をしているわけでありますので、その変更になった部分は我々理解できない。したがって、私だけでなく議員全員が理解できないという部分になっているだろうというふうに思いますので、その点、実は進め方についてご配慮いただければと、こんな思いでちょっと進め方の意向をお聞きしたいと、こんなふうに思った次第でございます。

伊藤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 自然学習センターにつきましては、目的等については、これまでも町長がお話し申し上げたとおりでございます。皆様方に議会の全協でお示しいたしました基本的な計画、そして施設の整備計画、これについては現在もそのままでございます。

ただ、これを一気に整備をして、そしてすぐ軌道に乗せられるかといいますと、やっぱりどういうものを提供して、どういう体制で、どういう経費がかかって、そして地元への影響はどのようなものがあるかということもございまして、そういう意味で、今、実証実験といいますが、プログラムをモデル的につくって、それでまずはやってみようということで今おろしまして、その結果をもとにして整備計画なりがもし変わるかもしれませんので、このプログラムのモデル事業をした上で、その反省、そして検討をして、正式には施設整備のほうに進んでいくというふうになります。

ですから、その時点で計画が変わるというようなことがありますれば、皆様にまたご報告

を申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思ます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 基本的なところは変わりなく、まだ経過措置の中で進んでいるためにまだ示されていないと、こういうことのようにありますけれども、その点については理解をいたしました。したがって、平成32年度から具体化したいということではありますが、ことし、来年のいろんな経験を踏まえながら、32年度に本格始動がされますようにぜひご期待を申し上げながら、この項目については終わらせていただきたいというふうに思います。

質問の6に入りますが、県内外教育委員会との連携のもと、その利活用を図るための施策と現状はどうなっているのかというような点について質問を申し上げたいと思います。特に教育旅行などについて補足いただければというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、県内外の教育委員会、学校等だと思ますが、との連携した利活用についてであります。現在のところ、まだ具体的な対応を進めるまでに至っておりませんが、これまで行ってまいりました教育旅行につきましても、大井沢地域のみでは1学年の人数を受け入れることができない場合もありますので、そしてまた岩根沢などに分宿して対応を行っている状況などもありまして、さきにお答えしましたように、モデル事業を実施しながら魅力的なプログラムや運営、組織体制、施設整備の見直しなど、より具体的な対応を検討し、対応を進めてまいります。ただいま副町長から答弁ありましたように、プログラムを整備しながらやっておりますので、その点はご了解をお願いしたいと思っております。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 平成32年度本格始動させるための目標値にされているわけでありませけれども、例えば教育旅行であるとか、あるいは今ある施設を点から線に結びつけながら利活用できるという、一つの実行面でできる部分というのはもう既にあるわけでありませから、それを具体的に自然教育学習センターの中でさらに体系化していくと、こういうふうなことになると思ますので。現状、教育旅行なり、そういうものがどういうふうに動いているのか、大分少なくなっているという状況もあるようでありますけれども、実は32年度を目標にしたにしても、現状難しい事業が32年度になったから一挙によくなるということは、私は余り期待できない部分がありますので、やはり事前のインターバル的なところがあって、32年度に本格的始動ができるという一つの経過があると思ますので、その辺の現状、教育

旅行の現状と、それから今後に向けた取り組みの見通しについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、これまでの教育旅行であります、まず現状につきましては、先ほど来申し上げましたように民宿の数が減少しているというようなことで、大きな学校は受け入れられないというような状況でありまして、それに伴って他地区に分散してというようなことも今やっているような状況であります、これまでの体験旅行につきましては農家民宿体験、要するに農家の民宿の皆さんにお願いして、その民宿でのそれぞれの体験をお願いしておいたというのが現状であります。

ですから、それぞれプログラムメニューはばらばらでありまして、そうでなくて、これからは大井沢の宝である自然学習、これを自然学習をメインにしながら、民宿の皆さんには泊まってその家族との中での体験をしてもらって、そして、あとは自然学習をプログラムに組み入れた、西川町の体験は自然学習だというような、そういったメインのものをつくってというようなことで、これまでも何度か試行錯誤してまいりましたが、なかなかそこがマッチングしなかったというようなところがありますので、さらに、やはりこれからの体験旅行につきましては、農家体験もそうですし、さらに大井沢ならではの自然学習、今、自然学習は全国的に学校でそれぞれ取り入れられておりますので、そういった面での先進的な自然学習をメインにできればというようなことで進めておるところでありますので、その意味で、先ほど来申し上げましたようにプログラム、これをいかに完結するか、西川町大井沢の中でのプログラムにするかということでもありますので、現在、その試行錯誤をやっているというような状況でありますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

あと1分あるかないかですので、最後にしてください。

5番（佐藤幸吉議員） 実は、教育旅行なり、これからさらに西川町としての充実した取り組みとして、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

古くて新しい、夢のある自然学習構想であります、その中に、もしか学園構想というものがあると思います。充実発展をさせるための施策ではないかというふうに思っております。名称も自然と調和があらわれておりますし、物語性も感じられますし、もっと活用すべきでないのかと、こんなふうに思っております。したがって、私は、学校がそういう施設になるわけでありまして、大きな看板として、やはり自然教育学習センターかもしか学園など

という名称があのかの門のところに飾られれば、非常に大きな西川町のシンボリックな施設になるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、ぜひ、かもしか学園の名称を今後使われるようにぜひお願いを申し上げたいと、こういうふうに思っております。

最後になりますけれども、体制づくり、あるいは一步一步前に進めるというようなこと、それから町民と一緒にあった取り組みをする、そして、やはり32年度という目標が掲げられた以上、それに向かってぜひ本格的始動がされるようお願いをします。それと、やはり町民と一緒にあった取り組みによって、自然教育学習センターの事業が町民に潤いと経済的効果をもたらすことになりましますように申し上げまして、今後の町の取り組みに期待を申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

伊藤議長 以上で5番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤耕二議員

伊藤議長 続いて、3番、佐藤耕二議員。

〔3番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤耕二議員） 3番、佐藤耕二です。

私は今回、農林業対策を早急にして、一般質問をしたいというふうに思います。

農林業に関しましては、今まで数多くの議員が多岐にわたって質問しております。その一部、再度検証していきたいというふうに思います。

第6次西川町総合計画では、地域の生命産業である農林業の活性化を目指しております

けれども、4年以上が過ぎた今、いまだに問題が山積みしているように思います。

この席で全てを取り上げることはできませんけれども、高齢化社会の中、西川町の将来を見通し、今後どのような農林業施策をするのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

まず最初の質問です。

日本全国でも、耕作放棄地は年々ふえ、日本全体では、埼玉県の面積に匹敵する放棄地があるようです。西川町でも年々増加の傾向にあります。景観問題、害虫問題、また、農業のなり手不足、土地の集約化などの中で具体的にどのような対策をとっていくのか、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 佐藤議員のご質問にお答えしますが、ご質問は、耕作放棄地と土地の集約化の対策についてであります。農地は、食料生産を担うだけでなく、洪水、土砂災害などの自然災害の防止や鳥獣による被害防止、集落の景観保持など、住民生活や集落形成において大きな役割を果たしておりまして、活用できる農地は利活用すべきであると考えております。

町内の遊休農地につきましては、約50ヘクタールとなっております。

農地の担い手への集約化につきましては、平成29年度末で耕地面積542ヘクタールに対し集積面積が116ヘクタール、で集積率21.4%となっております。

耕作放棄地の防止と農地の集約化対策につきましては、耕作放棄地が発生しないよう、農業者や所有者に農地の有効活用と地域の担い手対策につきましてご理解とご協力をいただくために、「人・農地プラン」や集落営農を全町を挙げて取り組んでおります。

また、農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を行い、遊休農地があった場合には、所有者の方に指導、助言を行っております。

農地の集約化につきましては、「人・農地プラン」や集落営農において農地の有効利用について話し合いを行い、集約するとともに、農地中間管理機構の活用を呼びかけております。

農地中間管理機構の活用状況につきましては、平成29年度末で26人、面積7.7ヘクタールを集約しております。農地中間管理機構につきましては、安心して農地を貸し付けできることや手続の簡素化、税制面の優遇措置などもありまして、今後も利用者がふえるものと考えております。

昭和46年から米の生産調整を行ってきました減反政策が今年度廃止されまして、さらに10

アール当たり7,500円の米の直接支払交付金も廃止されるなど、国の米政策が大きく転換しております。

町といたしましては、今年度、農業委員会の組織強化を図ったところでありますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地の有効利用、集約に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 町のほうでは、昨年29年の7月から8月の2カ月間にわたりまして、耕作放棄地の全体調査をしているかと思えます。

その中で、今の町長の答弁にもあったとは思いますが、再度、町内の耕作地の面積、それから、放棄地の面積がどれくらいあるのかお聞かせ願えればなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は農業委員会事務局長、荒木事務局長。

荒木農業委員会事務局長 耕作放棄地と申しますか遊休農地関係につきましては、毎年7月から8月にかけて農業委員会等で調査をしているところでございます。

昨年度の調査結果につきましては、遊休農地が50ヘクタールというふうになってございます。

今、議員のほうから耕作放棄地という言葉もございましたけれども、一応、取り扱い上につきましては、耕作放棄地としては農林業センサス、これは5年に1回行うものでございませぬけれども、この中において、以前耕地であったもので過去1年以上耕作を行わず、しかもこの後も耕作をしないという、そういったものと定義されておまして、これは統計上の用語でございます。

ですから、特別誰かが管理をしたというものではございませんので、このセンサスの中においては、2015年のセンサスにおいては20ヘクタールと、こういうふうに出ております。

遊休農地につきましては、農地法において行っておりまして、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地または周辺の農地と比べまして著しくその機能が劣っているということで、これについては毎年農業委員会で調査をして上げている数字でございます。

そういった意味において、耕作放棄地と農業センサスという、耕作放棄地と遊休農地の間には乖離がございまして、遊休農地のほうが多くなっているというものでございます。

以上です。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番(佐藤耕二議員) 一般的に言いまして、耕作放棄地というような言い方が一般的ではないかなと思いますけれども。今、局長のほうからも説明ありましたけれども、多分農業委員会等でこの調査をするときに、3段階ぐらいに分かれているのではないかなというふうに思うわけですが、その3段階をどう評価するのかというので、やっぱりヘクタールというか面積が違ってくるといふふうに思うわけです。

ですから、一概に多分言えない部分もあるかと思いますが、今、私この席では、要はどれぐらいそれに該当する、らしきものと言ってしまうのがおかしいんですけども、年々、先ほど言ったようにふえているような中で、全体でどれぐらいの割合であるのか、その3段階全てひっくるめても構いませんので、それをちょっと教えていただければなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は荒木農業委員会事務局長。

荒木農業委員会事務局長 議員おっしゃるように、遊休農地、俗称皆さん耕作放棄地と申しておりますけれども、その調査につきましては色分けをさせていただいております、すぐに草刈りをすれば耕地に戻れる、あとは重機等を入れて戻す農地、あとは農地に戻すのは非常に不可能であるというような段階で色分けをしながら、調査をさせていただいております。

その調査の中身、数量については、ちょっと手持ちがございませんけれども、それを含めて50ヘクタールということでございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番(佐藤耕二議員) 今の50ヘクタールというような面積は、昨年の7月、8月の2カ月にわたった調査の結果というふうに捉えてよろしいかと思うんですけども、その前の調査、いつやったかちょっと確認しておりませんが、それから見ると実際どれくらいふえていらっしゃるのかどうか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は荒木農業委員会事務局長。

荒木農業委員会事務局長 毎年度調査をさせていただいております、今年も8月までして今集計をしておりますけれども、28年度においては、耕地面積542ヘクタールで遊休農地が57ヘクタールでございました。

29年度については、542ヘクタールが耕地面積で、遊休が50ヘクタールと、若干減ってご

ざいますが、これについては、草刈り等を皆さんしていただくようになって、耕地保全をしていただくとともに、農地を全て使わないんですけれども、部分的に活用していただいたりして、皆さんから保全をしていただいているというのが状況でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 今お聞きしますと、28年から29年かけますと7ヘクタールぐらい放棄地が少なくなっているというようなお話です。これは、やはり見方かなという気がします。見方というか考え方というんでしょうかね。

実際、私ども大井沢のところでも一部砂を入れてもう一度農地、もう一回やり直したりとか、いろんなことをやっておりますけれども、やはり今後長い目で西川町を見た場合、例えば5年後でも10年後見た場合に果たしてどうなのかなということで、今近々の問題もそうなんでしょうけれども、やはり長い目で見た場合のこの放棄地をどういうふうに考えていくのかと、どのような手だてでやっぱりやるべきなのかなというようなことだというふうに思います。

いろいろちょっと調べてみますと、寒河江市では、耕作放棄地を新たに耕作した人には補助金を出すというような制度があるというようなこともちょっとお聞きしております。その辺、ちょっと具体的にどういう補助金なのか、今言った3段階も寒河江もあるのかどうか分かりませんが、その辺もしわかる情報あれば教えていただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 寒河江市で、耕作放棄地への支援といいますか、その件につきましてのご質問でございます。

この事業におきましては、国さらには寒河江市で、国の事業につきましては耕作農地等利用促進交付金ということで実施しているものでございます。

それは、総事業費が、耕作放棄地、先ほど局長からも答弁ありましたが、荒廃地、いわゆる遊休農地です、遊休農地のそれぞれ農地法に基づく32条第1項1号、2号に該当する農地というようなことで、例えば再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地などというふうな位置づけをした農地でございますが、そういった農地を新たに作付、作物を再開するために再生作業、土壌改良等の事業に対して支援するものでございます。

これにつきましては、総事業費が200万円で、1件当たりです、定額で1反歩10アール当たり2分の1で5万円というようなことで交付するものでございますが、寒河江市におきま

しては、それに補助2分の1の部分に3万円の追加交付をして実施するというものでございます。

これにつきましては、この事業は現在のところ、実施における交付金の補助金の交付状況でございますが、今年度、前年度ゼロ件ということで、その前は2件ほどありましたけれども、事業についてはそのような状況だということでございます。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番(佐藤耕二議員) 今、寒河江市のお話をお聞きしたわけですが、寒河江市に比べてやはり中山間地の多い西川町はやはり条件的にも非常にそういう可能性、放棄地の可能性が高いのではないかなというふうに思うわけですが、寒河江でもそういうふうな補助金制度をやっていると。2分の1のところは3万円ですか、やっていらっしゃるということで、該当がないということでしたけれども、では、果たして西川町でも、そういうふうな制度を活用しながら西川町独自のやつをつくれぬのかなというふうに思うわけですが、これ今、今じゃどうだというわけでもないんですけれども、やっぱり先ほど言いましたように、将来的な西川町を見た場合に、こういう耕地がどんどんふえてしまうと。

やはり農業をやる方の担い手もどんどん少なくなっているような状況ですから、これがもっともっと顕著になるのではないかなというふうに考えられるわけですが、その辺に前向きにやはりいろんな施策を、例えば、10アール当たり5万円は可能でしょうけれども、3万円の上乗せを例えば町としても、金額的にはそんなに大したことないと思うんですよ、ですから、少しの耕作放棄地と言われるものを少なくするためには、そういうものを積極的に活用すべきだというふうに思うわけですが、近隣市町村がどうのこうのではなくて、西川町独自としてもそういう方法を考えていただきたいというふうに思うわけですが、町長いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町の将来を見越した農業であります、これはこれまでもご説明いたしておりますように、西川町の農家の耕作面積等につきましては、従来より五反百姓、50アールが平均的でありまして、1町歩を越す農家が非常に少なかったということでありまして、やはり一農家で、農業で一年間を暮らせる、生活できるとなれば1町歩以上とか、国のほうでは、集落外のところでは4町歩以上を農家というような、そういった捉え方をしておりますが、4町歩でもなかなか厳しい状況であります、そういった意味を含めて、まず西川町

では、担い手も含めて、要するに農家を継ぐ、農家をやりたいと、そういった意欲を持たせるためには、まず1年間を通して収入を得られる農業をすべきだということでこれまで進めておりました、特に夏の水稻、それから野菜等も含めてになりますが、それとあわせて冬の収入、こういったもので今進めておりますのが啓翁桜であります。

ですから、1年間を通して収入を得られる職業、これが非常に、1次産業、2次産業もそうですが、これが非常に重要だというようなことでこれを進めておりました、やっと啓翁桜も含めて年間で約1,000万をめどに、めどと申しますか、現実に今なされている方もおりますが、そういった農業をしなければ、農業は家庭菜園で終わってしまうということになりますんで、そういった意味を含めて、まずは大きな担い手をいかにつくるか、そういった農業形態をつくるべきだと思っています。

そしてあとは、小さな面積でもそこから高収入が得られる、ただ単に露地栽培でなくてハウス園芸、こういったものも含めて農家の皆さんにご提案をして、そして、何とかしてそれを実践できる農家があればというようなことで、いろんな農家とも話し合いを進めておまして、それはこれからもさらに続けていくべきだと思っています。

そのようなことで、特に遊休農地等ではありますが、遊休農地の大半が中山間、まさに中山間で山間部であります。ということは、ご承知のように、山間部の田畑、段々畑、棚田、まさに棚田でありまして、今ちょうど稲刈り前の草刈りが始まっておりますが、草刈りをやるにも、3段、4段とあの畦畔を刈らなければならないと。

ですから、高齢化しますと当然できなくなる。若いうちは大丈夫なんですけど、そういった意味を含めて手離される方もありますし、今回のような災害等でそれぞれ個人負担が多額であれば、もう田畑は手離すというような、そういった方もありますんで、そういった面での町の支援が重要だというようなことを考えています。ですから、いかに田畑を手離さないか、そういった施策であります。

ですから、今回の災害につきましても、そういったことで対応をしたいと思っておりますが、それとあわせて今の遊休農地等につきましては、これまで、先ほど申しましたように啓翁桜、さらには企業等も含めて新たにブドウ、それから桃等の園地をつくられておりますので、そういったものを、遊休農地を活用しながらやっておりますんで、そういった面も含めて、必ずしも農家だけではなくて、いろんな企業も含めて、町内企業でありますが含まれて、利活用を進めていきたいと思っておりますので。

先ほども言いましたように、まず農業で生活できる農家をいかにつくるか、そして担い手

をつくるかだと思っていますんで、そして、先ほど説明ありましたように、農地の集積、集積率につきましても大分効果が上がっておりますんで、さらに農業委員会、農業委員とそれから補助員等も含めて、それぞれの農家に説明をしながら理解を得ていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 町長の農業に対する考え方をお聞きしました。

私、この質問は、耕作放棄地というようなことにちょっと限定させていただいておりますので、その中で寒河江みたいな補助金をもう少し町でも活用できないかなということ、活用じゃないですね、それを生かして町の独自のやつをできないかどうかということですけども、その点だけでちょっと町長もう一度お願いします。

伊藤議長 小川町長、簡潔に。

小川町長 前にも議会の中である議員の方から農家に直接支払い、こういったものを想定すべきでないかというようなこともありましたのですが、その後、中山間の直接支払いがありまして、特に中山間の直接支払いにつきましては、西川町の場合ですとほとんどが該当となっております、その2分の、2分の1じゃないないな、4分の1だけか。

〔「4分の3」と呼ぶ者あり〕

小川町長 4分の3、ちょっとあれなんです。そこにかさ上げ補助が、相当の額があります。

ですから、西川町で、それだけでも4,000万ほどでありますので、相当の額、寒河江市ですと中山間等の直接支払い等もありませんので、そういった面での町の支援策もありますが、さらに、議員言われましたようにどういった形で今後、先ほど言いましたような平均50アールの農家をどう救うかというような、そういった面で今回の減反政策とあわせて考えるべきと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 今、先ほど町長から水稻というお話ありましたけれども、現実問題、西川町を見ますと、やっぱりそういう放棄地に関しましては、ソバとか、それからワラビとか、そういうような山菜ものを植えているところが大分多いんじゃないかなと思います。

今現在、交付金としましては、環境保全型農業直接支払交付金ということで、ソバの有機栽培、これに対して10アール当たり3,000円、29年度の実績では64ヘクタールほどあります。

また、園芸作物産地化推進事業交付金として、ワラビに対して10アール当たり2万円とい

うことです。ただ、ワラビの場合は、29年度の実績は14.2アールしかなかったということで、2万8,400円の支出しかなかった決算書になっておりました。

やはり、前にも非常にソバということできいろいろやってきたわけですが、ソバに対する交付金、10アール当たり3,000円あるいはワラビに対する、山菜でしょうね、の交付金、この辺は、先ほど言ったように今現在だけ、西川町先々を考えた場合にこの辺は適正なのか、それとももう少し上乘せする必要があるのかどうか、その辺は今現在どこまでお考えなのかわかりませんが、何か考えありましたらお聞かせ願いたいなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 遊休農地、耕作放棄地も含めてであります。等につきまして、新たな農産物を植栽するといった場合は、そうするとそこから生産を得るといようなことにつきましては、産地づくり交付金で対応しておりますし、さらに、その中で産地づくり交付金の配分につきましては、特に西川町で特徴的なものについて配分をかさ上げ、町のかさ上げではないんですが、全体的な中での配分をやっているといようなことになりますので、農家の皆様のご意見を聞きながら、年度年度の国からの交付金の配分をやるということになりますので、これは、現在のところ国の対応はこれを廃止するといような、そういった状況にありませんので、さらにこういったものを見据えながら、今後とも産地づくりをやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番(佐藤耕二議員) いろんな方と色々なお話をさせていただきますと、やはり例えば、ソバをもう少しやっぱり機械化するためには、町のほうで機械を購入してもらって何か活用できる方法はないのかなとかという話もありました。

あるいは、具体的にどこのというわけではないんですが、体育館などを活用しながら乾燥室にできないかといようなお話なんかもありました。

やはり、そういうことは、町長のほうから今農業の方と色々なお話をしながら進めているといようなふうにお聞きしたわけですが、直接そんな方と色々なお話ししてみますと、もっともっと農業者と話すべきではないかという話がいっぱいあります。もう少し提案したいこと、話したいこと、いっぱいもっとあるんだけど、どうもそういう機会が少ないといようなお話も実はあるわけですが、その辺は今の現在の話し合いで足りているといようなちょっとおかしいですが、十分だとお考えなのか、それともやはり、もう少しいろいろな面で話すべきことであるといようなふうにお考えなのか、その1点だけお聞きしたいと思いま

す。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 農家の皆さんのご意見を伺うべきではないかというようなことでありますが、年に2回ほど認定農家の方との意見交換会等も含めまして、あとはそれぞれ各地域を回って農家の方と直接お話もしておりますし、私も田んぼ、4反歩ほどつくっておりますので、そういった中で、いろんな方との具体的な話などもしながらやっておりますので、もしそういったご意見があるとすれば、議員からも情報を入れていただきながら、そして私のほうでも対応したいと思いますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） もしあればでなくて、あったから話したわけですけども、その辺農業者ともう少しいろいろお話ししていただければと思います。

ちょっと時間が少なくなってきましたので、次の2番目の質問に移りたいというふうに思います。

現在、町の顔となる特産品として、先ほど町長からもありましたけれども、啓翁桜の推進に力を入れているというふうに思います。しかし、山菜王国というふうに標榜している西川町は、どの山菜に力を入れていたのか、またこれからいくのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、町の顔となります特産品の取り組み、特に山菜王国を標榜する本町の山菜栽培振興の取り組みについてであります。

山菜以外の町の顔となります特産品づくりにつきましては、本年度から具体的な取り組みを行っております、啓翁桜の振興を図り、販売額1億円を目指し、現在国・県の協力を得ながら生産組合、JAさがえ西村山農協とともに、大規模園芸団地化計画に基づきまして積極的に事業推進を図っているところであります。啓翁桜も町の顔となる生産物にしていきたいと思いますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、山菜等栽培振興の取り組みにつきましては、初めに、キノコにつきましては、平成27年に西川町キノコ等生産協議会を立ち上げ、生産技術、品質及び生産量の向上を目指しまして研修会や先進地視察などを実施するとともに、生産振興に係る補助金などを積極的に交付しまして、その生産拡大に努めております。

しかし、植菌数はふえたものの、近年の異常気象等によりまして生産量の減少が見られま

して、そのため、昨年その改善を図るため月山から採取しましたナメコ菌を培養しまして、オガ菌による原木ナメコ栽培を新たな生産方式と定め、実証実験事業を実施いたしたところ
であります。

その結果、一定の成果が見られましたので、ことし春の植菌時には、新たに培養したオガ
菌による栽培方法の研修を行いまして、各地区組織に広く普及を図ったところ
であります。

次に、山菜についてであります。これまで特に大井沢や小山地区などで転作作物とし
ましてワラビ、ゼンマイ等の生産拡大に取り組んでまいりましたが、生産者の高齢化や担い手
不足によりまして、数年後には極端な生産の落ち込みが見込まれておりまして、農業生産者
に限らず、山菜を扱うほとんど全ての宿泊・飲食業にとって大きな課題となっております。

そのため、本年度から3カ年間、国の山村活性化支援交付金事業を導入しまして、「町ぐ
るみ山菜きのこ産業振興プロジェクト事業」を実施いたしております。具体的な内容とい
たしましては、フキノトウ、タラノメの促成栽培の促進、ネマガリダケ等の荒廃園地再生事業
として山菜オーナー制度の導入支援、各地域での山菜キノコ栽培講習会の実施、町ぐるみ
山菜等の栽培促進といたしまして、新たに2地区のネマガリダケ栽培の支援などを実施いた
しているところ
であります。

このように、町といたしましても積極的に山菜、キノコの栽培促進に取り組んでおります
ので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 今の町長のお話の中で、山菜のほうですけれども、フキノトウとタ
ラノメのほうにも力を入れていきたいというお話がありました。

3年かけてででしょうかね。正直言いまして、私フキノトウとタラノメというのはちょっと
初めて聞いたような気がするんですけども、具体的にフキノトウは真室川町は非常に有名、
有名というかきちんとやっ
ていらっしやると思いますし、タラノメもやはり同じだと思いま
すけれども、フキノトウ、タラノメに力を入れてと、ちょっと何か具体的にもう少しわかる
範囲内で教えていただければなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 フキノトウとタラノメの振興という点でございます。

これまで、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、ワラビ、ネマガリダケ等、町全体に
普及拡大を図ってきてまいりましたが、先ほども町長からも答弁ありましたが、周年農業の
確立というふうな視点もござ
います。

それで、ただいま啓翁桜、振興しておりますが、その促成室があるわけございまして、その促成室を活用して、何とか早出しの山菜ができないかという取り組みも、この「町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクト」で検討させていただいております。

その品目としましてフキノトウとタラノメというようなことございまして、それをまず試験的に地域で栽培していただけたところがございましたので、そこに植栽をさせていただいて、振興を図ってまいりましょうというふうなことで取り組みをさせていただくものでございまして、そのようなことで、その2品目を新たにつけ加えましてさせていただいているということでございますので、よろしくお願いたします。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） ぜひ成功させるように願っております。

西川町の少し目玉になるような山菜になればなというふうに思います。

ネマガリダケのオーナー制というお話も先ほどありましたけれども、実際私も、小山のその産地を見てきましたけれども、正直言いましてまだまだかなというふうな気がしますので、ぜひこの辺なんかに、もう少し力を入れていただきたいなというふうに思うわけです。

今、山菜王国といっても山形県全体を今山菜王国と言っているんですね。秋田県も山菜王国と言っているんです。特に山形県では、最上地方の町村はみんな全部どこでも山菜王国と言っていて、やっぱりそれだけの成果を上げているなというふうに思います。

ですから、西川町も山菜王国と言っている限りは、やはり、さっきの転作利用も含めましてぜひ一つの大きな目玉になるような山菜、キノコも含めましてやっていただければなというふうに思います。

この山菜なんですけれども、6次総の前期実施計画があるわけなんですけれども、その中で平成30年度の目標値が47.6トンというふうになっております。また、さらに35年度では57.3トンの目標値を出しております。30年度といえば当然ことしなわけで、ことしの数値は出ていないかと思っておりますけれども、昨年度あたりどのぐらいの実績あったんでしょうか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 山菜の生産数量、29年度の数量についての問い合わせでございます。

この調査につきましては、全国林野庁で実施しております特用林産物生産統計調査がございまして、本庁におきましては、いきいき直売所等の、大井沢も含めまして直売所、さらに

は総合開発株式会社、農協さん、さらに西村山地方森林組合、その他個人の販売店を対象としまして出しているものでございます。

そのトン数につきましては、残念ながら29年度については26.5トンということで、大変少なくなっております。理由におきましては、やはり直売所等の生産者等の高齢化、さらには天候による数量の、例えば山採りのネマガリダケが昨年ほとんど出なかったというようなことがあります、そういったところが非常に大きく影響しております、トン数においても非常に下がったというようなことでございます。

したがって、目標まではなかなかその状況では、今そのような状況の中でちょっと下がっているというような状況でございます。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 山菜王国、ぜひ必要だと思いますし、頑張ってくださいというふうに思うし、また、できることならば私どもも、私もこの間、栽培講習会ですか、ちょっと行ってきましたけれども、やはり何とかしてやりたいなというふうに思います。

西川町の町立図書館には山菜学コーナーがあって、正直言いますと何年もかわりばえしないなというふうに思います。あそこの活用なんかもほとんどされていないなと思いますし、それなんかも含めまして今後考えていただければなと思います。

ちょっと1点だけなんですけれども、ワラビ栽培、今まで町で推奨してきたわけですが、この間、小山の対話の集いのほうで出たわけで、私、ここの席で言うのもちょっと何なんですけれども、今までやってきた経過がありますので、ちょっとあえて質問させていただきたいと思います。

ワラビをことしは総合開発株式会社で購入を中止したというお話で、小山の人も非常に困っておりました。その後私、何人かの生産者に聞いたんですけれども、やはり中止だということでした。生産加工グループがいるわけで、そうすると全体的に今言った山菜王国のことなんかも含めまして、非常に逆行しているのではないかなというふうに思うわけですが、これに関して、ちょっと余り時間がないので一言いただければなと思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 ワラビの集荷がNSKでしないと、町で購入しないというようなことになったというふうなことでございますが、これにつきましては、総合開発株式会社のほうで大手の山菜加工業者と提携をしております、これまで小山その他の山菜を多く仕入れて出

させていただいた経過がございます。

ただ、残念ながら、ここに来まして業者が負債により倒産をしてしまいまして、実際これまで出していた数量を引き取り手が今のところなくなってしまったというようなことがございます。そういったことが影響しまして、現在、これまでやっていたような大量に購入して販売するというようなことがちょっとできなくなったというようなことがございます。

したがって、できるだけ直売所等の販売で頑張ってもらいたいというようなことに取り組むと、さらには、このたびのプロジェクトによりまして、やはり農産物集出荷促進制度というようなことで、できるだけ皆さんが出せるような体制をつくれなかなというふうなことも踏まえて検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 実際そういう話も、非常にみんな困惑しているという話もありました。それに対して、やはりNSKのほうからも、あるいは町からも詳しい詳細な説明もなかったと、私らはどうすればいいんだというお話でしたので、その辺は町のほうからも総合開発のほうからもそういうきちんとしたお話を、あるいは来年に向けてどうすればいいのかも含めまして、その辺をきちんとやっぱりお話ししていただくべきではないかなというふうに思ひます。

次の質問に移ります。

3番目の質問になりますけれども、林業政策を進めるためには、非常に効果的な森林整備が必要になってきます。そのためには林道、作業道の整備が不可欠だというふうに思ひます。

しかし、その維持のための草刈り作業等は、高齢化の著しい地域では負担がふえて将来的に見ると厳しい状況にあるというふうに考えます。その解決策の一環として、町で動噴（小型噴霧器）ですけれども、これを購入していただいて、除草剤を散布することによって草刈り作業が軽減できるのではないかなというふうに思ひます。

場所によりましては、当然路肩の軟弱の問題、豪雨のときの土砂流出等いろんなことが考えられますけれども、それぞれの地区、それぞれの団体と協議しながら実地することによって、解決できるのではないかなというふうに考えるわけですが、林道、先ほどの整地補修等、それから、すみません、林道の先ほどの整地補修等などに緑環境税をもっと活用できないかなというふうにあるわけですが、2つの質問になりますけれども、町長の

見解をお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 各地区の高齢化によります林道等の除草作業の負担軽減策並びに林道維持管理に山形緑環境税を活用できないか等でありますが、現在の林道の維持管理につきましては、各地区が管理する林道及び作業道の路線数149路線、総延長198キロメートルを各地区の管理する林道等の延長割合で林道等維持管理交付金として総額100万円を交付しまして、各地区の林道の管理費用としておるところであります。

また、各地区が実際に行った林道及び作業道の除草及び修繕に要した材料費及び機械の賃借料に補助率10割、限度額10万円以内による林道等維持管理事業補助金として交付いたしております。

このたび議員のご提案であります、除草剤散布による除草につきましては、ある地域からの申し出によりまして実施している地区もございますが、除草剤費用及び動力噴霧器の賃借料について補助金を交付いたしております、一定の成果も確認をさせていただいております。しかし、環境への配慮も必要となりますので、実施に当たりましては地域の中で問題とならぬよう対応をいただいております。

また、緑環境税の活用の件であります、現在のところ林道等の維持管理に係る交付基準がありませんので、ご了解いただければと思います。

林道維持管理につきましては、町といたしましても、議員ご指摘のとおり、各地域の高齢化に伴い非常に厳しい状況となっております、今後については十分な検討の必要性を感じております。

その中で、あすの議会全員協議会の中でもご説明を予定いたしておりますが、国におきまして、新たな森林経営管理制度の創設並びに森林環境税及び森林環境譲与税の創設が予定されておまして、国の動向を踏まえながら今後の森林の管理及び林道網の整備、維持管理につきましても検討を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 一部の地域でやっていて、それなりの効果を上げているというようなお話もありました。

これは、やはりどこの地区でもやっぱりそういう高齢化になっていると思いますので、これも今先々の目の前じゃなくて、やはり5年後、10年後を本当に見た場合に、西川町をどう

すべきなのか、林業政策をどうするのかということ考えた場合に、やっぱり今動き出していかないと遅くなるのではないかなというふうに思うわけです。

当然、先ほどのお話の中で、環境に関しての問題もあるでしょうし、ただそういうことはやっぱりわかりますけれども、例えば県道も一部除草剤まいたり実際やっているわけですよ、でもこれに対しては、環境問題でどうのこうのという話ではもちろんなくて、非常にきれいになってというお話しかないわけですが、

ですから、まして山の中の林道あるいは作業道まで含めるかどうかはともかく、その辺はやはりもっと積極的に考えてもらってもいいんじゃないかなというふうに思います。

やはり各地区では、やはり人が少なくなることによって各地区のやっぱり財源もかなり厳しくなっていると。先ほど来からありました町の財源という話も当然ながらあるからこれは十分わかります。私が思うのは、今、町長からありましたように、林道維持管理交付金が100万円、それから同じ林道維持管理補助金が100万円、200万円あるわけですよ。これに対して、町では機械の借り上げ代とか補助費として出しているということですが、草刈り機1台に対して1,000円だと思えるわけですが、それに参加人員を掛けて出しているということになると思います。それにしよんだら、人が少なくなるから逆に動噴でも除草剤でもやってもいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、ちょっともう一回その辺、今すぐやってほしいではなくて、やっぱり先々考えたらそういうことも必要なんではないかなということでお聞きしているわけなので、そういう観点からもう一度ちょっと回答いただければなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町有林の運営等も含めてであります、林道関係につきましては、以前は林道の補修というようなことで、特に春の融雪等も含めての補修であります、それに100万をそれぞれの地区に案分して交付しておたわけですが、その後、町有林運営委員会の中でも今ありましたように高齢化等も含めて、なかなか草刈り等もままならないというようなこともありまして、改めて100万をどう活用するかというようなことで、町有林運営委員会に諮って皆さんのご意見を聞きながら増額した経過がございます。

ですから、今後の林道の維持管理等につきましても町有林運営委員会の中で議論いただいて、意見をいただいて、そしてまとめていかなければと思っています。

特に、先ほど後段で申し上げましたように、森林環境税が来年度から交付になりますので満額ではないのですが、ある程度の指針は示されると思いますので、それらを踏まえて林道

の管理に皆さんのご協力を得たいと思いますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） じゃ、ちょっと時間が足りないので、次の質問に入りますけれども、ぜひ町有林等でも話し合っていたきたいというふうに思います。

4番目の質問になりますけれども、6次総合計画の中では、公共施設に木質バイオマスエネルギーを導入して推進するというふうにあるわけですが、前期の実施計画を見ますと明確に水沢温泉館に導入するというふうになっております。今もって導入しない理由を明確に説明していただければなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 木質バイオマスエネルギーの公共施設への導入についてであります。平成25年度に木質バイオマス利用可能性調査と水沢温泉館への木質ボイラーの設置を検討いたしたところではありますが、その施設の燃料となります木材チップの必要量は、年間約498トンと推定されておまして、調査時点での町内製材所から生産されます木材チップの量は、年間約211トンでありまして、十分な燃料が確保されない状況でありました。

したがって、今後、木材生産量の拡大を目指した取り組みの推進を図る中におきましては、木材チップの必要量確保のめど、並びにボイラーの耐用年数やメンテナンスコストなども勘案しながら設置についての検討いたしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） チップの全体生産量が足りないということは、前もお聞きしております。となれば、例えば木質バイオマスエネルギーの購入、導入は、じゃ町として諦める、諦めるというかないというようなことを考えてよろしいのかどうかですけれども、今、再生エネルギー、木質バイオマスに関しましては、いろんなところで実際にやっているわけですね。

この間、26年、27年ですかね、金山町に視察に行ったときに、そのときのお話では、年間200万から300万の燃料費の削減になるというふうにお聞きしてきました。そのうち70%が補助でやっていますよというような中で、やっぱりそれだけの燃料費の削減になるということもありました。

さらにことしの7月には、全国の地方創生、バイオマスサミットというのが行われております。基調講演として増田寛也さんが行っているわけですが、そのときに事例発表と

して、最上町の高橋町長さんも事例発表されているわけです。その事例発表を見ますと、2020年までに再生可能エネルギーが20%目標なんだと、木質バイオマス、太陽光発電を含めてやるんだと。一番大きな目的は、林業の再生、雇用の創出、環境への貢献であるというふうに言っているわけです。

ですから、そういうふうな視点からも十分必要なんではないかなというふうに私は思うわけですが、チップの原材料が足りないというだけでこれを片づけていいのかなどうかというふうに思います。その件に関して一言、何かありましたらお願いしたいと思います。伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、水沢温泉館への木質ボイラーの設置を今後検討しないのかというようなことでありますが、そうではありませんで、まずは西川町では、もし木質ボイラーを入れるとすれば、温泉館が唯一であろうというようなことで、目指すは温泉館のボイラーの更新期を含めて検討するというようなことでありますので、決してそうではありません。

ですが、今のチップの消費量であります、消費量が温泉館のみで消費する量で果たしてチップの生産施設、こういったものを町の業者さんにお願ひできるかどうかであります。要するにペイできるかありますので、そういったことも踏まえて、今回も検討したんですが、そういったものも含めて、実施に当たっては十分な配慮をすべきだと思っておりますので、そのようにご理解をお願いしたい、決して諦めたというわけではございませんので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 水沢温泉館に対する木質バイオマスは、今後とも検討していきたいと、いろんなことで考えていきたいということだと思います。

町長も、5年ぐらい前でしょうか、非常に木質バイオマスエネルギーに対しての、それを産業おこしに取り組みたいんだというような気持ちが随分あったと思いますので、そのお気持ちをずっと引き続きまして、できれば前向きに考えていただきたいというふうに思います。

ちょっと最後の質問になります。

最後の質問ですが、一部の林道、特に基幹林道があるかと思っておりますけれども、基幹林道を町道に格上げできないのかなというふうに思います。

そうしますと、さらに管理が徹底し、町民にとってもプラスになっていくんではないかなと思うわけですが、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 林道の町道への格上げについてであります。町道につきましては、道路法第8条の規定によりまして町道に認定する基準を定めておりまして、本町におきましては、西川町町道認定要綱によりまして一定の基準を定めております。

町道に認定する基準といたしましては、主要集落または集落と基幹道路を連絡する道路等や主要公益的施設、主要生産施設及び主要観光地及び隣接市町村に通じる主要道路などを定めております。

また林道につきましては、森林の適切な整備及び保全を図るためのものでありまして、町道と林道の設置目的の違いがありますので、ご了承を賜りたいと存じます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 町道認定のために、町のほうでは基準があるというようなお話でした。これは当然だと思います。あると思います。ただ、その基準というのは今まであった基準であって、それを変えることは十分できるのではないかなと思います。

ですから、そういう方向性で向かうのか向かわないかというような考え方に沿ってその基準を変えるべきではないかなというふうに思うわけですが、その辺も積極的にお願いしたいと思います。

今、林道を町道に格上げするということによると、当然地方交付税が増額になるのではないかなと思います。今ここで数字が出るかどうかわかりませんが、そういうような増額分をやっぱり活用してその維持管理に努めるというふうにすると、もっと違う観点からやっていけるとは思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員からございました町道に係ります地方交付税について申し上げさせていただきます。

本定例会にも町道の認定議案を上程いたしておりますけれども、道路法の定めにより、町道認定の議会の議決を得て供用の告示を行い、現に供用を行っている町道については、地方交付税の普通交付税、これの基準財政需要額の算定に用いられておるところであります。基準財政需要額に用いられます町道の数値といたしましては、1つは面積、そして延長でございます。

面積につきましては、面積に町道の幅員等の規格あるいは寒冷地等の補正係数、そして単価を掛けまして、基準財政需要額が算出されております。平成30年度の単価、これが7万1,700円ということになっておりますので、今年度の基準財政需要額、これは約2億円と算

出いたしておるところであります。

延長につきましても、同じように、延長に補正係数並びに単価を掛けまして基準財政需要額が算出されるおるところであります。30年度の単価が19万4,000円となっておりますので、基準財政需要額は約3,800万円と算出いたしておるところでございます。

普通交付税の額といたしましては、基準財政需要額から基準財政収入額、これが控除されるということになりますので、平成30年度の目安といたしましては約1億8,000万円と捉えておるところであります。

ただいまありましたように、例えば、新たに幅員4メートル、延長2キロメートルの道路を町道認定いたしまして、供用の告示を行い、現に供用した場合、普通交付税の額の目安としては約100万円というふうに考えておるところでございます。

なお、本町の林道につきましては、基準財政需要額の算定の測定には用いられていないというところでもあります。

以上お答え申し上げますけれども、ご案内のとおり地方交付税の普通交付税、これの算定方法が特殊なために詳細は割愛させていただき、申し上げた額につきましては目安ということで捉えていただければ幸いです。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

あと1分そこそこですので、最後の質問にしてください。

3番（佐藤耕二議員） 地方交付税が約2キロで100万円。

私10キロで500万円なんて話をちょっと前聞いたことあったんですけども、それに近いかなというふうに思います。

それはどれに活用するかですけれども、やっぱり町道に認定することによって、やっぱりそういうような増額分も出てくると。それをうまく活用できないかということと、もう一つは、先ほど町長のほうからお話ありましたように、森林環境税の使い方ですね。これなんかもうまく使えば、こういうようなことにやっていけるのではないかと。そうすればいろんな方の、今の町民の負担といいますか、幾らでも減らして、やっぱりそれを存続させていく方法をとるべきではないかなというふうに思います。

今回の農林業に関しては、目先のやつもありましたけれども、やはり将来を見ながら考えなくてはいけない部分、それもあると思います。いろんな観点から必要だと思いますので、今後とも町の対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

伊藤議長 以上で、3番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時00分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

大 江 広 康 議 員

伊藤議長 続いて、2番、大江広康議員。

〔2番 大江広康議員 質問席へ移動〕

2番（大江広康議員） 議員番号2番の大江です。

午後から1番で、きょう最後の質問者になります。よろしくお願いします。

私からは、学校教室に冷房設備をということで質問させていただきます。

ことしの夏は、連日30度を超える猛暑日が続く中、小・中学校の子どもたちは大変な思いをしたと思っています。この猛暑は、ことしだけとは限らないと思います。また、熱中症の問題もあり、冷房設備は絶対必要と考えています。

そこで、お聞きします。

質問1。子どもたちの体調管理や学習環境の面からも冷房設備は必要と考えますが、検討はしていただいているのでしょうか。

お願いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの大江議員のご質問にお答えいたします。

学校施設への冷房設備の設置の検討についてであります。

学校施設における現在の冷房設備の設置状況につきましては、西川小学校では保健室、パソコン教室を兼ねた調べ学習室、図書室、職員室、校長室、会議室に設置いたしております。

西川中学校では、パソコン室、保健室、職員室、校長室に設置いたしております。

小学校、中学校ともに普通教室、特別教室には冷房設備はありませんので、熱中症対策といたしまして、小学校では、温度、湿度の計測を行いながら、児童の体調管理に努め、各教室に扇風機を設置し、また、小まめな水分補給などの対応を行っております。

中学校では、教室のドアを外して風通しをよくしたりするなどの対応を行っております。

しかしながら、国の基準では、教室の温度は28度以下が望ましいとされている中で、28度を上回る日も多くある状況にありまして、このような猛暑が来年度以降も続くようであれば、児童・生徒の学習に支障を来すことが予想されまして、冷房設備の必要性は高まると認識しております。

冷房設備を含めた空調設備の整備につきましては、国の補助制度もありますので、それらを活用しながら、来年度以降、冷房設備の設置を検討してまいりたいと考えております。

伊藤議長 2番、大江広康議員。

2番（大江広康議員） 今、町長のほうから回答あったわけですがけれども、学校保健安全法というのがありまして、教室の環境の温度が、当初10度以上30度以下ということがありましたけれども、それが17度以上28度以下と改正されておりますので、いいなというふうに思っています、小学校のほうに問い合わせをしてみたところです。

1週間ですけれども、教室の気温が低学年教室では30度をかなり超えています。32度、31度とか、ほとんど30度を超えています。それから、中学年教室でも32度以上、それから高学年でも32度以上というふうになっていますので、早急に対策を講じなければ、子どもたちがかわいそうだなと。また、全国的に見ても、亡くなっている方も子どもさんもおりますので、やはりこれは本当に必要じゃないかなというふうに思っています。

ここの安全法にも、ことしの夏の教室の温度や湿度の状況などを聞いて、基準を超える温度だった日が多いようであれば、大いに改善すべきというふうにはなっていますので、ぜひそこら辺はつけてもらうような、ただ検討するだけじゃなくて、つけてもらうような方向で考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 私も今、答弁しましたとおり必要というようなことで認識しておりまして、それに向けて来年度の予算も含めて、今年度の補正予算等でも対応になるかもしれませんし、そ

の辺は状況見ながらであります、ただ、今おっしゃられましたように、現在の学校の状況やら、学校との連絡調整をやっています学校教育課ありますので、課長のその辺の状況の認識等につきましても、あと補助金の状況につきましても、課長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 追加答弁を安達学校教育課長。

安達学校教育課長 教室の温度につきましてですけれども、小学校につきましては、7月20日には山形の最高気温は37.5度を記録した日でございます。そのときにおきましては、低学年、中学年、高学年ともに14時の段階で32度が記録されております。この日におきましては2年生の校外学習を予定しておりましたが、暑さのため中止をしております。学校のほうでもそのように、気温と教室の温度を見ながら、また外の気温も配慮しながら、予定の中止等も考えながらやっているところです。

そのため、普通教室につきましても、冷房の設備は今後検討していく課題になっていると思っております。

また、国の制度につきましては、学校施設環境改善交付金の中に冷房等設備工事というメニューがありまして、3分の1の補助があります。この補助を活用していきたいと考えております。

以上です。

伊藤議長 2番、大江広康議員。

2番（大江広康議員） 非常に笑い話のようで、ど素人の考えなんですけれども、今、一般家庭でもクーラーのないうちというのはほとんどないと思います。クーラーもかなり安くなっているんで、うちにつける室内用のクーラーであれば、1台10万円そこそこで買えるんじゃないかと。それを各教室に2台ずつつけたとしても、小学校、中学校合わせても、9教室ということで18台、180万円のできるんじゃないかというような話もあるわけですけれども、そんなに簡単にはいかないなというふうには思いますけれども、そこら辺についての何というか見積もりというか、そういったものはどうなっていますか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 各家庭にほとんどエアコンがついているということではありますが、まだ私のうちにはエアコンがついておりませんので。ですが、冷房設備の設置費用やランニングコストについてのご質問であります、質問2にあるわけではありますが、これを含めてお答えしますが、西川中学校につきましては、普通教室、特別教室に冷房設備を設置する場合、約5,000

万円と見込んでおります。

また、ランニングコストにつきましては、冷房及び暖房をエアコンで代用すると仮定した場合、現在の電気料及び暖房用灯油代の合計と比較しまして、現段階では約4割増しと試算いたしております。

そして、西川小学校につきましては、教室の天井は吹き抜けの構造になっておりまして、また教室と廊下に間仕切りがなく、オープンスペースとなっておりますので、冷房設備の設置につきましては、ランニングコストも考えながら、快適な教育環境のための設置法などについて学校とも検討を行う必要があると考えています。

現段階では、間仕切りをして普通教室及び特別教室に冷房設備を設置した場合、設置費用として約1億円、ランニングコストとしましては冷房設備の電気料として年間200万円と試算いたしております。

今、課長のほうから国の補助金の制度も説明あったわけではありますが、ご承知のように全国でこういった問題、課題が起こりまして、国のほうでも早急に各学校にエアコンの設置というようなことで動いておりますので、国の方針が決まれば、それぞれの都道府県、学校で設置がなされると思いますので、そういった場合のこの機材の調達方法、非常に大変なことも起こり得るのではないかなと、私なりに考えていますけれども、まずそういった面でランニングコスト、それと設置費用等につきましては今申し上げたとおりでありますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 2番、大江広康議員。

2番（大江広康議員） 小学校で大体1億ぐらい、中学校では5,000万。1億5,000万ぐらいかかるわけですね。

国も、新聞にも出ていましたけれども、一生懸命やるみたいに出ていましたけれども、やはり町として、国のどうのこうのじゃなくて、町としてやっぱり早くやってほしいなというふうに思っています。

特に西川町は、中学校1つ、小学校1つしかないわけですので、なるべく早くつけてほしいなと思いますけれども、そこら辺についてはどういうふうなお考えでおりますか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず中学校につきましては、まず旧態依然の学校といえますか、間仕切りのある古い設計に基づいての学校でありますので、さらに木造ということもあります。小学校も一応木造ですが。そういったこともありますが、ただ小学校の場合ですと、川沿いに空調、要

するに自然空調も考えられた設計になっておりますので、その辺は設計者とのご意見をいただきながらと思っていますので。

あとそれから、国の方針はどうあれまず町でというようなこともあります。町としましてでもでき得る限り補助金を交付していただいているということなので、今、県のほうにも要望を出しておりますので、よろしくお願いします。

伊藤議長 2番、大江広康議員。

2番（大江広康議員） 今、すぐ本題に入ってしまったんですけども、PTAとか、それから教育委員のほうからどれくらい前あたりからクーラーが必要じゃないかというふうな話は来ていましたか。

伊藤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 冷房の要望ですけれども、中学校からは、二、三年前から要望が来ております。といいますのも、以前は2クラスで二十二、三人のクラスだったんですけども、今度1クラスになると38名とか40名ぎりぎりの教室に在籍することになりますので、やはり中学生ともなれば体も大きいし、1つの教室にやっぱりそれぞれ40人ぐらいの子どもたちが入るということで、それについては本当に学習の効率からも要望が来ておりました。

小学校については、暑いという概念はありましたけれども、ことしのように屋外で子どもさんが亡くなられて、そんなことも今までちょっとなかったことですし、必要性はあるんですけども、それよりもやはりオープンスペースというようなこともあって、広い場所で、きちぎちしたところではなくて、ある程度工夫して活動できているので、ことしのような差し迫ったような要望はないと記憶しております。

以上です。

伊藤議長 2番、大江広康議員。

2番（大江広康議員） 町民と語る会の中で、ことし小学校のPTAの方々とも話し合いをしたわけですけれども、要望はしているんですけども、なかなか返事ももらえないというような話も聞いていましたので、今ちょっと質問してみました。

今後いろんな問題とかあった場合には、PTA、それから教育委員、教育委員会、各組織あるわけですけれども、そこら辺での合同での話し合いみたいなのは、あるんですか、ないんですか。そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

ただ、すみません、どこに行ったらいいのかわからないというのがあるんです。誰に言ったらいいのかと、学校で何かあったときに。そういうこともあるんで、その合同でやる話し

合いとかというのがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

伊藤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 要望事項についてですけれども、こういう設備面にかかわらず、いろんな教育内容及び子どもたちのいろんな課題につきましても、主に2つ現在のところあります。

1つは、西川町の連合PTAの協議会。小学校と中学校、今1つずつになりましたので、その小中のPTAの組織の連合体です。それが1つと。

それから、町の校長会として、学校の職員あるいは教育全般を見た要望ということで、私、教育長と町長宛てに毎年、先ほどのPTAのほうもそうですけれども、要望をいただいております。

以上です。

伊藤議長 2番、大江広康議員。

2番(大江広康議員) そうすると、そのPTAの中で何かある場合には、その西川町の連合会のほうでいろいろ話をしたりするというので、そういうあれでよろしいですか。はい、わかりました。

ちょっと時間もすごく早いようなんですけども、とにかく、町の宝である子どもたちが安心安全で、そして快適な学校生活が一日も早くできるよう希望し、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

伊藤議長 以上で、2番、大江広康議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

伊藤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時18分

平成 3 0 年 9 月 5 日

平成30年第3回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年9月5日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局 長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田真知子	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	片倉正幸	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

大 泉 奈 美 議 員

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

〔1番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

1番（大泉奈美議員） おはようございます。1番、大泉奈美でございます。

きょうは、2つのことについて質問をします。

初めての一般質問でとても緊張していますが、どうぞよろしくお願いいたします。

町長は、今年度から改めて4年間、町政のかじ取り役を務めるわけです。「 ”キラリ 月山” 健康元気にしかわ」をテーマとする第6次総合計画に基づき、町が出資する西川町総合開発株式会社に対して、産業振興や雇用の確保、地域活性化など町民が大変期待しているところです。今までも多くの議員が多岐にわたって質問をしていますが、改めて筆頭株主である町に対して、次の3点についてお聞きしたいと思います。

まず、1番目の質問です。

平成3年、資本金1億円で株式会社として設立した当初の目的と方針についてお伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの大泉議員のご質問にお答えいたしますが、3点のうちの最初の1点目の質問であります。西川町総合開発株式会社の設立当初の目的と方針についてであります。同社につきましては、当時、国より交付されました「ふるさと創生1億円」のうち5,300万円を町の出資金としまして、ほかに当時の西川町農業協同組合、本道寺地区会、西川町商工会、そして当時の山形交通株式会社、株式会社大沼、さらに当時町内にあった銀行3社の協力を得ながら、合計9団体によりまして平成3年12月6日に会社を設立しまして、翌年の4年4月1日から業務を開始いたしております。

設立当初の目的及び経営方針につきましては、町にとって課題となっておりました地域資源の高度活用を目指した新しい産業の創出、雇用機会の確保、自治体における企業的経営、民間活力の導入などに対して、将来に開かれた活力ある地域社会を形成していくためといたしております。当初の業務等につきましては、町が主体として取り組んできました月山自然水製造販売事業、ふるさとクーポン販売事業を初め、月山湖売店事業、月山荘の宿泊事業など、既存の事業を継承発展させるとともに、寒河江ダム月山湖周辺や弓張平公園等月山周辺の地域特性を生かした観光レクリエーションのエリアの整備などの業務を推進し、地域内資源の高度利用による産業の創出を目指すものであります。

以上が、当初の設立の趣旨であります。

以上です。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 株式会社の経営としては、最近、赤字決算になっているというふうに思いまして、また、資本金も29年度決算では半分以下になっていると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、今申し上げましたように、当初の設立趣旨に従って事業を展開しておりますが、当時、新聞また町報等を見ますと、当時は月山自然水の製造をもう既に始めております。そういったものを含めて町内の民間の皆さんがなかなか事業に着手できない、そうして西川町実用の部分、そういったものをこの株式会社で引き受けるというようなことでありまして、当初は黒字というような見込みで出発したわけではありますが、なかなかその後の経

濟事情、さらには産業界の変遷等もありまして、数年赤字が続き、さらには前回の三陸の大地震の影響もあって、観光客が激減したというようなこともあって、さらにそれに追い打ちをかけて現在の赤字の累積赤字になっていると。議員ご指摘のように、出資金の半分を食っているというような状況であります。それに加えて、西川町では今、総合産業というようなことでいろんな産業が、農業関係もそうですが、そういった産業関係のそれぞれの事業でなくて、それぞれいかに連携して一体化した西川町の産業をつくり上げるか、こういったものも総合開発株式会社の使命でありますので、まさに今、西川町が総合産業を目指しているわけですが、それをそういった面では合致する点があるということでもありますし、さらに、これからの町の繁栄、町の産業界の振興、推進、こういったものについては、国が進めております6次産業等も含めて、まさに今、総合産業でありますので、そういったものも含めて考えれば、この総合開発株式会社をさらに支援し、そして黒字経営にできるような、そういった体制をつくるのが町の支援策だと思っていますので、今後ともよろしく申し上げます。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 当初に始めました自然水、ふるさとクーポンについては、全国に先駆けて西川町が行った事業ではないかというふうに思っております。現在、自然水、水を売るということは、もう大きな企業の中で当たり前ようになってきているわけです。その中で、先駆けとして始めたこの自然水をもっと多く売っていき、売り上げを伸ばしていくという方向性はないのかというふうに思いますが、お答えをお願いいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、自然水につきましてであります。これは自然水の発売につきましては、ご承知のように、役場の職員の提案制度で始まった事業でありまして、そして職員がみずから東京の首都圏に出向いて、売り込みがあって、そして知名度を上げたということですが、その後、この水の需要につきましては全国的な需要がありまして、そしてそれぞれの自治体にそれぞれの名水がありまして、そういった名水をいかに売り込むかということで、当時、雨後のタケノコのようにそれぞれの自治体がそれぞれの自然水のペットボトルを売り出したということですが、以前に、あの当時私も農林水産省に行きましたら、農林水産省の廊下にずっと全国のそのペットボトルが並んでおりまして、大変な量でありましたが近年は非常に少なくなっておりまして、山形県内でも非常に少なくなっておりまして、ただ、自分の町のブランドと申しますか、町で使う分くらいは他社にお願いしてペットボトルを製

造しているというような、そういった事例もありますが、あの当時からずっとつながって、つないで、継続して販売をしているということにつきましては、西川町は特異な自治体でありますので、特に西川町はこれまでも水にこだわった町というようなことでありますので、町のシンボルとしてはやっていくべきだと思っております。

そして今ありましたように、いかに利益につながるような経営をやるというようなことでありますが、これにつきましては今、これまで株式会社大沼とも通じてやっておりましてので、大沼が経営主体にかわりましてので、その辺は副町長が社長をやっていますので、その辺ちょっとご説明させますのでよろしく申し上げます。

伊藤議長 追加答弁を高橋副町長。

高橋副町長 今、町長が申し上げましたように、これは最初、全国で30社ぐらいしか水を扱っているところはありませんで、町でやったころ。今はもう長野、山梨、そこだけで300社以上、水をつくっているものがあります。そして、スーパーに行くとわかんと思いますが、500ミリで70円ぐらいで売っています。発売元が、会社そのものは同じですけども社長さんが交代になりまして、この前、株主総会にも初めておいでいただいて、そこでまたさらにお願いをして、これまで東京の方ですので、東京での自分の商売のほうのおつき合いされているところ、そういうところにも販路を広げたいというふうに申し上げておりましたので、よろしく申し上げますということをお願いしているんですけども。

ただ、一番大きいのが、そもそもはO A Dグループといいまして、地方のデパート、そういうところを主体に販売していくということだったんですが、地方のデパートはなかなか、ご存じのとおり衰退をしていったという中で、今、三越、伊勢丹、そういうところを中心に販売しているというようなことでございます。

そのほかにも、発売元を通して売る、それから会社そのものでも販路を広げていく、それから月山自然水という名前ではございませんがプライベートブランドとして、ちょっと名前は変わりますが、月山自然水とは書いてあるんですけども、そういうもので出していく、そういうことで少しでも売り上げを伸ばしていきたいというふうに思っております。

それから、今回補正でもお願いしておりますが、今、これキャップをあけると満々と水が入っておりまして、すぐこぼれてしまいますので、それでこれは充填するときに少し押しして水をいっぱい入れてキャップをして、キャップをあけたときに水が少し減って漏れないようにする、それも今、そのプライベートブランドでお願いしているところからそういうこともありまして、今回補正でもお願いしておりますけれども、そんなことで広げていきたいと。

ただ、やっぱり総合開発株式会社は、私が社長になってびっくりしたというか、そういうことなんですが、やっぱり行政と同じようなことでやっているなど。総合開発はあくまでも株式会社なので、赤字補填は町でできないので赤字はしない、職員もそういうことをお願いしているというふうに、原価計算を頭に入れてやっていただきたい。いろいろ社会貢献というふうな第三セクターの使命もありますので、なかなかそういうわけにはいかないところもありますけれども、そういうことでしていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、例えばカボチャとか、それからいろんな町内の野菜とか、そういうものについても総合産業係も行って指導して、パイヤー的な仕事もしておりますので、水にしてもビールにしても、そういう売り込む社員がなかなかいないというのが現状でございます。これは、そういう人をお願いすると結構お金もかかりますし、ただ、職員を養成するにはなかなか時間もかかるということで、ことしになりましてからいろいろ取引先の社長さんとも、私も何回か面談をして、なるべく商談がまとまるようにということでしておりますが、私もなかなか行政マンですので、社長さんと会うと何か本当にばくちを打つようなことではまずいなというふうに一步引いてしまうようなところもございまして、なかなか商売の世界というのは厳しいなというふうに思っておりますが、水にしてもビールにしても、新たなビールは新たな商品を開発してやっている、自社商品を開発してやっていく、そういうところにも少しずつですけれども、力を入れてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番(大泉奈美議員) ともう1点についてなんですが、ふるさとクーポンについて、当初大変なお客様がいたかというふうに思ひます。これも全国に先駆けて行った事業ではなかったかというふうに思ひますけれども、現在、ふるさと納税の中で、返礼としてふるさとクーポンを送るというふうには商品としてなっているのでしょうか。ちょっと私、そんなことも知らないのかと言われると悪いんですけれども、ちょっと確認させていただいてよろしくお願ひします。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 現在、ふるさと納税の返礼品につきましては、4割を超す商品が株式会社の商品ということで、ふるさとクーポンの昨年度の場合は、ふるさとクーポンの商品もございましたけれども、単品の商品としてトータルでは4割を超すような商品の取り扱いというふうになっております。

以上です。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番(大泉奈美議員) ふるさとクーポンは、たしか、私もこの会社には平成10年から契約社員でほぼ10年間、その後もアルバイトとかなどで平成28年まで会社のほうでお世話になったなんていうふうに思っております。ふるさとクーポンは、もともと雪と緑と太陽コースというのがありまして、最初にお金をいただいて送るというふうになっておりまして、まず確実にお金がいただけるという、会社としてはいいことかなというふうには思うんですが、この事業をこれからもう少し展開を進めていくというお考えはありますでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、ふるさとクーポンですが、ふるさとクーポンも先ほど申し上げました月山自然水と同じように西川町がその事業の発端を開いたというような、全国に先駆けて行った事業でありまして、当時は大変な好評でありまして、しかしやはりその後、それぞれの自治体で同じような商品を造成しまして全国にPRをやったというようなこともあって、徐々に会員数が減ってきてまして、最近では非常に少なくなっているというような状況であります。

内容的な精査もしながら今やっておりますが、ただ、今、先ほどご質問ありましたように、ふるさと納税をやって、その中にクーポンも組み込んだわけでありまして、そういった需要も徐々にふえつつあるということは事実です。

ですから、そういった意味で今後、実はけさも、ふるさと納税の関係で総務省の見解が示されたようでありますが、それと含めてであります、西川町の産品をまさに西川町の特産品でありますので、けさもその総務省のあれでは、まずそれぞれ自治体の特産品をいかにふるさと納税に組み込むかということでもありますので、まさにそういった意味ではクーポンが西川町の産品を全て提供するわけでもありますので、そういった意味で非常に有効なものだと思いますし、ふるさとクーポンを始めた当時は、クーポンの会員を西川町にお呼びして、西川町でそのクーポンの会員の集いをやったような事例もありますので、できればああいったこともできるような、そういったこれから環境になればと思っておりますが、まず徐々にではあります、一気にはいきませんが、先ほど申しましたように西川町の総合産業、要するに総合産業っていうのは農産物だけでなく、いろいろなものを組み込んだふるさとクーポンができればと思っておりますので、将来を見据えてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 今、町長からお話がありましたとおり、総合産業と含めて自然水、ふるさとクーポン、展開をお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、2番目についてですが、平成29年度は低コスト、人件費などの削減により黒字決算となりました。企業経営については、売上高が上がったとしても営業利益が同じように上がるわけではなく、逆に減る場合もあるというふうに思います。指定管理料で何とか運営している状況の中、町としては今後どのように考えていくのかをお伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの質問であります、西川町総合開発株式会社の今後の経営についてありますが、ご指摘の平成29年度の売上げが317万円減少をしたことにつきましては、前年度の道の駅にしかわりリニューアル効果により大幅な収益増となっておりますので、平成29年度はそのリニューアル効果が薄れたことにより収益の減となったものであろうと思っております。

しかし、黒字決算となりましたのは、前年度の収益増にもかかわらず赤字決算となったことを踏まえ、業務に見合ったコスト管理を徹底しまして経営の効率化を図ったことによることとあります。

今後、この会社をどのように考えていくかについてであります、会社は指定管理の委託料で何とか経営しているというご指摘ですが、指定管理の委託料につきましては、施設管理に最低限必要な経費を算出しまして委託料としているものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

その中におきまして、町として今後の同社の経営をどのように考えるかという点ですが、引き続き、設立当初の目的と方針を踏まえながら、総合交流促進センターと水沢温泉館の道の駅にしかわを初め、大井沢温泉館、月山湖水の文化館、弓張平公園、志津野営場など、本町の重要な観光資源の核となります施設管理運営の推進、さらには、いきいき直売所等の地元農業者、商業者、各種団体等との連携をとりながら、地域経済の発展に寄与していただきたいと考えているところであります。

それとあわせて、同社は営利を目的とするものでありますので、単なる売上げ拡大に業績伸長を目指すものではなく、経営の効率化にも注力いただくとともに、内部管理体制強化を図っていただきたいと考えております。

町といたしましても、同社の事業経営の中におきまして、地域経済全体の振興に寄与するために必要なことにつきましてはしっかりと支援をしてまいりたいと考えておりますので、

ご理解をよろしくお願いします。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） もう一度すみません、確認をさせていただきますが、町では赤字に対しては補填はしていないというふうに考えてよろしいでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町で基本的には赤字に補填はしていないということでありまして、町で行っておりますのは委託管理料であります。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 今後、会社の経営または町で委託をすることに関して、株式会社の経営と住民サービスのバランスについてはどのように考えているかお願いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、サービスにつきましてですが、2つあると思いますが、まず1つは施設面でのお客さんの満足できるような、そういった整備、さらにもう1点が大事なところであります。要するに接待、接遇であります。そういった面で町民の皆さんからもいろいろなご意見もありますが、そういった面も含めて、今、会社の中でもきちっと社員の資質向上、こういったのを含めてやっておりますので、その辺はちょっとまた副町長の社長さんのほうからご説明させますのでよろしくお願いします。

伊藤議長 追加答弁を高橋副町長。

高橋副町長 最初に指定管理料で、今一番大変なのは、燃料費の高騰でございます。ご存じのように、指定管理料は3年間同じ額の契約になりますが、ここ数年燃料が高どまりになりまして、やっぱり指定管理料で委託を受けますと、いかにそれは効率化をして運営をして利益を出すかということがやっぱり必要なわけで、弓張公園につきましても、1億以上あった委託料が現在は7,000万までになっておりまして、この委託料が減ったとしても同じようなやり方でいったら当然赤字になりますし、そういうコスト意識、そういうものを強く持っていかないと困るということで指導しております。

それから、私は社員に申しておりますのは、会社が赤字で社会貢献なんていうのはあり得ないというふうに言っています。いろいろ今まで見ていますと、町内からの仕入れだったり、それからいろんな会費とかそういうものがありますけれども、かなり西川町町内には貢献をしているというふうに思っています。

ただ、それが会社の赤字に結びついたのでは何もならないと。社員の待遇改善もしたいん

ですけれども、黒字になったら3分の1は社員に還元するというふうに申しております。だから皆さん、ただ勤めているという感覚だけでなく、常にお客様が来ましたらもう一回来ていただけるように、そこを考えながらやっていただきたいというふうに言っています。なかなか社員全員に通ずるといのは難しいところもありますし、一人の社員がそういう不評を買うと会社全体に影響してくるというのがありますので、その辺についてはしっかりと指導するように専務にも話をしているところでございます。

サービスは、やっぱりお客様にいかに満足してもらおうかというのはもちろんですけれども、やっぱりしっかりとした会社の商品、そういうものを提供していく、そういうことが私は一番かなというふうに思っております。

いろいろ町民の皆さんからもご意見をいただいております、その都度職員にも周知しておりますので、ぜひ何かありましたら私でも結構ですし、専務でも結構ですので、教えていただければ、ご意見をいただければ、なるべくそれに沿うように、町民のサービスが向上するようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番(大泉奈美議員) きのう、別の議員さんからですが、小山でワラビを総合開発で買ってくれなくて困ったという話がありました。要は、山菜、キノコ、とったら株式会社で全て買ってくれる、ここで買い値と売り値が出てくるわけです。やはり会社としては品質が悪いものは定価もしくはこれは買えないというふうになるわけではありますが、ただ、町民のほうから言わせると、つくれ、つくれと言って何したらいいんだべというのが、やはりいろんな山菜、キノコにかかわらずあるのかなというふうに思うのですが、その辺のバランスといいいますか、生産者との感情といいいますか、会社に対する思いについてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、農産物等も含めてであります、流通、要するに生産になったものをいかに流通させるか、これは非常に大きなことでありまして、なかなか西川町の場合、いろんな農産物あるんですが、前から申し上げていますように少量多品種、要するに品種はあるんですが、そのまとまったロットのものができ得ないということで、市場流通、要するに市場を通じての流通が非常に困難でありまして、そういった場合は、農協を通じてある部会と一緒に参加、加入して、その部会と一緒にやっているのが現状であります、今ありましたよう

に、山菜等につきましてはそういった流通経路がないということもありまして、株式会社でこれまでやっておったわけでありましたが、きのうご説明申し上げましたように、相手の会社が倒産したというようなこともあってであります、これからその流通関係であります、ただ、この流通も私も産業振興課長時代、大宮の市場等との流通をやった経過がございますが、なかなかやっぱりそれでも市場外流通ということで卸問屋にまっすぐやったわけでありましたが、それでもなかなか問屋に卸せるほどの量が継続できない、そしてある程度の期間の中で流通、品物がそろえられないというふうな現実でありますので、そういった意味で西川町では直売所をつくったわけでありましたが、その直売所だけではなかなか町の特産品としてはならないということもあって、でき得るならある程度まとめてということで、そういった意味での役割を担うのが株式会社でありますので、その辺はこれからある程度の卸問屋と交渉しながらやるべきだと思っていますので、その辺は先ほど申し上げましたように、総合産業化の中での取り組みだと思っていますので、今、議員からもご指摘ありましたように、その辺は産業振興課を中心にしながら、総合産業のいろんな団体ございますので、それらと一緒に頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 今、町長からお答えがありました、販売するのにも限られているかなというふうに思います。やはり、6次産業、加工してすぐ食べられるものを売るというふうに展開を重ねていただけたらいいのかなというふうに思ひまして、次の3番目についてお尋ねをいたします。

今まで、数名のコンサルタント会社の方が経営に携わってきました。現在、山形銀行から出向している専務さんについて、来年度以降も継続されるのかをお伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3番目でありまして、西川町総合開発株式会社の現在の専務の継続配置についてであります、専務は今ご指摘のように、山形銀行からの出向社員として平成28年7月1日から総合交流促進センター支配人に就任しまして、その後29年4月1日から専務に就任いただいたところであります。これまでの業績といたしましては、業務の見直しによる生産性の向上、積極的な営業活動の推進、コスト管理の徹底、人材の育成など、元銀行マンとして培われてきたその手腕を大いに発揮していただきまして、経営改善に取り組んでいただいたところだと思っております。

今後の専務の配置につきましては、ことし7月をもって山形銀行を退職となりましたので、

現在は同社の社員となって、来年度以降につきましても引き続き専務として従事していただければと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思っております。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 今までは赤字決算をしてきたわけなんですけど、29年度黒字決算というふうになったことで、専務さんにつきましては手腕を発揮しているのかなというふうに思っております。

ただ、経営のプロといいますか、バイヤーといいますか、そういった部分で力を貸してもらえなければ、専務さん一人ではやっていけないのかなというふうに思います。確かに、バイヤーさんとか、営業のプロなんていいますと、人件費がかかり過ぎて大変かなというふうには思いますが、今いる会社の職員の人をどのように育てていくといいますか、そういったことをお伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 会社経営は、私も役場の行政マンでありましたのでなかなか理解と申しますが、そういった面では乏しい面もありますが、今の会社を見ますと、まずは職員が一丸となって、先ほど申し上げました設立趣旨に沿うような内部での意思統一をする、そういった意味での専務の役割があると思えますし、さらにもう一つはやっぱり営業です。なかなかこれまで営業が活発と申しますか、主体的になれなかったと、人間的なものがありますので、そういった意味で営業部門をいかに強化するかも一つの大きな要点だと思っております。

そういった意味で、昨今でありますけど、地ビール等につきましても、地ビールはもともと今から十数年前、これも西川町で自治体が販売したというのは国内でも最初でありますので、その後、地ビールブームでそれぞれの市町村で製造販売しまして、その後衰退したと。そして今やっと、今度クラフトビールというような新たな分野での成長がなっておりますが、そういったものも含めてでありますけど、そういった意味で地ビール等につきましても大変な営業をかけておまして、地ビール製造以来の営業販売をやっていると思っておりますので、そういった意味も含めて、やっぱり営業と、あとは人員把握、こういったものだと思っております。

その横で、特に現在の専務をお願いしたというのでは、山形銀行の社員をお願いしたと、もともと山銀の支店長だったものですから、まず西川町の全体像を把握できるような、ただ営業と商売だけじゃなくて、西川町の町内の皆さんの経済動向、そういったものも含めてある程度きちっと捉えられる人間、こういった方でさらに今申し上げました2点の役割も十分

担えるような、そういった方なのでお願いしたわけではありますが、その業績いかんによってはと思っておったところではありますが、非常にまあまあの、まあまあと言って評価は悪いんですが、それなりの事業をやっていただいておりますので、さらにおん願ひしたいというようなことでは今回おん願ひしたわけでありましたところだと思っております。

以上です。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 今、町長から答弁ありましたように期待したいと思ひます。やりがいのある職場づくり、さらに主力商品の開発、11月から3月までの冬期間営業の利益向上、その対策を期待しているところ です。

口で言うのは簡単だと思ひます。実行することは本当に難しいと思ひますが、今聞こえてくる「会社、大丈夫なんだがや」というこの気持ちにんえてもらいたいなというふうに思っております。

まとめとしては、これは余談であります が、これから事業を展開をする上で、銘水公園を含めたあずまやのところでトラック販売をするとか、自分でテントを張って物を売って場所を提供していただくとか、麦芽の搾りかす、それを使った化粧品や洗顔石けんの商品開発、そしてそれで肥料をつくり、肥料を山菜や畑などに使い、地ビール肥料を使った野菜といった形でブランド化して商品にするなんていうこともこれから考えていっていただければいいかなというふうに思ひます。

来年には元号もかわり、平成3年に設立した会社ですが、準備期間を含めれば平成とともに生まれた会社ではないかなというふうに思っております。今後、めでたく30周年記念を盛大に行えるようなことを期待しまして質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問をよろしくおん願ひします。

「女性の意見を町政に」、これは町長の施策の一つであります。平成29年度から活動を始めている「女性によるまちづくり会議 Loveらぼ」のパワーを引き出すことは、西川町を元気にするために大きな力になると考えます。

そこで、1番の質問をします。

Loveらぼの活動の中で、みんなが気軽に集まれる拠点づくりがあります。かつて3名の地域おこし協力隊の方が集う場所、カフェづくりに取り組みました。しかしながら、さまざまな都合で町を離れてしまったことで、なかなか進まない状況があります。町民からの要望もあり、町はどのように考えているのかをお伺ひします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 女性によるまちづくり会議 Loveらぼ等の活動に力をとということではありますが、質問の第1点目が皆さんが気軽に集まれる活動拠点づくりについてでありまして、気軽に集える場につきましては、地域や町の活力のためにも、若者が生き生きと活躍できる機会の創出や提供を重要な施策の一つとして掲げておりますが、特に町民の若い女性の方々から提案や要望をいただいております、また、公約にも掲げております。議員がおっしゃるとおり、これまで地域おこし協力隊も取り組みを進めてきた経緯もありますが、実現には至っていない状況にあります。気軽に集える場につきましては、必要とする方々がそれぞれさまざま、多岐にわたる要望や希望があるため、設置場所、利用時間、運営体制などの対応も現実的には対応が難しい状況にあったことが一つの要因でもあったものと推測いたしております。

町といたしましても、必要性は認識いたしておりますので、このような状況から、必要とする方々が主体となり、当初から多くを望まず、1つの目的を核にして取り組み、それを起点として拡大していけるよう、町が関係者の方々と十分協議を行いながら施設や運営などにつきましても支援をさせていただき、推進していくことが理想ではないかと考えております。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 先日、Loveらぼの事業がありまして、弓張平で行う星座観察会というふうな事業に私も行ってまいりました。こういった星の展開図、星座の名前が書いてあるものがありますが、女性の目線からいくと大変しゃれておりまして、これは誰がつくったんですかと聞いたら、Loveらぼのスタッフが自分たちでつくったというものでした。やはり、人が集まれば大きな力、意外とみんな表に出せない能力を持っているのかなというふうに思いました。

このLoveらぼという名前も町報等で活動を知らせていますが、なかなか知らない方が多いように思います。Lはリッスン、みんなの声を聞く、oはオープン、心を開いて、vはボイス、声に出す、eはエンジョイ、そしてそれをコラボレーションしていくという名前で作られたそうです。

この観察会も大体61名の参加がありまして、下は5歳から上は70代までという方で、町内の方ばかりかなと思いましたが、寒河江、河北、山形市、鶴岡市と来て、にぎやかにやっておりました。周知の方法は、道の駅に事務局のほうで発送していただいたということで、県外からも来てもらったという活動です。

今後、少しずつこういったいろんな活動をするわけですが、やはり準備をする場所という

のは必要だと思いますので、先ほど町長さんから前向きなご意見をお伺いしましたので、私も協力スタッフとしてサポートをしていきたいなというふうに思います。

続きまして、2番目ですが、女性や若者が元気に活動していると他市町村から人が集まてきます。Loveらぼがこれからも活発に活動していけるように、サポート役として地域おこし協力隊などの募集について町長にお伺いします。現在は政策推進課の方がやっていたておりますが、やはり自分たちで活動していかななくてはならないかなというふうに思っておりますので、その点についてお願いいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、女性の気軽に集まれる活動拠点ということではありますが、これは特に子育て世代のお母さん方からの要求が非常に多いということでもあります。特に、子育てに関する相談、こういったものについては、それぞれ同じ世代の話し合いが非常に重要だということでありまして、私も前に保健福祉課長をやっております、その当時、子育て支援センターの建設についてのアンケートをとった事例があります。その時点で子育てに関する悩み、こういったものはどういうふうに相談するのかというようなことで設問しましたら、以前はおしゅうとさんとか相談あったと思いますが、そうではなくてやっぱり保健課の保健婦でなくて、同じ世代のお母さん方との意見交換が一番だというようなことがあって、あの子育て支援センターの建設に踏み切ったという経過がございます。

その後、なかなか子育て支援センター、お子さんを連れて行って遊ばせる場所でもありますので、それとあわせて夜間とかそういった休み、そういった場合にも子どもを遊ばせておいてお母さんたちがある程度談話できる、そういった場所が欲しいというようなこともあって、実は四、五年前に開発センターあいべにそういったコーナーを設けてはということで、若干試験的なコーナーであったんですが、つくったんですが、なかなかあいった場所では利用がなされなかったんでありますが、やはりそういった面できちとした寒河江のような施設もありますので、そういった面での施設は非常に重要かと思っております。

ですから、そういった意味も含めてこれまで協力隊の皆さん、協力隊を募集しましてやった経過がございますが、ご指摘のようになかなか進まなかったということでもありますので、ぜひともそういった面で、これまでは子育ての環境はある程度の整備はしておりますが、そのお母さん方、要するにママ友といわれる、そういった方の支援、こういったものをどうするかというようなことでありまして、まさにこれからの課題だと思っておりますし、ぜひ進めたいと思っております。

それとあわせてですが、2番目のご質問の地域おこし協力隊の導入であります、さっきの質問にもお答えいたしましたんですが、よりよい対応を進めるためには、町民の方々がまずは主体となって進めていただくことが第一かと考えておりますが、現状から最終的に町民の方々が主体的な運用を行うための一つ的手段としましては、地域おこし協力隊の導入検討も必要かと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、町民の方々が主体的な活動を推進するため、目的と目標を明確にしながら関係者などと十分協議を行いながら支援を進めていく必要があると考えておりますので、ご意見よろしく申し上げます。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） まとめに入りますけれども、言うは易く行うは難し、これはご指導を受けた酒田南高の校長中原浩子先生の山新に掲載された言葉です。私もこの言葉を胸に刻み、Loveらぼの活動を応援していきたいと思っております。

時間を気にせず集まれる場所、町長さんにきょう応援していただいたなというふうに私は感じておりますので、期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

伊藤議長 これで、1番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

飯野咲子 議員

伊藤議長 続いて、4番、飯野咲子議員。

〔4番 飯野咲子議員 質問席へ移動〕

4番（飯野咲子議員） 4番、飯野咲子でございます。

私は、里山社会・文化研究所設置運営事業についてお伺いをいたします。

平成28年度に設立されました里山社会・文化研究所の取り組みについて、進め方に疑問を感じますので私なりの見解を申し上げたいと思っております。

当初、里山社会・文化研究所をつくるという町の提案は、唐突なものに思いました。これまでもこの研究所と似たような事業というふうに私は感じるのですけれども、アルカディア会議とか、クオリティー・ライフ研究所というのがありました。随分長く続けられてきたことも事実であります。その研究所に西川塾というものがありました。あれからもう30年近く

になりますけれども、皆さんもご存じと思いますし、西川塾の塾生であった方もここにいらっしやいます。町内にその塾生であった方々の中で、その当手を振り返って塾ではとても勉強になって今があるという方々も多数いらっしやいます。30年前は今のようインターネットとかスマホとかというものはなくて、情報が今のようにあふれているということはありませんでした。ですので、その塾生にとっては勉強になったというふうに思っていますが、反面、その事業のコアな部分といいますが、そこが見えないということで特別成果もなく、何をやっているのかわからないと、そのように思われる面も確かにあったように思っている一人であります。

今回の里山社会・文化研究所は、提案されてから十分な話し合いが余りなされないまま採択をされてしまったと思っています。もちろん、マスコミにもこの施策が町の目玉であるかのごとく取り上げられ、この新聞を読んだ町民の中には何らかの期待を抱いた方もいるのかなとは思いますが。私は、その人的配置等にも疑義があり、そして今この情報があふれている中で、このような形だけが先行したものは必要のないものであるというふうに主張いたしました。

しかし、この提案は議会の多数の賛成のもと、着々と設立されたというように記憶しております。しかし、その結果といいますが、その平成28年度の当初予算は103万9,000円に對しまして、決算では32万1,000円の支出という状況でありました。やっぱりしたがつて、これはやはり形だけが先行した事業であると思うと同時に、このままでは町の将来に必要なものであるというふうに強く感じました。

今回は、その里山社会・文化研究所の取り組み状況と、今後の取り組みについて以下のとおり伺います。

質問1でございます。

平成29年度の里山社会・文化研究所の決算状況はどうだったのか伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 里山社会・文化研究所の事業についてのご質問であります。今、議員からご質問ありましたように、なかなか理解はできない部分があるというようなこともあるかと思っております。これらにつきましては、これまでも議員の皆さんにご説明しながらやっておりますので、納得していただきながらの事業というように理解しておりますが、質問の第一であります。里山社会・文化研究所の平成29年の決算状況であります。事業費といたしまし

ではご指摘のとおり総額22万2,267円となっております、内訳は本年2月13日に開催いたしました会議に要する委員報酬、旅費及び需用費となっておりますので、ご理解をお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） その予算の中の報償費についてお伺いをいたします。

28年度は49万円、29年度は44万円、30年度は29万3,000円が計上されておりますが、1人当たりの金額は幾らになっているのでしょうか。10人で割っても割り切れません。3年間分をそれぞれ教えていただきたいと思います。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ただいまのご質問でございますが、報酬の内訳といたしまして、所長の報酬が2万5,000円、副所長が1万5,000円、研究員が1万2,000円、研修員が3,500円の報酬の額というふうになっております。

28年度の予算としましては、4回ほどの会議等の開催の経費、29年度につきましては、3回の会議等の経費、30年度につきましては、2回を想定をした予算の計上となっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） この報償費の4段階もあるということがまず私は納得いかないわけですけれども、研修員の報償費は3,500円ということでございますけれども、この4段階というのはどのような考えで設定していますか。お伺いします。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ただいまのご質問ですが、委員の方々の研究員等の報酬の額の考え方でございます。町の類似する委員等の報酬の規定がございまして、こちらのほうを基本に研究員の報酬を考慮させていただいております。更には、それぞれの役によりまして、役割によりまして所長の額、副所長の額、さらには研修員の額ということで想定をさせていただいているところです。

以上であります。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） この報酬につきましては後ほど伺いたいと思いますので、質問2に移ります。

平成29年度の事業計画は、事業の具現化と本格的稼働を目指すということでありましたが、その目標は達成したのでしょうか、お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 事業の具現化についてであります。里山社会・文化研究所の目的は、町民の一人一人が西川町に暮らすことの有意性や、楽しさを感じることができるまちづくりを目指しまして、町民の方々がそれらを再認識し、地域や町に愛着と誇りをより深く感じることができるようするために、価値観の創出や人材育成などを行うこととあります。

昨年度は、今後の具体的な研究所の運営につきまして対応を進めるため、研究所の所長と協議を進めてきたところでありますが、昨年6月4日に今西研究員から第48回西川町公民館・生涯学習大会で「生き生きすること」と題して講演をいただきました。昨年度、東北工業大学で実施しました幸福に関するアンケートの結果につきましては、西川町は全国平均より幸福度の判断として男性は収入より趣味の時間、シルバー世代は収入より健康状態や人間関係、女性は家族との関係よりも健康や食への満足感や人間関係を重視しているなどの状況につきましてそのご報告をいただいたところであります。そのほか、関西大学の平成29年度の経済動向調査の補完調査を実施しまして、現在その分析を行っていただいているところであります。

また、土居研究員が所属しております跡見学園女子大学では、学生による大井沢の里山社会の現状把握と分析などにつきまして、地域社会学の活動として実施していただいたところであります。さらに松下研究員が所属しております関西大学ソシオネットワーク研究機構からは、第6次西川町総合計画、基本計画の見直しのため10年ごとに実施してまいりました町民意識調査を行うに当たりまして、幸福指標の作成も考慮し、実施に向けて協議を行うとともに、その結果につきましては計画に反映するために現在その分析につきましてご支援をお願いすることといたしております。

以上が今後の目標とこれまでの経過でありますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 私もそのいろんな公民館大会等でお話も聞いておりますけれども、その29年度は、研究所としては3回の話し合いをまず予定していたということです。案内文書を出して、一人一人に出欠のお伺いを立てて、調整に調整を重ねてその結果、やっとその研究所としての1回の会合を持た、やっぱり8人の出席ということで全員集まるということとはまずいろんな会議においてはいいこととか、まれでありますのですが、また、こういうことは私たち議員に対しても同じようなことをしているというふうに言われるかもしれませんが、この研究所のこの2年間の実績を見て、研究所所長はいろんな事業をやっ

たというふうにおっしゃいますけれども、この2年間の実績を見ますと、本当にこの仕事、このような仕事と申しますか、今私が申し上げたような、こんなこれほど作業にそれは必要のあるものかというふうに思うのです。いわゆるその研究所に対する職員の人たちの仕事が徒労というふうに思われても仕方がないのではないかというようなところがあるのですが、いかがでしょうか。お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、議員にはもう少し大きな視点でのこの町の資源と申しますか、そういったものに対する理解をお願いしたいと思っておりますが、まず、こういった中山間の資源の大きなものは、これまでの里山の文化だと思っております。特に今、地方創生で地方のそれぞれの自治体が、市町村が消滅する、半分以上が消滅するというような、そういった報告もなされておりました、その原点は何かと申しますと、まずは地域、要するにそれぞれの市町村の地域が崩壊しつつある、その地域も崩壊しつつありますが、その中でも特に家族も崩壊しつつあるということでありまして、家族も崩壊しつつあるということは、人間関係が非常に希薄になっていると。隣近所のつき合いもなくなっているというような、そういったことでどこへ行っても、どこに住んでも同じような生活ができるというような、そういった世の中になっています。そうではなくて、これまで日本がここまで続いてきたのは、隣近所があって、家族があって、そのつながりがあって、これまでこのそれぞれの地域が成り立ってきたというふうに思っています。

そういった意味で今回、先ほど申しましたように幸福度の判定、判断のアンケート結果もありますように、それぞれがいろんな幸福度を感じるものがありますが、その中でやっぱり一番は人間関係であります。この人間関係を構築するには、それぞれこれまでの培ってきたそれぞれの地域の地域社会、こういったものをいかに取り戻すか、そして都会にはない、まだ西川町に残っているその地域社会、人間関係をじっくりと見据えて、それぞれの町民の皆さんが認識し合って、そしてこれは大事だというような、そういった認識に立つのがまちづくりだと思っております。

ですから、そういった意味で、まずそれぞれの研究員の報酬もそうありますが、そうでなくて、なぜこの研究所を立ち上げたか、名前は研究所というのはちょっと大げさな部分もありますが、そういった意味で町の今ある人間関係のある程度数値化できる、要するにほかの市町村と比較して優位度、こういったもの、どういうのが西川町にあるか、そういったものを含めてこの中で検討して、そして西川町の町民がそれぞれがお互いが共通認識に立つて、

西川町をこれからやっぱり町民みんなが頑張っ、いろいろな意見もあるうが、前に向かって一緒に進むと、そういったまちづくりが今回のこの研究所の大きな目的でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 町長の言っていることはよくわかりますし、私もそういうふうに思いますが、ですが、この研究所の事業の内容として、研究員専門分野集約とか、幸福指標の文献収集、研究、情報発信、町民対象人材育成講座、報告講演会の開催、地域連携協定締結大学の効果的活用、活動支援、そして今回の7月に行いました町民意識調査というのがずっと3年間それを掲げていらっしゃいますけれども、ですから町長のおっしゃっていることと、このいわゆる里山研究所が一致してはいないのではないかというふうに思うところです。それで、内容はそのままその研究所として進めるということでしょうか。今の西川町にこれが本当に研究所ですね、町長が言っていることとこの研究所は違うのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、今申し上げましたように、町民の幸福度、要するに誇り、こういったものをいかに町民が共通認識をやるかということでありますので、これはまさに町民運動の展開だと思っています。ですから、町民の皆さんがいかに同じような認識に立つか、それまでには非常に時間がかかると思います。

飯野議員もこれまでいろいろな大衆運動にかかわってきたと思いますが、その大衆運動が一朝一夕でできるはずはございません。ないことは十分知っていると思います。ですから、人の心を醸成するには一年、二年でできるわけでありませぬので、今現在やっていますのは、先ほど申しましたように、それぞれの大学に基礎調査をお願いして、その基礎調査に基づいて今後の方向性を定める、そういったものでありますので、ですからまだ3年目であります。本来であれば、3年目にある程度の町民に対する説明なども必要かと思いますが、そういった意味での準備期間等もあってであります。

ですから、いろいろな西川町、これまでも総合産業につきましても、議会のほうからは1年、2年目で総合産業の成果が見えないというような、そういったご指摘もあつたんですが、総合産業もこれは町民、大衆の、皆さんの力での事業です。ですから、皆さんと一緒に、それまで進むまでの期間は非常に重要な期間でありますので、そういった意味では先ほどありましたように、きょうしたからあしたすぐ出ると、そういうものではございませぬで、そ

れまでの準備期間、それから調査期間、これが非常に重要でありますので、そういったご理解をお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） まず、そんなにすぐできるというようなことは思っておりません。ですけれども、この里山研究所として今まで3年目になりますけれども、取り組んできた事業、町が全て取り組む事業というのはやっぱり町民に還元されなければ意味がないというふうに思いますが、町長はこの2年間でこの里山社会・文化研究所の評価はどんなふうに捉えていらっしゃるでしょうか。お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町の事業につきましては、全て町民のために事業を進めているわけでありまして、当然還元するのは当たり前だと思っています。ですが、これまで2年間の事業につきましては、ただいま申し上げましたように、いろんな事業を展開するに当たり、例えば里山文化、里山の社会、伝統文化、こういったものを改めて認識するためには、やはり町民の皆さんだけでこれまでそういった環境の中で育った方でない、また新たな視点での評価、こういったものは非常に重要でありますので、そういった意味も含めて大学の先生にお願いしたりしているわけでありまして、客観的な目で見たと西川町、そういったものが非常に重要でありますので、そういった意味でこれまで調査研究をお願いしてきたわけでありまして、

ですから、そういった成果を踏まえながら、この後その研究所の中で研究員の皆さんに議論をしていただきながら、方向性を見出していただきながら、町民の皆さんにも成果を還元したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 質問4のほうに移りたいと思います。

7月に行いましたその町民意識調査でございますが、何もこのわざわざ里山社会・文化研究所でなければならないというような調査でもない勝手に思うところでございますが、この集約結果はまだできていないんじゃないかなというふうに思っていたの通告でございましたが、できたということですので、どのような結果で何か期待できるようなことはあったのでしょうか、お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問4点目、町民意識調査の集約結果への期待ということではありますが、町民意識調査につきましては、これまで総合計画の策定を行う際の町民の方々の意識の傾向を反映

するための重要な資料として10年ごとに実施してきておりますが、今回は現在の総合計画の後期基本計画の見直しなどのためにも1年前倒しで実施いたしましたところでありますので、できる限り町民の方々の意識がより正確に反映されていることを期待をするものであります。

なお現在、速報のための集計を行っているところでありますので、詳細につきましては今定例会の議会の全員協議会でご説明申し上げる予定といたしておるところであります。

以上です。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） その町民の意識調査の中に、ちょっとお話を聞いた内容の中にはやっぱりその人口減少、今本当に世界の文化国家においては程度の差こそあれ、どこも人口減少社会でございますけれども、今の西川町にとって人口減少が本当に大きな問題になっています。今回のその調査結果は、きょうの午後からの全員協議会でお示しいただけるというふうにお聞きはしましたけれども、本当にこの人口対策というのはこの調査をしたことによって、また改めてどのような対策を考えていることがあるかということをお伺いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、人口減少は西川町に限ったことではございませんで、日本全国、今1億2,000万であります。これが間もなく8,000万、4,000万があと20年程度で減少するというようなことでありまして、山形県もきょうの朝の山新で人口の動態について載っております。西川町も減っておりますが、ほかの市町村も非常に減っていると。特に最上郡が非常に大きいというようなことを捉えておりますが、ですからそういった意味で、それぞれの市町村で定住対策、Iターン、Uターン、Jターン、こういったものを取り上げておりますが、まずは都会からのIターンもなり、そういった町への誘導をするということも一つであります。まず西川町では、西川町から出ていかないと。それから転出しないと。まず、そういったものも含めて今後の定住対策だというふうに思っています。

そういった意味で、今、住宅政策等につきましても今やっているわけでありますので、そういったものも含めて、これは町もそうでありますが、先ほど申しましたように、町民の皆さんのここに住む誇り、こういったものを含めてどういうふうに醸成していくか、これが非常に重要でありますので、それも含めてやりますので、町民の皆さんにご理解を得ながら皆さんとともに、そしてそれぞれの地域をいかに守るかということも含めてでありますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） それでは、質問5のほうに移ります。

その里山社会・文化研究所の事業を現在進めているんですけども、その人的配置とその機能というのは果たされているというふうに町長はお考えなのでしょうか。お伺いをします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の5番目ではありますが、里山社会・文化研究所の人的配置ではありますが、それが機能しているのかということではありますが、当研究所は町の社会的または文化的価値を高めるとともに、その存続や発展に寄与するということを目的にしまして、里山で暮らすことの意義や、文化の有意性の調査研究及び検証、または現代に応じた価値観の創出、これを通しました人材の育成、地域連携協定を締結する大学のゼミ活動等の効果的な導入、そして効果的な情報の町内外への啓蒙、啓発、さらに発信によるイメージ及びブランド力向上を進めることといたしております。

議員のご質問にありましたように、町民の方々により還元できるよう、さきの質問でもお答えいたしましたように具体的な対応を推進するため、これまでの経緯と取り組み、さらには関係組織などの言及を踏まえまして、人員配置などの組織体制や運営方法などのほか、委員の見直しなども行いながら対応を進めてまいりたいと存じております。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 私は、当初からその人的配置、人の配置について本当にこれでいいのかという疑義を持っておりました。少子高齢社会の中で、西川町は誰もが80歳現役で健康で元気に過ごして町を支えていただきたいというふうに第6次総合計画でうたっております。そして、若い人たちが中心になってこの町を引っ張っていてもらいたいと。里山社会・文化研究所では、この町に住んでいる人たちが、やっぱりこの町を語り、変えるべきは変えていく、そうすることだというふうに思いますがいかがですか。やっぱりどこかに住んでいる、町の人でない人がここに来て、たまに来て、こうするほうがいいのか、そんなふうに言われても今の私たち、西川町に住んでいる人の胸に響くことは本当にあるのでしょうか。そういうことも含めて、その現在の研究所の人的配置について見直し、人的な研究所の見直しなどの考えは本当にございませんか。お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 人的な見直しということではありますが、後段にも申し上げましたが、見直しもこれは必要だと思っております。

ただ、たまに来て西川町を十分評価できるのかというようなご意見と思いますが、やはり先ほど言いましたように、今、災害等があって、水がなくなって、電気がなくなって初めて電気と水の重要性を知るというようなことと同じように、町民の皆さんはこの西川町の環境の中にいれば、これが西川町だというような、そういった習慣的な捉え方をしておりますが、やはりいかにほかから見て西川町が有意性があるのか、こういった客観的な見方も非常に重要であります。ですから、そのための調査研究であります。調査研究というのは、必ずそういった客観的な目で見てこの西川町のいろんな物事を評価するわけでありますので、その評価の結果に基づいて、その後の計画をつくるのは町民です。そこをきちっと全てがこの調査研究所に、調査研究をして西川町の方向性を定めると、そういったものではございませんので、そこは勘違いなさないようお願いしたいと思っています。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） それでは、質問6のほうに移りたいと思いますけれども、私は今まで、その実績だとか達成とかとそういうことばかりをお聞きしてまいりましたけれども、やっぱり人は話し合うとかお聞きする、議論をする中で、やっぱりまだ頑張るということができたり、新たな発見も見えてくるというものでございます。この里山社会・文化研究所の事業も、やっぱりひとえに、町長も言うようにですけれども、これからの西川町をどうしていくかということで進むべきだろうというふうに思っております。

通告では、質問6ではI J U Wターンによって西川の里山に期待を込めて来町した方々と、真面目に取り組んでいる生来の地域住民などというふうに申し上げましたが、これはとんでもないというか、そういうのではなくて、今現在、西川町に住んでいる人たちのことであります。失礼をいたしました。これからのこの西川町をまずどうしていくか、そういう今の現在のこと、里山のすばらしさはわかりますので、観光立町としての現状と今後についての話とか、産業のこととか定住のこと、子育てのことなど、そういう話し合い、そういう取り組みを今進めるときではないかと、そういうふうに思うところです。

町長は町外の人もその大学教授たちの、大学の先生がたの話も大事だというふうにおっしゃいますけれども、本当に今この6次の見直しといいますが、中間に来て5年が経過して、そういう状況の中でこのまま人も含めて、今の里山を進めていこうという考えなのでしょう。明確な町長の姿勢をお示してください。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 6点目のI J U Wターンと、地域住民の方々と本音の話し合いについてでありま

すが、まず移住対策につきましては、定住人口の維持という点から重要な施策の一つでありまして、また、I J U Wターンは町に移住、当初などは地域の方々を初め、関係者など多くの方々のかわりが必要な状況にありまして、さまざまなコミュニティや支援なども重要と考えております。

しかし、I J U Wターンの方々も、もともとの地域住民の方々も住民でありますので、議員がおっしゃるとおり、今後の移住対策のために移住の方々からご意見をいただくことはもとより、今後の地域とまちづくりを進めるためにも、さまざまな機会や方法でコミュニティの形成を進めるとともに、政策などに反映させていくことが大切であると考えております。

特に、I J U Wターンの多くの皆さんが農業関係に従事しておられます。特にこの農業関係に従事する場合は、ある程度の国なり県なりの補助金が必要だと、を充当しながらやっております。そういった意味で、認定農業者というようなことで捉えておまして、認定農業者の会議には年2回ほどやっていますが、これにはほとんどのその移住者の方が来られておりますので、その中で農業体験、中からの意見をいただいております。そういった経験の中から、意見の中から町の政策も今6次産業、総合産業、こういったものを反映をしているというようなところでありますので、一概に必ずしも経済的な事情でいろいろな補助金、さらなる補助金というような意見もあろうかと思いますが、そういった意味につきましては、今後ともそういった具体的な立場で対話を、意見交換をやっていくということですので、決して今後ともやらないとか、そういったものではありませんので、そのほかにも対応の もありますので、そういった中で十分な意見を反映させたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 私は、そのやっぱり今の研究所に対して、もっと町の人とがかわるべきというふうに思っているのです。報償費についてお伺いをしたいと思えます。

先ほども、現在の委員長が2万5,000円、1万5,000円で、普通の研究員が1万2,000円で、研修員は3,500円というのをお聞きしましたけれども、西川町の条例には、各種報酬について、私、議員になって何回目だったかそのときにも質問したと思うんですけども、知識人といいますが、大学の先生初め、町外の方々には一日2万4,000円、半日では1時間でも1万2,000円でございます。それで同じテーブルに座って議論するのに、町内の方々には一日7,000円、半日は3,000円ということになっています。本当に格差があり過ぎるというふうにまず思うところです。

そこで、各市町村に鑑みてその報酬等の見直しをしていただきたいと提案申したいところですが、通告もしておりませんので、まず、このたびの里山社会・文化研究所においてのことで、先ほども申しましたけれども、ことは本当に6次総の折り返しの年であり、正念場の年で、本当に大切な年であるというふうに思うところです。

ですので、町長も今のいわゆる人員のほかにもっと考えているということがございましたので、先ほどの研修員の人たちも、やっぱり一日2万4,000円、半日1万2,000円を交付して、新たな里山社会・文化研究所、発展した研究所の取り組みというふうにはいかががでしょうか。町長のご所見をお伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 報酬につきましては、それぞれの現実に在職されている、そういった職歴等も勘案しての設定だというふうに思っておりますし、さらにこの特別職の報酬につきましては、今、議員の報酬も全国的に議論になっておりますし、さらに前々から監査委員の報酬等につきましても、議会のほうからご指摘があるわけでありまして、今年度の特別職の報酬の審議会等での議論になろうかと思っておりますので、その辺は委員会のご意見をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番(飯野咲子議員) 本当に、この町に住んでいる人が町を考えるのに、報酬だとか金のことなどということは度外視して取り組むのが理想ではございますけれども、町民は農作業であれ、会社員であれ、一日その仕事をなげうって今後の西川町をどうしていくかということをお話し合うのでございますから、やっぱり半日1万2,000円、一日2万4,000円の報酬、こたわるといいますか、本当に1万円以上の報酬をぜひ考えていただきたい。そうすれば、安心して討論ができるのではないかとこのように思います。

今の西川町に必要な道といいますか、そういう道が開かれるのではないかと期待しますときに、金額については必ず絶対、一日2万4,000円、半日1万2,000円でなくて、一日2万円、半日1万円とか、それは先ほども町長も言ってくださいましたが、考慮すべきことはあるかと思っておりますけれども、町内の方々に相応の金額の対応をするということを町長に考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

伊藤議長 飯野議員、報酬問題については通告にありませんので、その質問については町長の答弁はらないというふうに思っておりますので、別の質問をしてください。

4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 個人が持っているいろいろな情報というのがやっぱりございますので、それらを糧にして自分たちでやっていくということができるといふふうに考えます。

また、その研究所ではなくて、外から全く知らない人とか、まちづくり応援団やふるさと納税の方々、そういう方々からのサプライズも期待するところですが、基本は自分たちで今はできる、町長も町民を信じていただいて、町長もスーパーマンではございませんので、町長にないものを持っている人たち、町にもたくさんいらっしゃると思いますので、この里山社会・文化研究所をもう少し人的に見直すということに再度町長の姿勢をお示してください。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 見直しにつきましては、全般的に見直しも必要だといふふうには思っておりますので、ただ、どのように見直しするかというようなことにつきましては、これは行政の判断でありますので、そして先ほど申し上げましたように、あくまでもこの調査研究所は、調査研究でありますので、将来を定めるのは町民でありますので、その判断はきちっとしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 町長には真摯な気持ちで町民と向き合い、話を聞いていただきたいといふふうに思います。町長と語る会だけが町民と語るということではないと思います。どんな人にも得意不得意はあって、全て100%などという人を私は知りません。頭だけでは解決しませんし、体だけでも解決はできない。

本当に、こんなに過ごしやすい、すばらしい田舎である西川町を捨てて出ていくというのは、生活手段がないとか、価値観が違うからとか、職場が遠いから、子どもたちのところで一緒に暮らすとか、さまざまでございますけれども、しかし安定した職場があればそれだけで解決する話でもあるといふふうに思いますが、それが何ほどにもやっぱり難しいわけです。そして、それだけでは解決にならないことがあるのですけれども、本当に、町長からも何回もいただきましたけれども、里山社会・文化研究所がこの前の監査委員の話の中にも指摘がございましたので、本当にもっと町民の方を入れていただいて、里山文化研究所、これから本当に期待するところでもありますので、もう一度町長の考えをお聞きしたいと思えます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 研究所の設立趣旨等につきましては、先ほど来申し上げましたとおりでありますので、今後ともこの調査研究の成果を踏まえながら、さらに西川町総合計画の委員もおりますので、そういった中での意見の、委員の選出と申しますか、そういったものも含めて今後

検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 以上で終わります。

伊藤議長 以上で、4番、飯野咲子議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

伊藤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時12分

平成 30 年 9 月 13 日

平成30年第3回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年9月13日(木)午前9時30分開議

日程第 1 専決処分の承認

承認第 8号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 9号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について

日程第 2 一般議案・補正予算案の審議・採決

議第 42号 町道路線の廃止及び認定について

議第 43号 損害賠償の額の決定について

議第 44号 西川町小水力発電所設置条例の制定について

議第 45号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について

議第 46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 47号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第4号)

議第 48号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第 49号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第 50号 平成30年度西川町病院事業会計補正予算(第2号)

議第 51号 平成30年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 3 決算特別委員会審査報告書の提出

日程第 4 決算認定案件の審議・採決

認定第 1号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計)

認定第 3号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

- について
- 認定第 4号 平成29年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成29年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成29年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成29年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成29年度西川町病院事業会計決算の認定について
- 認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 報告第 6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 7号 平成28年度及び平成29年度西川町一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 7 報告第 8号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 8 報告第 9号 平成29年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について
- て
- 日程第 9 請願の審査報告
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査申出

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田眞知子	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	片倉正幸	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

その他（報告者）

株式会社米月山 代表取締役社長	高橋春二	君
--------------------	------	---

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

専決処分の承認

伊藤議長 日程第1、専決処分の承認を行います。

承認第8号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 承認第8号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

新旧対照表1ページのほうをごらんください。

法附則第15条第47項、生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例について条例で定める割合をゼロとする条項の新設でございます。

今回の改正につきましては、平成30年6月6日に施行されました生産性向上特別措置法の規定により生産性革命実現に向けた中小企業の設備投資の支援のため、町が主体的に作成した導入促進計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を講じていることがものづくり、商業、サービス、経営力向上支援事業の優先対策の要件でもあり、7月中に当該補助金の交付申請等の手続が必要なことから6月29日付で専決処分させていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認くださいます

ようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第8号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第9号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 承認第9号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

平成30年8月5日から6日にかけての大雨に係る被害等に伴い、公共土木施設災害及び農地農業用施設災害測量設計委託料並びに町単独災害復旧工事請負費及び応急措置等緊急を要するものに対応するために専決処分をいたしたものであります。

お手元の議案書の予算書をごらんいただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,649万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,151万3,000円といたしたものであります。

歳出のほうからご説明を申し上げます。

予算書の5ページをごらんください。

第10款第4項第5目体育施設費につきましては、西川町民体育館睦合分館水路整備委託料14万円を追加いたしたものであります。

第11款第1項第1目町単独土木災害復旧事業費につきましては、応急措置に要するブルーシート及び土のう等購入のための消耗品費5万円を追加。町道沼の平線道路復旧工事請負費650万円、そのほか単独災害工事請負費650万円を追加したものであります。

第2目公共土木施設災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧測量設計委託料550万円を追加したものであります。

第11款第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、農業用施設災害復旧測量設計委託料240万円を追加したものであります。特定財源は、農業施設災害復旧事業費分担金12万円を追加したものであります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、町管理の基幹林道等の応急復旧委託料540万円を追加したものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

4ページをごらんください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました事業の実施に伴い、第11款分担金及び負担金12万円を追加し、なお不足する財源につきましては、第18款繰越金2,637万円を充てたものであります。冒頭申し上げましたとおり、緊急を要するものに対応するために専決処分をさせていただいた次第であります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第9号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

一般議案・補正予算案の審議・採決

伊藤議長 日程第2、一般議案・補正予算案の審議・採決を行います。

議第42号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第42号 町道路線の廃止及び認定についての補足説明を申し上げます。

当該路線につきましては、現在、町道沢口・向中岫線道路改良工事として平成30年11月30日までの工期で施工を行っておりますが、その後早い時期に完成検査を実施し、供用開始を行いたいことから既認定路線である元組線を廃止し、元組線を含んだ形で元組・沢口線として認定を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第42号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第43号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

松田会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長 松田真知子君 登壇〕

松田会計管理者兼出納室長 議第43号 損害賠償の額の決定につきまして補足説明を申し上げます。

この議案につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

お手元の議案書をごらんいただきたいと思います。

損害賠償の相手方につきましては国でございます。

損害賠償の要旨につきましては、損害賠償金288円を支払うものでございます。

事件の概要につきましては、平成30年4月4日付で損害賠償の相手方から納入の告知があった平成28年度子ども・子育て支援交付金の確定による返還金の納付に当たり、町が納付期限内に納付を完了せず、1日経過後に納付したことにより生じた損害につきまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項の規定に基づき延滞金を支払うものでございます。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第43号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第44号 西川町小水力発電所設置条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

工藤産業振興課長。

〔産業振興課長 工藤信彦君 登壇〕

工藤産業振興課長 議第44号 西川町小水力発電所設置条例の設定について補足説明を申し上げます。

本条例は県営事業により整備してまいりました大井沢小水力発電所が本年11月15日に本町に譲与されることになり、同日から町が発電事業者として売電を開始いたしますので提案するものであります。

議案書をごらんください。

第1条は設置について、第2条は発電所の名称及び位置を定めております。第3条は委任で、この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めることとするものであります。

附則をごらんください。

本条例の施行日は、平成30年11月15日とするものであります。

以上のとおりでありますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 今回の条例設定については異存はないんですけども、西川町は電源の立地でもあります。さらに、水にこだわったまちづくりを進めているというようなことで、大井沢の小水力発電が第1号でございまして、以前、水沢の龍沼寺の脇に、水沢堰を利用しまして、本当に100万円ぐらいの小型の発電機を設置した例がございまして、

町内には中小河川がたくさんありますし、今は農業用水等も利用した中で発電機の設置等もやっておられる地区が大分出ています。そんなことから、今後、大井沢に限らず町内の中小河川なり農業用水を利用した中での小水力発電の可能性調査をやってみたらどうかと私は思っています。以前、本道寺地区会でも何とかその落差を利用して、小水力発電に取り組みないかというようなことで現地調査等もやったときがありますけれども、1つの地区だけではなかなか取り組めない部分もあったということなので、町が主体になって可能性調査をやってみてはどうかということでの意見も含めた質問でございまして、よろしく申し上げます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長。

小川町長 まず、今回の大井沢の小水力発電につきましては、町内でも水量が豊富、多い水路でありまして、特に大井沢につきましては年間を通して、どうしても地区内に水を必要とするというようなこともあって、一番と最適であるというようなことで選定し、県との協議の結果、今回の条例設定というよりも設置になったわけでありまして、

以前に水沢川から流水しまして、計画は約20年ほど前に調査も行ったわけでありまして、なかなか設備的に非常に大変だというようなこともあって、そのままになった経過がございまして、議員おっしゃるように、今バイオ等もありますが、西川町は水力でありますので、さらに民間等の協力も得ながら頑張っていますので、その辺は農業用水に限らず調査も必要かなと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） いよいよ水力発電というようなことでの開通がされるというようなことになったわけでありまして、今回のこの条例を見ますと、その設置目的地と申しますか、農業生産環境の改善とか、あるいは自然環境保全というようなことでの利用目的と

いうふうになっているわけでありませけれども、これらに準拠した形での発電目的地ということになっているのかどうか、その辺のところを第1点、お尋ねを申し上げたいというふうに思っております。これまでに説明を受けたところを見ますと、売電ということもあるようでありませし、売電がこの目的に沿っているのかどうか、それとの関連をどう結びつけていくのかというようなところをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、2つ目でありませが、今回の設置条例の名称が西川町小水力発電所設置条例というふうになっておりますが、大井沢小水力発電所に特化しているという例からすれば、名称を大井沢小水力発電所設置条例というふうにするべきなのではないかなと、こういうふうに思っております。ということは今後、この種の今、宮林議員からもあったように水力発電を利用した事業がこれからも進むのではないかとというふうに思ますし、その際、設置目的などを考慮すれば、それぞれ違った形での目的が出てくるのかなと、こういうふうに思ますし、それと合わせた名称をするとすれば、それぞれの発電所の設置目的に沿って名称をつけてよるしいのではないかと。こんな点から、2つの点から申し上げたいというふうに思ます。これらについても、第3条にある必要な事項に入ってくるのかどうか、その辺も、なってくるのかどうかなんですけれども、以上、2点についてお尋ねをしたいというふうに思ます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 第1点目でありませが、第1点目は、売電が設置目的に合致するのかどうかというようなことだと思ますが、これらにつきましては、これまでの経過と思われませので担当課長に説明させませし、さらに条例の条文の制定でありませが、これらにつきましては、これまで条例関係のそれぞれの担当のほうでの議論もあってだと思ますので、これも含めて担当課長のほうからご説明させませるので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 追加答弁を工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 まずは、この小水力発電所の設置目的について、ここに記載する内容で合致するのかというようなことでございませが、まずは売電の収入におきませしては、売電収入充当先につきましては、これまで農業農村振興に資するということで、国の農業・農村関係の農林業の施設として補助金をいただいて整備してきたところの電気料として充当をさせさせていただくというようなことでございませ。まず第1点でございませ。

さらには、大井沢の大井沢堰を活用しているわけですが、この大井沢の水量等について、先ほど町長から答弁あったとおりでございませが十分な調査をし、今後は適正だというよう

なこととさせていただきますわけですが、さらには大井沢地区の農地が約200ヘクタールほどございますが、その中で、この大井沢水路は非常に重要な水路であります。また、生活用水としても冬期間の融雪というような部分においても非常に重要な水路でございます。そういった観点から、今、大井沢につきましても土地改良区でこの水路を管理しておりますが、非常に農業者の皆さんが減少しているというふうなことで、その水路自体の維持についても非常に大変な状況になっているところでございます。

そういった観点から、この小水力発電を設置することによりまして、町も、さらには、土地改良区とあわせて水路を管理維持していけるというようなことでございますので、大井沢地域の農地・農業につきましても非常に効果があるというような観点から整備をしているわけでございますので、そういう目的に沿っているというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらには、この条例案でございますが、まずは先ほど、宮林議員からもご質問あつて、町長からの答弁ありましたとおり、今後、可能性がある場所につきましては、またさらに、この制度を導入させていただいて設置がされる可能性があるというようなことでございますので、小水力発電所等につきましてはこのような形の中でさせていただいて、新たにできた場合には、ここに追加をさせていただくというようなことにさせていただければなと思ひております。

ただ、補助金の条項によりまして、また新たな目的というようなものもあることもあります。ただ、その際には検討させていただいて、今後、この農業農村に係る、水路等に係る小水力発電所が新たにできたことを想定しながら、全体的に小水力発電所設置条例とさせていただいて、設置場所については、まずは大井沢小水力発電所ということとさせていただきますというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

伊藤議長 佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 今の2つの質問に対する回答でありますけれども、これについては理解を申し上げたいというふうに思ひます。

その中で、ちょっと回答の中で出てきた管理という面が出ておりますが、農家に従事する方もだんだん少なくなっているという回答もあつたわけでありまして、今、土地改良区を中心に管理体制をつくるんだと思ひますが、今後やはり山間部ということもありまして、非常に管理上、大変な作業になってくるのかなというふうに思ひますが、その辺のちょっと

見通しについて、どんなふうにして人的管理をしていくのかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 管理体制というようにございますが、まずは発電所自体の管理につきましては、町が発電事業者というようになります。したがって、町が管理するというふうなことでございますが、基本的に、専門的な発電関係の機械のメンテナンス、さらには電気保安というふうなものもございますので、そういった関連につきましては、専門の方に、業者に委託をしながら、町でその部分については管理をしてみたいというふうに思っております。

あと、先ほど来お話があります水路の管理でございますが、基本的には、大井沢堰につきましては、管理は大井沢の土地改良区でございます。町としましては、その発電所に係る除じんといいますが、ごみ取り、さらには水が取水口でとまってしまふ、ごみがたまってとまってしまふというようなことが一番懸念されるわけでございますので、その部分の管理については、西川町土地改良区の大井沢土地改良区の皆さんに委託をさせていただいて、管理をしていただくというようなことで考えているところでございます。応分の委託料につきましては、話し合いをさせていただいて決定をさせていただくというようなことでございます。よろしくお願いたします。

伊藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） この条例の第3条なんですけれども、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるというふうにありますけれども、必要な事項、条例はこれでいいと思いますけれども、その必要な事項はどのようなことを今考えていらっしゃるのか、具体的にどういうものがあるのか、また、この必要な事項を定めるのはいつなのか、定めたらそれを明示するのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、今のお話の中で土地改良区に委託すると。その委託を受けた大井沢土地協議会がさらに委託するという形になるかと思っておりますけれども、大井沢の土地協議会のほうも、やっぱりかなりの高齢化になっております。いまいまは大丈夫なんでしょうけれども、将来的に見て非常に厳しいなというふうに思うわけなんですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのかなというふうに思います。

それから、もう一点ですけれども、前回の全協でお聞きしたときに経費が400万円ぐらい

かかるというようなお話でした。除じんもそうでしょうけれども、除じんは当初予算にたしか入っていたと思いますけれども、それなりにメンテナンス等もかかるんでしょうけれども、その辺の経費の内訳というか、どのような中での400万という経費が出てきたのか、ちょっとお聞かせ願えればなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 まずは、第1点目、町長が別に定める委任事項についてでございます。

これにつきましては、まずは管理方法における委託の内容、委託とか、あと会計処理とか、そういった内容等を、この設置以外に必要な事項については要項なり、規定なり、その辺で整備をさせていただき予定にしております。まず、このたび条例案として設定いただいたそれ以外のものについては、そのような形の中で再度、内容について売電開始までにおいて今整備をしているところでございますので、その内容についてお示しする機会が必要でございましたら、その際にはさせていただければなというふうに思っているところでございます。

さらには、大井沢土地改良区土地協議会の皆さん、高齢化というようなことでございますので、そういう関連についてどうなのかというようなことでございますが、確かに現在においては大分高齢化しているというようなことでございます。まずは、でも、やはりお互いに大井沢堰を守る上では、現状の中で大井沢の皆さんにお願いするというようなことでございますので、お互いにそれを話し合いながら契約を結ばせていただいて、完了してまいりたいと思っております。

ただ、将来的なものまでは、その際には、今後その委託の内容につきましても、やはりこれからふえてまいります。そして、今後の管理体制もいろんな問題があると思っております。そういうふうな関係につきましては、やっぱり協議をしながら、問題をクリアしながらお互いに調整してまいりたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

委託のそれぞれの費用の内容というようなことでございますが、まず、現段階における概算でございますので、例えば直接費というようなことで修繕に係る費用とか、さらには減価償却に係るもの、さらには間接としてのものと、あと先ほど申し上げた直接的なものでは、管理に係る委託料とか、いろいろあるわけでございます。それを計算しまして、まだこれも全くの概算でございますので、その中で大体400万ほど見ているところでございます。予算の中でも必要経費としまして各管理委託料、さらには必要経費とか消耗品等もあるわけです。そういったものを計算しながら計上させていただいておりまして、今年度3月までの経費と

しましては、負担金を除くものとしては大体300万ほど予算を計上しているものでございますので、その中で運用してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますします。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 大井沢堰は、小水力発電にももちろんそうなんでしょうけれども、いざというときの消防用水にもなっております。その辺は理解していただいて、除じん等、本当に気をつけていただきたいなというふうに思います。答弁は要りませんが、お願いしたいというふうに思います。

伊藤議長 ほかにありませんか。

7番、青山知教議員。

7番（青山知教議員） 私もこの小水力発電の管理について心配する一人なんでございますけれども、この条例が随分簡略化されているような気がしてならないんです。やはり町が普及啓発を図るためには、先ほど佐藤議員がおっしゃったように、やはり大井沢なら大井沢という発電所ですよということで、大井沢発電所にしなければならないでしょうし、これでもう西川町には水力発電所ができないのであればこれで結構かとは思いますが、これからいろいろな調査やら何やらをやって、別にできたときには、この名称には似つかわしくない、そして名称には大井沢小水力発電所というふうにならざるを得ないわけですから、やはりこの名称を条例の冠にするべきではないのかなというふうには思います。

あと、3条の委任が全てなんだろうけれども、やはり管理運営は町長です、発電所の所長は産業振興課長ですというふうな名分があつてしかるべきではないのかなと。県とも相談したとは思いますが、余りにも管理体制がずさんだと。保安業務はこれから決めるんでしようけれども、どういう方がするんだとか、名称は必要ないですけども、しかるべきものを充てるというふうなことで、やはりもう少し条文があつてもよさそうな気が私には、素人にはするんでありますけれども、いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 条文の制定につきましては、いろんな手法と申しますか、定めがあるかと思っておりますが、今回の条例設定につきましては、あくまでも設置をしますと、設置をしまして、その後の管理運営等につきましては3条に委ねるというようなことであるので、ご理解をお願いしたいと思っております。

伊藤議長 よろしいですか。

7番、青山知教議員。

7番（青山知教議員） やはり距離感もございますので、所長の名称ぐらいはやっぱり条文として入れるべきだというふうに私は思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 まず、この本条例の設置に当たりましては、十分に県、さらには、私どもも先進地を視察させていただきながら、必要な事項等について検討させていただいております。この条例案、条文につきましても県と十分に協議をさせていただいて、この条例案としては、このままで結構だというようなこともアドバイスをいただきながらでございます。

事業所、者につきましては、町で設置をするというふうなことでございまして、その際には事業における事業補助金の事項によりまして、町で設置する場合には町、さらには土地改良区等に設置する場合には土地改良区ということでございますが、そういったところでの内容はそれぞれの設置者の事業所、事業者名が出てくるわけでございますが、町で設置する場合には町長というようなことでございます。したがって、このような内容につきましては、全て協議をさせていただきながら進めさせていただいておりますので、ご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。よろしくお願いたします。

伊藤議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第44号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 西川町町税条例の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第45号 西川町町税条例の一部を改正する条例の設定について補足説

明を申し上げます。

本改正条例は、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては3点ございますので、最初に概要を説明させていただきたいと思います。

第1点は、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる振りかえ措置や基礎控除額が低減、消失する仕組みの導入などの地方税法の改正に伴い、個人所得課税の非課税範囲や所得控除の所得要件の改正を図るものでございます。

第2点は、資本金等が1億円を超える内国法人等に対して法人住民税の電子申告を義務化し、地方税の電子化を図るものでございます。

第3点は、たばこ税の税率を平成30年10月1日から平成30年10月1日、平成33年10月1日の3段階引き上げ、旧3級品わかば、エコーなど6種類でございますが、につきましては、現行税率を平成31年9月30日まで延期するものでございます。

なお、たばこ税が段階的に引き上げられるため、販売用のたばこ2万本以上を所持するたばこ販売業者等を納税義務者として、その所持する製造たばこに税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税する手持品課税もそれぞれ実施するものであります。

また、これまで税法上パイプたばこに区分されておりました加熱式たばこにつきましては、新たに区分を設け、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式を平成30年10月1日から5年間をかけまして段階的に移行するものでございます。

それでは、新旧対照表2ページのほうをごらんください。

第1条関係でございます。条例第14条第1項は、法律の改正に合わせて所要の規定の整備でございます。第5項は、人格のない社団等について電子申告の義務化に係る規定を適用しないことにするものでございます。

第14条の2第1項は、法律の改正に合わせて非課税範囲の所得の引き上げに伴うもので、障害者、未成年者、寡婦に関する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に、10万円引き上げるものでございます。第2項は、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備で、均等割非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

3ページをごらんください。

第20条は、基礎控除額に所要の要件を創設し、前年の所得合計額を2,500万上限とするものでございます。

第23条は、調整控除額に2,500万円以下の低所得要件を創設するものでございます。

4ページのほうをごらんください。

第28条は、法律の改正に伴い、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでありまして、さらに省令の改正に合わせて規定の整備を図るものでございます。

5 ページ、第40条でございます。

内国法人の電子申請の義務化に対する申告の電子情報処理組織による提出義務について規定するため、第10項から第12項を新設し、その他所要の規定を整備するものでございます。

6 ページのほうをごらんください。

第74条は、製造たばこの区分を新たに新設するものであります。

第74条の2は、加熱式たばこを製造たばことみなす場合の法規定の新設に合わせて整備を行っているものでございます。

7 ページをごらんください。

第76条は、加熱式たばこに係る紙巻たばこへの本数の換算方式について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式について規定を新設し、規定の整備を行うものでございます。

8 ページのほうをごらんください。

第77条は、たばこ税を3段階引き上げる平成30年10月1日の税率5,262円から5,692円とするものでございます。

10ページになります。

第78条第3項につきましては、条ずれによる改正でございます。

第80条は、第76条に定義語を置いたことによる規定の整備でございます。

附則第2条の4第1項につきましては、所得割非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

11ページになります。

第14条第3項は、租税特別措置法の改正に伴う条ずれに対応するものでございます。

第2条関係でございます。

新旧対照表12ページのほうをごらんください。

第76条第3項は、加熱式たばこの換算を段階的に引き上げる平成31年10月1日の改正分でございます。

第3条関係でございます。

新旧対照表13ページのほうをごらんください。

第76条第3項第1号、加熱式たばこの換算を段階的に移行する平成32年10月1日の改正でございます。第3項につきましては条項の改正による整備でございます。

14ページのほうをごらんください。

第77条は、たばこ税の段階的に移行する平成30年10月1日の税率を5,692円から6,122円とするものでございます。

第4条関係でございます。

新旧対照表15ページのほうをごらんください。

第76条第3項第1号、加熱式たばこの換算を段階的に移行する平成33年10月1日の改正でございます。

第3項は、条項の改正による規定の整備でございます。

第77条は、たばこ税の税率、段階的移行のため、平成33年10月1日、税率を6,122円から6,552円とするものでございます。

第5条関係でございます。

新旧対照表17ページのほうをごらんください。

第75条の2は、たばこの換算を5年間段階的に移行が完了するため、規定の整備を行うものでございます。

第6条関係でございます。新旧対照表20ページのほうをごらんください。

附則第5条の改正は、平成31年4月1日に予定されています旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引き上げを平成31年10月1日に延期するもので、第2項第3号は、平成30年4月1日からの税率を平成31年9月30日まで適用し、13項では、手持品課税を1,262円から1,692円に税率を改正し、第14条では、第5項の町長への手持品課税の申告書の提出期限を平成31年10月31日に、第6項では、その納付期限を平成32年3月31日にそれぞれ読みかえる規定となっております。

改正条例に戻っていただきまして、附則のほうをごらんください。

附則につきましては、第1条は施行期日を規定したものでございます。法改正のそれぞれの施行期日に対応したものでございまして、1号から7号までございます。

第2条につきましては、町民税の経過措置について述べてございます。

第3条からは、3段階で引き上げられる税率に対応した附則でございます。

第3条、第4条につきましては、平成30年10月1日引き上げの町たばこ税の経過措置と手持品課税について規定したもので、第5条、第6条につきましては、平成30年10月1日引き上げ、第7条、第8条は平成33年10月1日引き上げのそれぞれの規定に対応したものでございます。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決をくださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第45号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第46号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

本条例は、町立病院等において夜間勤務する看護師及び準看護師等の処遇改善を図るために、夜間看護手当の額を改正しようとするものであります。

お手元の議案書並びに新旧対照表の最後のページ、23ページをごらんいただきたいと存じます。

本則第16条第3項第2号において規定いたしております特殊勤務手当の夜間看護手当につきまして、午後10時から翌朝5時までの深夜における従事時間が4時間以上7時間未満の場合にあっては、1回の勤務につき現行3,300円を3,550円に、同じく2時間以上4時間未満の場合にあっては、1回の勤務につき現行2,900円を3,100円に、同じく2時間未満の場合にあっては、1回の勤務につき現行2,000円を2,150円にそれぞれ改めるものであります。

附則をごらんください。

本条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日の勤務から適用するもので、これまで支給した夜間看護手当は内払いとみなすものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第46号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第47号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第47号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をごらんいただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,330万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,481万6,000円といたすものであります。

歳出のほうからご説明を申し上げます。

予算書の13ページをごらんください。

初めに、職員の人事異動等に伴い各款にわたり第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に要する経費の組み替えを行うとともに、8月5日から6日にかけての大雨に伴う時間外勤務手当の所要額を追加するものであります。

給与等に要する経費以外につきましてご説明を申し上げます。

13ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、役場庁舎東側車庫シャッター修繕料42万円を追加するもので、全額全国総合賠償保障保険から補填されるものであります。

第5目企画費につきましては、山形暮らし魅力発信に係る食の支援事業として、町内移住者に対し県産米、みそ、しょうゆを支給するための報償金10万円を追加。名水百選の名水カード印刷費8万5,000円を追加。顔認証システム保守委託料5万5,000円、さらに社会保障・

税番号制度カード等記載事項システム改修委託料5万4,000円を追加し、計167万4,000円をシステム保守委託からシステム改修委託へ組み替えを行うもので、特定財源は山形県移住世帯向け食の支援事業費補助金4万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金5万4,000円であります。

15ページ、下段のほうの第5項第1目統計調査総務費につきましては、山形県総合交付金の増額に伴い、統計調査員確保対策事業補助金1,000円を追加するものであります。

15ページから16ページの第4目住宅・土地統計調査費につきましては、5年に1回実施される住宅・土地統計調査に要する経費について山形県交付金使途決定に伴い、6万7,000円を減額するものであります。

第7項第1目開発費につきましては、月山自然水工場充填ライン修繕料280万5,000円を追加、月山湖大噴水送油管破損修繕等費用として、月山湖大噴水点検整備委託料164万6,000円を追加するものであります。

17ページ、下段のほうの第3款第2項第4目児童福祉施設費につきましては、にしかわ保育園消防設備修繕料13万7,000円を追加、18ページにまいりまして、入間第一町内会の内小平遊園地の遊具修繕費用として児童遊園整備事業補助金4万5,000円を追加、平成28年度子ども子育て支援事業費国庫補助金返還金支払遅延損害金1,000円を追加するものであります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、保健センター2階和室エアコン修繕料11万9,000円を追加するものであります。

19ページの第4項第1目水道費につきましては、岩根沢紫外線工事に係る出資債分として水道事業会計繰出金2,210万円を追加するものであります。

20ページの第6款第1項第3目農業総務費につきましては、啓翁桜1億円産業を目指してのPRのためのネクタイ、スカーフ購入費21万1,000円を追加、新嘗祭の献穀献納式の経費20万円を追加するものであります。

第4目農業振興費につきましては、新規就農者の確保を目的としたイベント等への出展旅費8万1,000円を追加、啓翁桜苗木購入費319万2,000円を委託料から原材料費へ組み替え、山形県地域の経営基盤と技術の継承支援事業費補助金の対象となることに伴い、農業担い手育成協議会補助金5万円を追加し、計30万円とするものであります。

第5目畜産振興費につきましては、仁田山放牧場牧野監視員旅費3万1,000円を追加するものであります。

第7目農地費につきましては、大井沢小水力発電に伴う大井沢堰水路ふた購入費162万

5,000円を追加するものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、西山杉利活用推進事業研修会講師報償費13万円、同じく旅費6万1,000円を追加。旧沼山小学校跡地を活用した森づくり活動事業の苗木等資材代65万4,000円を委託料から需用費へ組み替え。

21ページにまいりまして、森林環境税創設に伴い導入される新たな森林管理システムのための森林経営意向調査対象リスト作成委託料48万円を追加するもので、特定財源は森林整備地域活動支援交付金であります。

第7款第1項第2目商工振興費につきましては、起業事業者新たな2社に対する起業支援事業費300万円を追加するものであります。

第3目観光費につきましては、山形県自然公園登山道刈払補修整備委託料の増額に伴い131万7,000円を追加。月山俳句大会事業費用として、六十里越街道誘客推進事業負担金10万円を追加。山形空港、JRさくらんぼ東根駅及び西川インターチェンジから町内各宿泊施設への交通手段確保のための二次交通対策事業補助金39万8,000円を追加。朝日町及び大江町とともに制作する朝日連峰ポスター制作負担金15万円を追加するものであります。

22ページ、第8款第1項第2目除雪費につきましては、小型ロータリーの老朽化に伴い、山形県所有の小型除雪車の払い下げを受けるための購入費30万円、同小型除雪車の修繕料300万円を追加するものであります。

第2項第2目道路維持費につきましては、海味地内のせせらぎ団地内の町道舗装補修工事請負費160万円を追加するものであります。

第3目道路新設改良費につきましては、町道本道寺線の雪崩回避のための道路改良工事に伴い、用地測量業務委託料90万円、工事請負費150万円、用地購入費20万円を追加、町道桂林線道路改良工事に伴う立ち木・流木補償費16万円を追加、町道沢口・向中岫線道路改良工事に伴う建物及び流木・立ち木等補償費11万7,000円を追加するものであります。

23ページ、第3項第1目住宅管理費につきましては、町営住宅のコーポ睦合、扇田住宅及び海味住宅等の修繕料80万円を追加するものであります。

第2目住宅建設費につきましては、特定促進住宅建設設計管理業務委託料80万円を減額するものであります。

第4項第3目公園費につきましては、西川河川公園のグラウンドゴルフ場の張りかえ用の芝購入費55万円を追加するものであります。

24ページ、第9款第1項第2目非常備消防費につきましては、自治体消防70周年山形記念

式典参加者送迎バス運転手賃金 1万8,000円を追加するものであります。

第3目消防施設費につきましては、海味太郎地内消火栓更新工事請負費48万6,000円、海味山岸地内消火栓更新工事請負費36万8,000円を追加するものであります。

第4目災害対策費につきましては、災害ハザードマップ印刷費28万3,000円を追加するものであります。

25ページ、第10款第2項第1目学校管理費につきましては、旧川土居小学校ピロティー雪囲い修繕料22万1,000円を追加するものであります。

第3項第2目教育振興費につきましては、西川中学校吹奏楽部の山形県吹奏楽コンクール出場のための練習に伴う西川交流センターあいべ使用料8万4,000円と追加するものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、丸山薫記念館のトイレ便器修繕料11万8,000円を追加するものであります。

26ページ、第2目公民館費につきましては、海味第四町内会集会所屋根雪害修繕費用として、公民館等施設整備事業補助金24万3,000円を追加するものであります。

第5目体育施設費につきましては、西川町民体育館器具庫湿気除去に伴うコンセント設置工事請負費9万2,000円、同じく除湿器購入費4万9,000円を追加するものであります。

第6目町民スキー場運営費につきましては、町民スキー場ナイター照明修繕料264万5,000円を追加するものであります。

第11款第1項第1目町単独土木災害復旧事業費につきましては、町道熊野・北の原線道路災害復旧工事請負費120万円を追加するものであります。

第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、8月5日から6日にかけての大雨に係る被害等に伴う農地農業用施設災害復旧工事請負費1,160万円を追加、同じく農地等の所有者等が施工する災害復旧事業に対する補助金1,171万円を追加するもので、特定財源は山形県農業用施設災害復旧事業費補助金580万円、農業施設災害復旧事業分担金58万円であります。

27ページ、第2目林業施設災害復旧費につきましては、8月5日から6日にかけての大雨に係る被害等に伴う地区が施工する林道等災害復旧事業に対する補助金256万5,000円を追加するものであります。

第13款第1項第2目基本財産取得費につきましては、人間のご出身で、大阪市にお住まいになられておられました故佐藤トシ子氏の遺産寄贈に伴い、地域福祉基金積立金1,845万

9,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第9款地方交付税1,366万6,000円、第11款分担金及び負担金58万円、第13款国庫支出金5万4,000円、第14款県支出金688万円、第16款寄附金1,845万9,000円、12ページにまいりまして第17款繰入金199万3,000円、第19款諸収入42万円、第20款町債2,210万円をそれぞれ追加し、なお不足する財源につきましては、第18款繰越金2,915万1,000円を充てるものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 何点かお願いしたいというふうに思います。

まず、第7款第1項の3目ですけれども、観光費の中で21ページになります。その中に朝日連峰のポスター制作負担金ということで朝日町、大江町、西川町でそれぞれ共同してつくるかと思うんですけれども、これの制作でいつころできる予定なのか、また、何枚ぐらい刷る予定なのか、ちょっと一つお聞かせ願いたいというふうに思います。

もう一つは、24ページなんですけれども災害対策費です。災害対策費の印刷製本費でハザードマップを再度配るといことなんですけれども、これ全戸に配る予定なのか、ということは、前回もでき上がった時点で配っているかと思えますけれども、それと違うのかどうか、その辺をもう一回お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、26ページになります。26ページの体育施設費ですけれども、町民体育館の器具庫内の電気工事、それから備品購入費というふうにあるわけですけれども、町民体育館はできて1年ということで、この時点で電気工事しなければいけない、あるいは備品を購入しなければいけないというような、その理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

最後にもう一点ですけれども、27ページの基本財産の取得費のところなんですけれども、今、説明で伺いましたけれども、人間出身の方で佐藤トシ子氏ということで、遺産ということで、今、説明聞いただけでは詳しく全然わからない状況でありますので、その辺の具体的な内容、どういうふうな意向だったのか、なぜこれを寄贈していただいたのかどうか、

もう少し詳しく説明していただければなというふうに思います。

以上、お願いします。

伊藤議長 じゃ、最初に佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤耕二議員から頂戴いたしました4点の質問のうち、私のほうからは第2点目の災害対策費のハザードマップの印刷製本費並びに第4点目の寄附の関係でのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1つ目のハザードマップの印刷製本費についてでございますけれども、ハザードマップにつきましては、これまで各地区ごとに、県の調査データ等に基づきながら話し合いを進めましてハザードマップを作成いたしてまいりまして、早いところでは平成24年にお配りした地区がございます。そして、その後、各地区に話し合い、そしてお配りという形で繰り返してまいりまして、平成28年に町内全地区のほうにハザードマップの作成・配布を完了したというこれまでの経過がございます。

しかしながら、早い地区ですと、もう既に6年経過してございます。一番最後に配った地区でも2年が経過しているということで、町民の中からも手元にないというような声も寄せられておりますし、毎年のように、特にことしはひどかったわけでございますけれども、全国各地で予想だにできない災害が発生しているというようなこともございまして、今般改めまして、各地区ごとのハザードマップを全地区分印刷しまして、町内全家庭のほうにお配り申し上げたいということで、今回補正予算を計上させていただいているものでありますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

また、2つ目の寄附の関係でございます。寄附につきましては、私どものほうでわかる内容につきましては、先ほどの補足説明で申し上げたのが全てでございます。と申しますのは、今回ご寄附された方が亡くなられてから、生前から代理人ということで、ご本人から依頼されておられました弁護士の方がこちらのほうに連絡いただいて、手続をとってくださったものでございますので、私どものほうで承知しているのは先ほどの補足説明の内容が全てでございます。頂戴いたしました後に代理人の弁護士の方のほうに、こちらのほうから礼状等関係書類一式を送付いたしておるところでございますので、この点についてもよろしくご理解を賜りたいと思います。

2点については以上でございます。

伊藤議長 朝日連峰の観光写真については、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 7款1項3目観光費、朝日連峰ポスター制作負担金15万円の補正の関係

でございます。

月山に並びまして本町の重要な山岳観光資源であります朝日連峰の振興、これを目的に今回、朝日連峰への登山誘客のためのポスター、これを制作しようとするものであります。朝日連峰に関する振興対策につきましては、これまで県の委託を受けまして、登山道の刈り払い、避難小屋の管理業務などがございますけれども、登山愛好者への積極的な誘客対策等につきましては、まだまだ中途段階にあったというふうに思っております。その理由といたしましては、月山と違いまして、朝日連峰は周囲を取り囲む関係自治体が非常に多くございまして、単独の自治体、西川町だけとかの取り組み、また、それぞれの自治体ごとのばらばらの取り組みでは、なかなか効果が期待できないというふうなことであったというふうに思っています。

今回、春からでありますけれども、本町が主になりまして、大江町、それから朝日町に声がけを行いながら、3町が連携して朝日連峰の振興策を考え実施する広域的な任意組織を立ち上げるべく、これまで調整をしてきたものであります。任意の組織につきましては、仮称ではありますけれども、朝日連峰振興連絡会というような名前なども想定をしながら、従来の登山道、それから避難小屋の維持管理、こういった従来のことに加えまして3町が連携して登山者の誘客対策、あるいは周辺観光産業への効率的な波及のあり方の検討とか、あるいは合同してのPR活動、これを行うことで登山客、観光客の増加、ひいては観光振興を図ろうということを目指しながら任意組織を立ち上げたいというふうに考えております。

今回は、その、まず第1番目の取り組みとして、来年度の登山誘客に向けてポスターを制作しようとするものであります。今回、3町が15万円ずつ同額を支出する中で、ポスターの枚数につきましては500枚程度を想定しているものであります。スケジュールにつきましては、ことし中にポスターを完成させて、来年早々から来季に向けた誘客作戦をやっていききたいというようなことで考えているものであります。

以上であります。

伊藤議長 町民体育館施設に関しては、片倉生涯学習課長。

片倉生涯学習課長 町民体育館の器具庫内の電気工事と備品購入費につきましてお答え申し上げます。

新町民体育館でございますけれども、昨年7月に完成いたしまして9月から供用開始をいたしてきたところでございます。体育館の本体の躯体になります鉄筋コンクリートの柱、また、床が、コンクリートを打った時期が冬期間ということもあったかと思いますが、非常に

春先になっても水分が抜けない状態が続いているというような状況にありまして、冬場は余り蒸発が多くなかったのか、春先から非常に蒸発も進みまして、器具庫、また、外の倉庫の結露がひどい状況になってまいりました。外の倉庫は天気のいい日についてはあけて、極力水分を逃がしていると、状況に対応しております。また、器具庫のほうもアリーナに接続する器具庫でありますけれども、使わないところは極力あけて水分を逃がすような業務を行ってまいりましたけれども、今般コンセントがないというようなことで、まず、そういう事態を想定しておりませんでしたので、電気の照明からコンセントをつける工事を行いまして、除湿器を購入いたしまして対応してまいりたいということでの予算措置でございますので、よろしく願いいたします。

伊藤議長 ほかに質疑ございませんか。今の追加、あるんですか。

3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 今回の町民体育館の件なんですけれども、結露ということで、なかなか想定は難しいかと思っておりますけれども、普通、企業ですと結露が新築した後に出た場合には、やっぱりその業者に責任があるということで、そういう工事等入るかと思うんですけれども、その辺の交渉じゃないんでしょうけれども、その辺の打ち合わせというか、そういうことになっていなかったのでしょうか。

伊藤議長 答弁は片倉生涯学習課長。

片倉生涯学習課長 昨年来、アリーナのほうに結露して水滴が落ちるような事態もありまして、大分観察なども含めて業者さんと何度か打ち合わせしてきております。器具庫の結露につきましては春先から、先ほど申し上げましたとおり、気温の上昇等に伴いまして進んできたというふうなこともございまして、最近になって非常に程度が、最近といいますか、夏場になって状況が悪化したというようなことでございます。ちょうど来週、完成後1年の検査ということで、施工業者さん、また、設計士さんとの打ち合わせを予定してございますので、その際も対処の方法につきまして協議してまいりたいというふうに考えてございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 今回、補正で備品購入費ということで、工事費と両方合わせて計上されているわけです。ということは、当然、町の持ち出しになっているわけですね。その前に、そういうことで業者のほうと、やはり先ほど言ったように、普通は建てたほうがその工事費なりを払うというのはちょっと考えられないことではないかなと思うんですけれども、補正を組んで、そして話し合いをやって、つまりは町からの持ち出し分だということを、その

辺の経緯はちょっと納得できないかなと思うんですけども、その辺もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

伊藤議長 答弁は片倉生涯学習課長。

片倉生涯学習課長 設計士さん等とも協議した経過がございますが、なかなか設計の中での想定が不十分だったというようなことに尽きるわけですけれども、なかなか施工業者さんのほうの責にすることができないというようなことで、町で対処したいというふうな判断でしたところでございます。

伊藤議長 補正を組んだいきさつについて、追加答弁を小川町長。

小川町長 補正を組んだいきさつにつきましては、今、生涯学習課の片倉課長からありましたように、すぐに対応せざるを得ないというようなこともありまして、私もその状況につきましては現場を見ておりますが、天井からぼたぼたと、ぼたぼたよりぼたっと何滴か、落ちてくるというような状況でありましたので、その辺はこれから課長が対応をしたいと思いますのですが、早急にせざるを得なかったというようなこともありまして、今回の補正になったということですので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 私のほうから何点か質問を申し上げたいというふうに思います。

13ページ、総務費でございます。企画の報償金10万円というふうにあります。これ説明書、あるいは先ほどの説明などによって理解できますが、実はこの10万円の町内移住者に対する県産米であるとか、みそ、しょうゆの支給というふうなことになっているわけですが、ある意味で今どき、みそ、しょうゆ、米が配布されるということについて若干の違和感を感じるわけでありましてけれども、これについては町で、いわゆる補正を組んだということもあるんですが、これら県の企画によってそういう、先ほどちょっと名称が聞き取れませんでしたけれども、それらの事業に従って今回の事業があるというふうに説明されたわけでありましてけれども、これらに該当する件数、あるいはその方に対する米ならどのぐらい、みそならどのぐらい、しょうゆならどのぐらいを支給するための10万円だったのか、その点を第1点目、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、全体的に職員の手当等、組み替えになっている部分が非常に多いわけでありましてけれども、例えばの話ですが、14ページでいいますと、期末手当、あるいは勤勉手当を減額して通勤手当に充てたと、こういうふうなことでありましてけれども、いわゆるそれぞれの

手当に必要な予算があるわけでありまして、同じ金額が減額と増額になるということは、果たしてこの数字をどんなふうに理解をしていいのか、そこを説明願いたいというふうに思います。

その後ろ、同じように15ページにもありますし、職員の手当等についての組み替えが、目的がそれぞれあるにもかかわらず、同じ金額が減額と増額というようなことになっているのは、ちょっとどう理解していいのか説明を願いたいと、こういうふうに思います。

それから、20ページ、農業振興費であります。啓翁桜の苗木育成委託、減額が319万2,000円と、それから啓翁桜の苗木購入費が319万2,000円と同額で入れかえになっているわけでありましてけれども、いわゆるこの事業の内容として違ったために、こういう組み替えをしなければならないと、こういうふうに理解をするわけでありましてけれども、いわゆる啓翁桜を育てるための従事する方が見つからなかったと、こういうふうなことで購入のほうに端的に結びつけたと、こういうふうに理解をするわけでありましてけれども、いわゆる啓翁桜を推進するに当たって、こういう変更があったということは事業の変更もあると、こういうふうに理解をするわけでありましてけれども、その辺の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

その次に、21ページであります。商工振興費、起業支援事業補助金300万が追加になっているわけでありましてけれども、いわゆる2社の起業があったというようなことで、この方、大変新ためた起業補助ができるということは非常に明るい内容なのではないかなと、こういうふうに期待をするわけでありましてけれども、これらのできるのであれば詳しい内容で、そして今後の見通しなども含めてお願いをしたいというふうに思います。

それから、同じページで二次交通対策事業補助金、実は39万8,000円が増額というようなことであります。当初予算でいきますと30万だったんですけれども、さらにプラスというようなことで69万円ほどの予算と、こういうふうになったかと思えます。そういう意味では、二次交通対策における事業がうまく進んでいると、こういうふうに理解をするわけでありまして、これによって観光振興がされれば大変望ましいことであるなど、こういうふうにこの予算から見えるわけでありまして、この状況というものをお知らせいただければというふうに思います。

以上でございます。

伊藤議長 答弁は、最初のしょうゆ、みそ、米の支給については土田政策推進課長。

土田課長。

土田政策推進課長 第1点目の報償費にかかわるご質問でございますが、県の事業としまして本年度新たに実施をさせていただいている事業でございます。今年度事業のため内容等につきましては、詳細についてがなかなかお示しいただけなかったということが経過としてございます。今般、改めて本町でも取り組める事業内容だというふうなことで確認をさせていただきまして、取り組みを行ったということで補正とさせていただいております。

内容につきましては、県のほうで、県外からの移住の推進のためにパッケージ支援事業というふうなことで取り組んでいる事業でございます。1つは、情報の提供とか移住相談、移住セミナーによる移住者の対応、そして移住のための移住体験ツアーとか、さらには定住のためということで今回の補正に上げさせていただいております住まいの支援、さらには食というふうなことで今回の補正の内容でございます。さらには、食の支援ということで、それぞれ住まいにつきましては対象となる住宅につきまして、県のほうで補助を考えるというふうなこと、あと食につきましては、今回の補正の内容のとおりでございます、中身につきましては、米が1世帯60キロ、はえぬき、またはつや姫が選べるようになってございます。そのほか、みそ、しょうゆにつきましては、それぞれ1世帯当たり、しょうゆ3リッター、みそ3キロというようなことで支給をしていく、差し上げるというふうな事業になっておりまして、それぞれ事業者、さらには県、そして町というようなことで3分の1ずつ補助、負担をしながら差し上げるというふうな事業となっているところでございます。

想定されます件数につきましては、従来年間当たり10世帯前後の方が転入をされているというふうなことがございまして、希望的な数字になるかもしれませんが、町を通じた、窓口を通じて転入された場合に、こういったものを差し上げるというふうな条件に県のほうの要項としてなっておりますので、5件程度、5世帯程度ほどを見込んで予算要求をさせていただいているというふうな内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤議長 各項目の答弁は簡潔に願います。

次に、2番目、給与に関して佐藤総務課長。

佐藤総務課長 第2点目の職員の給与等に要する経費のご質問について、お答え申し上げます。

職員の給与等に要する経費につきましては、ご案内のとおり当初予算で当然編成するわけでございますけれども、当初予算を編成いたしまして議会の議決を頂戴いたしますのが3月というふうなことに相なりまして、その後例年、春の年度初めの人事異動、あるいは最近、毎年というわけでもなくなってまいりましたけれども、人事院勧告、あるいは県人事委員会

等の勧告に伴う給与の改定見直し等々がなされております。

そういったことから、職員一人一人の基本給、給与については違うわけございまして、そういった面からも人事異動に伴いまして、各課の職員の給与額が変動してくるという事情がございます。それぞれの款項目ごとに、それぞれの課の職員の給与等、あるいは手当等を支払っておるものでございますので、人事異動等に伴い変更が生じるというようなことで、今回9月の補正予算に際しまして、現段階での職員の配置体制を考慮しながら精査させていただいたというところでございます。

ただ、申し上げましたとおり、人事院勧告、県人事委員会の勧告等に伴う給与改定の件につきましてはこれからという時期でございますので、今後その動向によっては、さらなるご上程を申し上げるということもあるのかなというふうには思いますが、現段階の事情はそういう事情でございますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

伊藤議長 第3点目は、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 啓翁桜の苗木の育成委託を購入費、原材料費に組み替えというふうなことでございますが、これにつきましては、当初、苗木の育成委託ということでお願いをして、当初予算に計上させていただいておったものですが、財務執行上は原材料費として購入が適切だというふうなことで、あとお願いしている業者につきましても、そこから購入をさせていただいて植えつけを行うというようなことで対応するというようなことでございますので、財務執行上の組み替えというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

伊藤議長 第4点目は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 4点目でございます。起業支援補助金300万円の補正の関係でございます。

本事業につきましては、町内で新たに起業する方に対しまして、事業に要する経費の一部を交付する制度となっております。平成27年度に制度化したものでありますが、創設以来、申請者につきましてはいなかったという状況でございますけれども、今年度につきましては、当初予算で150万円を計上していただきましたが、9月3日付で1件、150万円の内示を行ったところであります。この方につきましては、新たに町内に事業所を設置する食品加工業の方でいらっしゃるしまして、町内の山ブドウを使った山ブドウジュース、あるいは町内産の山菜を使った瓶詰めなどを製造販売するというものでございますけれども、その食品加工のための設備の整備というところで申請を受けまして、町の関係者から審査会を経まして過日、

予算同額の150万円を交付決定したものであります。

そして、今回の補正300万につきましては、ことしに入りまして、さらに2件の相談がございました。担当レベルで聞き取りを行ってございますけれども、1件目につきましては、新たに町内で建築板金業を起業する方ございまして、建設資材用の運搬車、これを設備したいというふうな方でいらっしゃいます。もう一人につきましては、新たに町内で飲食店を行いたいというような方で、関係する機材を設備したいというような案件となっております。

申請額につきましては、いずれも150万相当額というふうな交付を望んでいらっしゃいますので、今回2件分合わせまして300万円を補正させていただくというふうなことにさせていただきます。

〔発言する者あり〕

志田商工観光課長 あわせまして5点目でございます。二次交通対策事業の補助金の関係でございます。

二次交通対策の主に相乗りタクシー分、月山ライナーというふうに称してございますけれども、山形空港、あるいは東根駅から宿泊施設まで相乗りタクシーを運行してございます。お一人に当たりましては定額料金ということで、その不足分について宿泊業者と町が支出をするというふうな制度になってございますけれども、これの執行状況につきましては、昨年同期と比較いたしまして2.8倍の利用状況となってございまして、7月末の利用見込みの状況で23万円ほどの状況となっております。予算額が30万ということで、今後のことを見ますと、予算額が足りないというふうな状況でございます。利用状況につきましては、昨年度比較で2.8倍程度となっておりますので、その2.8倍を見通しまして補正額を算出させていただきました。

加えてもう一つ、協定するレンタカー会社のレンタカーを使って宿泊施設まで来る方につきましては宿割を実施しております。「月山レンタカー割り」というふうなところで行ってございますけれども、この利用につきましても昨年度と同期で1.2倍ほどの利用がなされているということでございますので、その辺も想定をしながら、今年度末までの推計する中での補正の要求とさせていただいておりますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

以上です。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 先ほどの10万円の件ですが、県と町とそれから事業主という3者の負担というふうな意味合いの回答があったかと思いますが、その事業主というのはどうい

ところなのかお尋ねしたいというふうに思います。

それから、第2点目の手当関係の件ですが、いわゆる先ほど質問の中で申し上げたのは、同額で減額、増額というふうになっているのは正確なのか、あるいは概算でこのように同額を増減させるという数字合わせ的なものがあって精算は年末とか、年度末にされるということになるのかどうか、その点ちょっとお尋ねしたかったところであります。2つの点、補足してお願いしたいというふうに思います。

伊藤議長 第1点は、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 第1点目の事業者でございますが、県の事業の枠組みとしまして、米につきましてはJAさんを窓口として事業展開するというふうなことです。みそ、しょうゆにつきましては、それぞれの販売組合がございますので、そちらを通じた今回は事業の実施というふうな条件がございますので、その事業者が負担するというふうな枠組みとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

伊藤議長 第2点は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 第2点目の職員の給与でございますけれども、先ほど申し上げたような考え方で精査したわけございまして、款ごとを見ますと、中にはプラスマイナスゼロという款もあれば、ふえているような款もあるかと思えます。そういったことで、当然今、議員からございましたように、最終的な精算は来年の3月までした段階での決算ということになるわけでございますけれども、そういったことで途中だというようなことも含めながら、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上です。

伊藤議長 ほかに質疑ありますか。

8番、宮林昌弘議員。

8番(宮林昌弘議員) 予算書の20ページ、農業総務費で啓翁桜1億円産業を目指して、ネクタイとスカーフ、購入するわけですがけれども、具体的に何人分ぐらいになるのか、あと頒布の方法等についてお聞きいたします。

あと、もう一点が啓翁桜の苗木購入するわけですがけれども、耕作条件整備して、ことしの秋に植栽というふうなことになるわけございまして、面積換算でどの程度の面積になるのか、あと耕作者が何名なのか、あと1億円産業にするには、たしか前に聞いた説明では、38ヘクタールほどの栽培面積が必要だということなので、目標に対して今年度植栽して、どの程度の面積割合になるのか、その点お聞きしたいと思えます。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 ネクタイ、スカーフの購入本数といいますか、その件についてでございますが、今、考えさせていただいているのは、議員の皆さん、さらには職員の皆さん、そして農業の生産者の一部の方というふうなぐらいの想定でございます。ネクタイにつきましては、約33本程度、さらには女性の方もいらっしゃいますので、スカーフということで5本程度というふうなことで今、予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、続きまして、啓翁桜の関係でございますが、この補正にかかわる苗木につきましては、海味の3.2ヘクタールでございます。そこで耕作していただく予定の方につきましては、1名といいますか、1法人というふうなことで予定をさせていただいているところでございます。

38.5、全体の1億円を目指した耕作地への、今、見込みでございますが、海味については具体的に今、ことし整備をさせていただいて今年度中に植栽をしたいというふうなことも考えておりますが、ただ、植栽時期につきましては、やっぱり苗木を育成する上で、どのタイミングが一番いいのかというふうなことを検討しながら、今させていただいているところでございます。予定では、今年度中というふうなことで対応を予定しているものでございます。あと、その他につきましては、吉川の園地を今検討させていただいております。吉川のちょうど県道の稲沢に向かう福寿館の上の部分に、まずは1カ所拡大ということで間もなく測量設計をらせていただいて、来年度造成と。その次にはというふうなことで、坪景のほうをというふうなことで進む予定をさせていただいているところでございます。

ただ、面積そのものは、やっぱり実際に、それぞれの用地の中でも実際に入ってみますと不適切な、ちょっと場所的にはこの部分は使えないなんていうところもやっぱりありますので、その辺を精査しながら1億円を目指して拡大を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

伊藤議長 ほかございますか。

8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 西川町では、かつて農作物で1億円を達成したのは葉たばこでございます。啓翁桜が1億円達成になれば、2番手というふうなことになりますので、ぜひ目標達成に至るまで頑張っていたいただきたいと思います。

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第47号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

再開は11時45分とします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時45分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第48号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第48号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について補足説明を申し上げます。

議案書、補正予算書案をごらんください。

事業勘定既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,787万5,000円といたすものでございます。

4ページのほうをごらんください。

歳出のほうから申し上げます。

第1款第1項第1目一般管理費の委託料でございますが、国保の県広域化に伴い療養給付等負担金や財政調整交付金の申請、実績報告に係る様式やプログラム変更に係るシステムの改修費として、18万4,000円を追加するものでございます。

次に、第9款第1項第3目償還金であります。平成29年度事業が確定したことにより、国及び社会保険診療報酬支払基金からの交付金超過分について返還するため、130万4,000円を追加するものでございます。

なお、歳入につきましては、委託料は特別調整交付金を、返還金は繰越金をそれぞれ充てるものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第48号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第49号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,305万円といたすものであります。

歳入から申し上げますので、補正予算書の4ページをお開き願います。

4款1項支払基金交付金につきましては、平成29年度支払基金交付金の精算に伴い、1目介護給付費交付金170万9,000円、2目地域支援事業支援交付金28万4,000円を追加するものであります。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金の確定により5万7,000円を減額するものであります。

8款1項1目繰越金につきましては、平成29年度決算に伴い5万7,000円を追加するものであります。

次に、歳出につきましてご説明いたしますので、同じく4ページをごらんください。

5款3項1目一般会計繰出金につきましては、平成29年度決算に伴う支払基金交付金追加交付分199万3,000円の追加であります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第49号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 平成30年度西川町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 議第50号 平成30年度西川町病院事業会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

予算書の3ページをごらんください。

今年度、山形県新型インフルエンザ対応医療機関への医療資機材配備補助事業が創設され、当院に県の配備方針として人工呼吸器1台が決定されたことにより、219万3,000円を追加するものであります。

本事業については、新型インフルエンザ発生時に医療資機材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療ができなくなることを未然に防止するため必要な機材をあらかじめ配備し、医療体制の強化を図ることを目的としております。

収入につきましては、同額を本事業による全額補助が見込めることによる補正であります。

1ページをごらんください。

予算第4条資本的収入及び支出に219万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第50号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第51号 平成30年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第51号 平成30年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

予算第3条の収益的収入及び支出の既定の予定額1億9,727万9,000円を収入、支出それぞれ69万9,000円増額し、収益的収入及び支出予定額の総額を1億9,797万8,000円といたすものであります。

4ページをお開きください。

支出では、1款1項1目の原水及び浄水費の修繕費69万9,000円を増額するものであります。滅菌設備の修繕を行うものであります。

収入については、水道使用料69万9,000円増額を行うものであります。また、予算4条の資本的収入及び支出の既決収入予定額1億2,274万4,000円に出資金2,210万円を追加し、1億4,484万4,000円といたすものであります。

岩根沢紫外線処理施設整備工事分として、一般会計からの出資を受けるものであります。

1ページにお戻りください。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4,028万3,000円を1,818万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,109万8,000円を899万8,000円に改めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第51号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩をします。

再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

決算特別委員会審査報告書の提出

伊藤議長 日程第 3、決算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、佐藤耕二議員。

〔決算特別委員長 佐藤耕二議員 登壇〕

決算特別委員長（佐藤耕二議員） 決算特別委員会に付託されました認定第 1 号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算の認定については、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります、朗読して委員長報告にかえさせていただきます。

1、付託案件

認定第 1 号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）

認定第 3 号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成29年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成29年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成29年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成29年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 平成29年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算の認定について

2、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、佐藤耕二、副委員長、大江広康。

3、審査期間

平成30年9月3日 全体審査（特別会計、企業会計担当課長説明、審査）

平成30年9月7日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

平成30年9月10日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

平成30年9月11日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

平成30年9月12日 全体審査（10会計決算の審査、採決）

4、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5、審査の結果

認定第1号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第2号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）（全員賛成）

認定第3号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第4号 平成29年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第5号 平成29年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第6号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第7号 平成29年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 8 号 平成29年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第 9 号 平成29年度西川町病院事業会計決算の認定について（全員賛成）

認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算の認定について（全員賛成）

以上、10会計歳入歳出決算については原案のとおり認定された。

以上のとおり報告申し上げます。

決算認定案件の審議・採決

伊藤議長 日程第 4、決算認定案件の審議・採決を行います。

審議・採決は会計ごとに行います。

なお、質疑については決算特別委員会で十分なる審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみ行います。

認定第 1 号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第 1 号 平成29年度西川町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第 2 号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第2号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第3号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第3号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第4号 平成29年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第4号 平成29年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第5号 平成29年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第5号 平成29年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第6号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第6号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第7号 平成29年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第7号 平成29年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定す

ることに決定しました。

認定第8号 平成29年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第8号 平成29年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第9号 平成29年度西川町病院事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第9号 平成29年度西川町病院事業会計決算については認定することに決定しました。

認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、認定第10号 平成29年度西川町水道事業会計決算については認定することに決定しました。

以上で、平成29年度西川町一般会計・特別会計・企業会計の全会計決算が認定されました。

報告第6号

伊藤議長 日程第5、報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、ご報告を申し上げます。

この基準につきましては、自治体の財政破綻を未然に防ぐための地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき作成し、監査委員の審査を受け、報告をいたすものであります。

お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

平成29年度決算における一般会計及び特別会計・企業会計ともに赤字はありませんでした。

実質公債費比率につきましては、自治体の収入に対する起債と負債返済の3カ年平均の割合をあらわすもので、前年度より0.6ポイント低い、9.3%となっております。

なお、早期健全化基準は25%で、基準以下となっております。

将来負担比率につきましては、自治体が将来負担すべき実質的な債務割合をあらわすもので、前年度より4.6ポイント低い、2.3%となっております。

なお、早期健全化基準は350%で、基準以下となっております。

また、公営企業会計ごとの資金不足はありませんでした。

以上のとおり、本町の財政は早期健全化基準以下であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

報告第7号

伊藤議長 日程第 6、報告第 7 号 平成28年度及び平成29年度西川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第 7 号 平成28年度及び平成29年度西川町一般会計継続費精算報告書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令に基づき作成し、報告をいたすものであります。

お手元の議案書の報告書をごらんいただきたいと存じます。

継続費の設定につきましては、西川町民体育館の建設に伴うものであります。

事業名につきましては、町民体育館整備事業であります。

継続年度の設定につきましては、平成28年度及び平成29年度であります。

事業内容につきましては、町民体育館の整備であります。

全体計画といたしましては、平成28年度 4 億7,204万7,000円、平成29年度 3 億2,189万3,000円、計 7 億9,394万円であります。

実績につきましては、支出額が平成28年度 4 億6,828万6,800円、平成29年度 3 億2,189万3,040円、計 7 億9,017万9,840円であります。

財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上のとおり、継続費につきまして精算のご報告を申し上げます。

以上でございます。

報告第 8 号

伊藤議長 日程第 7、報告第 8 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第 8 号 損害賠償の額の決定についての専決処分につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の議案書の報告書をごらんいただきたいと存じます。

事故発生日時につきましては、平成30年6月14日、午前6時40分であります。

事故発生場所につきましては、西川町大字吉川227の28、西川中学校であります。

相手方につきましては、西川中学校の教職員であります。

原因・状況等につきましては、西川中学校の敷地にある側溝のグレーチングに、教職員の運転する車両が乗り上げた際、グレーチングがゆがんでいたため、はね上がってしまい、車両の底面が破損したものであります。

事故の種類は物損。

町の過失割合は100分の100。

損害賠償の額につきましては29万3,652円。これにつきましては、全額保険金で補填したものであります。

以上のとおりご報告申し上げます。

以上でございます。

報告第9号

伊藤議長 日程第8、報告第9号 平成29年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告についてを議題とし、報告を求めます。

伊藤教育長。

〔教育長 伊藤 功君 登壇〕

伊藤教育長 報告第9号 平成29年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、ご報告申し上げます。

平成29年度、本教育委員会は、奥山教育委員、笹島委員、近松委員、大泉委員、そして私、教育長、伊藤の5人と学校教育課及び生涯学習課の事務局体制で事務事業の管理執行に当たってまいりました。

教育委員会では、毎月1回の定例会を開催し、条例及び規則の制定や社会教育、学校教育の施策等について審議してまいりました。さらに、教育委員は西川小学校及び西川中学校を

訪問し、各校の経営実態並びに児童・生徒の活動の様子を参観いたしたほか、山形県や寒河江西村山地区の教育委員研修会などにも参加して、教育の現状などについて研さんを積んでまいりました。

平成29年度の事務事業につきましては、第6次西川町総合計画に基づき推進しており、教育委員会関係では地域の文化の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興等について計画を策定いたしておりますけれども、その中で平成29年度実施した61事業のうち生涯学習鑑賞事業、丸山薫記念館文芸活動推進事業、スポーツ振興全般に要する経費、町民体育館整備事業、地域学校安全指導員設置事業、中学校部活運営に要する経費、小学校教育振興に要する経費、放課後子どもプラン事業、以上の8事業につきまして点検・評価を行いました。

その点検・評価を行うに際しましては、客観性を確保するために3人の学識経験者を外部評価委員として委嘱いたすこととし、町公民館連絡協議会会長の松田克己氏、元小学校養護教諭の前田智子氏、前PTA連絡協議会会長の鈴木晃氏のお三方を西川町教育事務評価委員として委嘱し、点検・評価の内容についてご意見をいただきました。

教育事務評価委員の方からは、事業全般について第6次西川町総合計画をもとに目的や内容が明確であり、適切に実施されている。事業の内容及び点検と評価については、おおむねしっかりとなされており、今後の対応にもしっかりとした方向性が明示されているという評価をいただきました。また、個別の事業につきましても、それぞれたくさんのご意見やご提案をいただきました。本教育委員会といたしましては、それらのご意見を今後の事務事業の推進に反映いたしてまいります。

最後になりますが、この報告の詳細につきましては、今後、町のホームページに掲載し、また西川交流センターあいべに据え置きながら公表いたしてまいります。

以上で報告とさせていただきます。

請願の審査報告

伊藤議長 日程第9、請願の審査報告を議題とします。

請願第1号 「種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願」についての委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤耕二議員。

〔産業建設常任委員長 佐藤耕二議員 登壇〕

産業建設常任委員長（佐藤耕二議員） 産業建設常任委員会に付託されました請願について審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある請願審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告にかえさせていただきます。

1 件名

請願第1号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

2 付託年月日

平成30年6月5日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

請願第4号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る請願」について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、宮林昌弘議員。

〔総務厚生常任委員長 宮林昌弘議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（宮林昌弘議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願について審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてあります請願審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告にかえさせていただきます。

1 件名

願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る請願

2 付託年月日

平成30年9月3日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議員派遣について

伊藤議長 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

閉会中の継続調査申出

伊藤議長 日程第11、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

伊藤議長 ただいま3番、佐藤耕二議員から発議第3号 「種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書」が、8番、宮林昌弘議員から発議第4号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる意見書」が提出されました。

ここで議案書を配付します。

〔議案書配付〕

伊藤議長 これを議事日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第12、発議第3号 「種子法廃止に伴う万全

の対策を求める意見書」、追加日程第13、発議第4号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる意見書」とします。

意見書の提出について

伊藤議長 追加日程第12、発議第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 提出者の説明を求めます。

3番、佐藤耕二議員。

〔3番 佐藤耕二議員 登壇〕

3番（佐藤耕二議員） 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書ではありますが、ただいま書記が朗読したとおりであります。

提出先については、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第13、発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 提出者の説明を求めます。

8番、宮林昌弘議員。

〔8番 宮林昌弘議員 登壇〕

8番（宮林昌弘議員） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる意見書であります。ただいま書記が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

伊藤議長 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、平成30年西川町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時50分